

(案)

新 宿 区 総 合 計 画

【① 新宿区基本計画】

平成 29 (2017) 年 12 月

新 宿 区

目 次

I 計画の背景

1	社会的な背景	1
2	新宿区の地域特性	3
3	人口	5

II 計画の枠組み

1	計画の目的	11
2	計画の位置づけと体系	11
3	計画の期間	12

III 計画の内容

1	めざすまちの姿	13
2	5つの基本政策	13
3	計画内容のあらまし	15
4	施策の体系	21
5	基本政策で定める個別施策の内容	22
	基本政策Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿	23
	基本政策Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	55
	基本政策Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	75
	基本政策Ⅳ 健全な区財政の確立	107
	基本政策Ⅴ 好感度1番の区役所	111
	成果指標	116
	用語集	130

I 計画の背景

1 社会的な背景

- 新宿区では、平成 19(2007)年に現在の「新宿区基本構想」を策定し、めざすまちの姿を「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」と定めました。

同時に、この基本構想を実現するため、具体的な施策の方向性を示した「新宿区基本計画」を、平成 29(2017)年度までの 10 年間を計画期間として策定し、これを行政運営の基本として、着実な推進を図ってきました。

- しかし、新宿区を取り巻く環境は、大きく変化しています。

我が国では、人口減少と少子高齢化が急速に進展しており、地方自治体はそれに伴う様々な課題に直面しています。

新宿区においては、平成 27(2015)年に 33.4 万人であった人口は当分の間、増加が続き、2035 年に 35.2 万人でピークを迎え、2045 年まで横ばいが続き、2050 年以降、減少に転じると推計しています。

年少人口比率及び生産年齢人口比率は既に低下傾向にあり、少子高齢化は着実に進展しています。また、単身世帯の割合と未婚率がともに高いことから、単身高齢者の増加が見込まれます。

今後は、こうした人口動向に伴う行政需要の増大と複雑化、地域の活力低下、また、財政面では社会保障関連経費の増大など、様々な影響が想定され、これらに対する備えを一層強化していくことが求められます。

- 現基本構想策定以降、東日本大震災や熊本地震、大型台風や多発する局地的集中豪雨など、さまざまな自然災害が発生し、災害に強いまちづくりの重要性が高まっています。特に、東京圏においては、「首都直下地震」発生の切迫性が高まっており、その対策の強化が強く求められています。

また、日常生活においては、特殊詐欺（振り込め詐欺等）などの犯罪が多様化・深刻化するとともに、民泊や空家の問題、新たな感染症の発生、食の安全の確保など、地域や区民生活の安全安心の強化が求められています。

- 産業・経済の分野においては、我が国の経済は、いわゆるリーマンショックを契機とした世界的な不況を乗り越え、近年は緩やかな回復基調が続いていますが、今後、人口減少と少子高齢化に伴う労働力不足や内需の縮小による経済成長への悪影響が懸念されています。

一方で、第4次産業革命と言われるAI（人工知能）やIoT（Internet of Things）、ロボット、ビッグデータなど新たな技術の開発が急速に進展しています。こうした技術革新は、新しい産業の創出・発展や企業の生産性の向上のみならず、人々の働き方や生活様式などあらゆる物事に影響をもたらし、行政サービスについてもそのあり方の変革が求められると考えられます。

- 2020年には、東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されます。本大会を、新宿区の持続的な発展に大きく寄与する起爆剤と捉え、大会の開催とその後を見据えたまちづくりが期待されています。

このため、スポーツ振興や障害者の社会参加の促進に取り組むとともに、国際観光都市としての観光と産業の振興、文化の発信による賑わいの創出などに取り組んでいくことが必要です。

さらには、まちの回遊性と利便性の向上のための都市基盤整備や、ユニバーサルデザイン※のまちづくりが求められています。
- 新宿区には、人口の1割を超える外国人が住み暮らしています。また、近年、日本に訪れる外国人観光客は増加傾向にあり、新宿区にも多くの外国人観光客が訪れています。

このように、新宿区は、日本有数の国際都市として発展を続けており、今後も外国人住民への支援を行うとともに、外国人観光客への情報提供や案内標識の整備などを行なうことが求められます。
- 国際社会では、持続可能な開発をめざして、これまで以上に地球環境課題に取り組んでいくことが重要となっています。

区としても、地球温暖化対策の推進、資源循環型社会の構築が求められています。また、みどりや水辺など豊かな自然と共生する社会に向けた取組も求められています。
- こうした様々な社会経済情勢の変化への対応が求められる一方で、区財政を取り巻く環境が今後より厳しくなることが見込まれ、これまで以上に効果的効率的な区政運営が求められるとともに、区民等との連携・協働に一層積極的に取り組むことで、持続可能な行財政基盤を確立することが求められます。
- このような背景を踏まえ、基本構想で掲げるめざすまちの姿『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまちの実現に向けて、すべての区民が心豊かに暮らすことができるよう生活を支えるとともに、商業・業務・文化・居住機能が集積する魅力ある都市としての強みを活かし、誰もが住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを推進するため、新たな総合計画（基本計画、都市マスタープラン）を策定するものです。

2 新宿区の地域特性

- 新宿は、元禄 11（1698）年、高遠藩主内藤家の屋敷地の一部を上地し、甲州街道の日本橋と高井戸宿との間に置かれた新しい宿場町「内藤新宿」として拓かれ、多くの人が行きかうまちとして発展してきました。
- 現在の新宿区は、昭和 22(1947)年3月、旧四谷区・旧牛込区・旧淀橋区の3つの区の統合により発足し、進取の気象に溢れたまちとして多くの人を惹きつけ、人口約 34 万人の区民が暮らす交流生活都市となっています。
- 一日の乗降客数 370 万人を超える新宿駅をはじめ、高田馬場駅、四ツ谷駅、市ヶ谷駅、飯田橋駅など主要な交通結節点を抱え、昼間人口約 78 万人を擁する大都市として進化を続けています。
- 新宿区は、大型商業施設や映画館などの集客施設、ホテル、飲食店を含めたいわゆるビジターズ産業（集客産業）が盛んであり、国内外から多くの人々が訪れる国際観光都市です。
これらビジターズ産業に加え、情報通信関連産業、専門・技術サービス業、地場産業である印刷・製本関連業や染色業など、様々な産業が集積しており、経済活動が活発に行われています。
- 新宿に縁のある文化人や、歴史的な建造物や史跡など、貴重な文化歴史資源の豊富なまちです。また、文化芸術活動が盛んであり、まち全体がアートイベントなどで彩られます。新宿は伝統的な文化を守りながら、新たな文化を創造・発信するまちです。
- 閑静な住宅街もあり、生活の基盤となる商業施設や医療機関、大学等の教育機関などが高度に集積しています。また、みどり溢れる公園や広場、神田川や妙正寺川の水辺など、自然と調和した都市空間が広がる、やすらぎと潤いがあり、生活者にとって、利便性や満足度の高い暮らしやすいまちです。
- このように、新宿区は、高層ビル街や大規模繁華街、閑静な住宅街、歴史や伝統が色濃く残る街並み、地場産業の集積する地域、学生街、多国籍な街など多彩な顔を持ち、住み、働き、学び、楽しみ、憩い、集うことのできるまちとして、バランスのよい都市機能が集積しています。

●区内主要駅の1日あたりの乗降客数

平成28年度実績
(JR 東日本・私鉄各社
・東京地下鉄・東京都交通局)

新宿駅 **3,707,514 人/日** 【全国1位】

高田馬場駅 **915,517 人/日**

飯田橋駅 **411,235 人/日**

四ッ谷駅 **312,070 人/日**

市ヶ谷駅 **360,165 人/日**

●興行場施設数

(平成28年版特別区の統計)

1位 新宿区 **99施設**

2位 渋谷区 **77施設**

3位 港区 **67施設**

新宿区は23区中、興行場施設数が1位
興行場：映画、劇場、寄席等の施設

●外国人旅行者が訪問した場所

(東京都 平成28年度国別外国人旅行者行動特性調査)

1位 新宿・大久保 **56.9%**

2位 浅草 **48.2%**

3位 銀座 **48.1%**

「新宿・大久保」は、外国人旅行者が訪問した場所での1位

●ホテル・旅館施設数

(平成28年版特別区の統計)

1位 台東区 **258施設**

2位 新宿区 **201施設**

3位 豊島区 **162施設**

新宿区は23区中、ホテル・旅館施設数が2番目に多い

●飲食店営業数

(平成28年版特別区の統計)

1位 港区 **15,877店舗**

2位 新宿区 **14,816店舗**

3位 中央区 **11,222店舗**

新宿区は23区中、飲食店営業数が2番目に多い

●小売業の年間商品販売額

(平成26年商業統計調査)

1位 中央区 **1,503,894百万円**

2位 新宿区 **1,321,570百万円**

3位 渋谷区 **1,113,584百万円**

新宿区は23区中、小売業の年間商品販売額が2番目に多い

●専修学校・各種学校数

(平成28年度東京都学校基本調査)

1位 新宿区 **73校**

2位 渋谷区 **57校**

3位 豊島区 **46校**

新宿区は23区中、専修学校・各種学校の数が1位

(平成26年度経済センサス基礎調査)

●不動産業、物品賃貸業

3,848事業所 (23区で1位)

●学術研究、専門・技術サービス業

3,593事業所 (23区で4位)

●情報通信業

2,138事業所 (23区で5位)

(平成27年度東京都福祉・衛生統計年報)

●人口1万人当たり医療施設数

18.5施設 (23区で5位)

●新宿のまちの良さ

(平成28年度区民意識調査)

1位 交通網が充実している **80.6%**

2位 物や店が豊富である **60.3%**

3位 日本を代表する都市である **20.1%**

4位 医療や福祉が充実している **20.0%**

5位 活気や刺激がある **18.0%**

有効回収数 (1,276人) に対する割合 (%)
複数回答 (3つまで)

3 人口

(1) 人口の推移

① 総人口

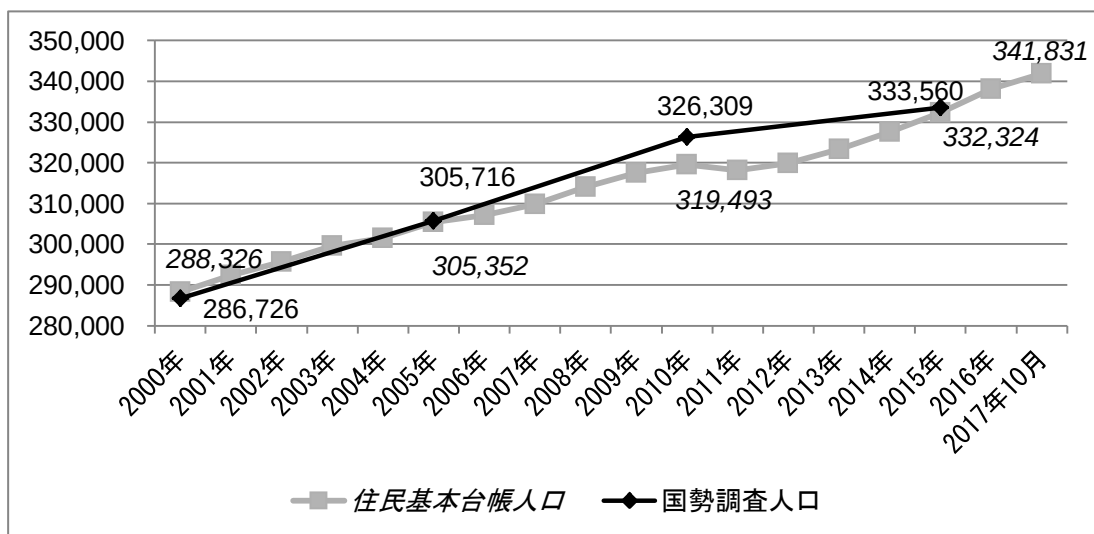
2015 年の国勢調査の結果によると、新宿区の総人口は 333,560 人です。

前回の国勢調査の 2010 年の 326,309 人と比べて 7,251 人増加しており、増加率は 2.2%となっています。

外国人人口は 30,506 人で、2010 年の 25,742 人と比べて大きく増加し、総人口の 9.2%を占めています。

また、10 月 1 日現在の住民基本台帳をみると、2015 年の総人口は 332,324 人で、2010 年（319,493 人）と比べて 4.0%増加 しており、国勢調査人口より高い増加率となっています。また、外国人人口は 37,861 人で総人口の 11.4 %を占めています。

【国勢調査の人口と住民基本台帳人口の推移】2015 年国勢調査



		2000 年	2005 年	2010 年	2015 年
国勢調査 の人口	総人口	286, 726	305, 716	326, 309	333, 560
	日本人	269, 699	287, 351	286, 398	300, 013
	外国人	16, 474	16, 457	25, 742	30, 506
	不詳	553	1, 908	14, 169	3, 041
住民基本 台帳人口	総人口	288, 326	305, 352	326, 309	332, 324
	日本人	264, 742	275, 999	283, 791	294, 463
	外国人	23, 584	29, 353	35, 702	37, 861

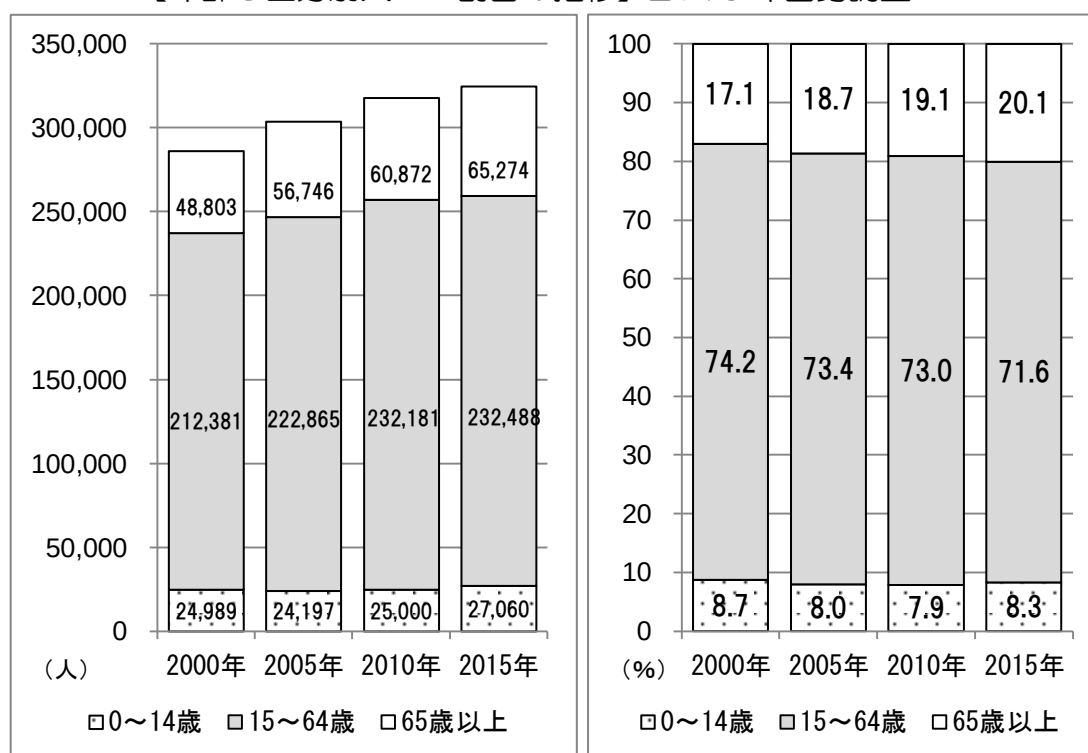
② 年齢区分別人口

2015年の、0～14歳の年少人口は27,060人で、2010年（25,000人）より2,060人増加し、構成割合は2010年の7.9%から8.3%へと上昇しました。年少人口割合が上昇したのは1975年以来40年ぶりのことです。

15～64歳の生産年齢人口は232,488人で、2010年（232,181人）より307人増加したものの、構成割合は73.0%から71.6%へと低下しています。

65歳以上の高齢者人口は65,274人で、2010年（60,872人）より4,402人増加し、構成割合は19.1%から20.1%へと上昇しました。構成割合が20%台になったのは国勢調査開始以来初めてのことです。

【年齢3区分別人口・割合の推移】2015年国勢調査



	2000 年	2005 年	2010 年	2015 年
総人口	286,726 人	305,716 人	326,309 人	333,560 人
65 歳以上	48,803 人 (17.1%)	56,746 人 (18.7%)	60,872 人 (19.1%)	65,274 人 (20.1%)
15～64 歳	212,381 人 (74.2%)	222,865 人 (73.4%)	232,181 人 (73.0%)	232,488 人 (71.6%)
0～14 歳	24,989 人 (8.7%)	24,197 人 (8.0%)	25,000 人 (7.9%)	27,060 人 (8.3%)
不詳	553 人	1,908 人	8,256 人	8,738 人

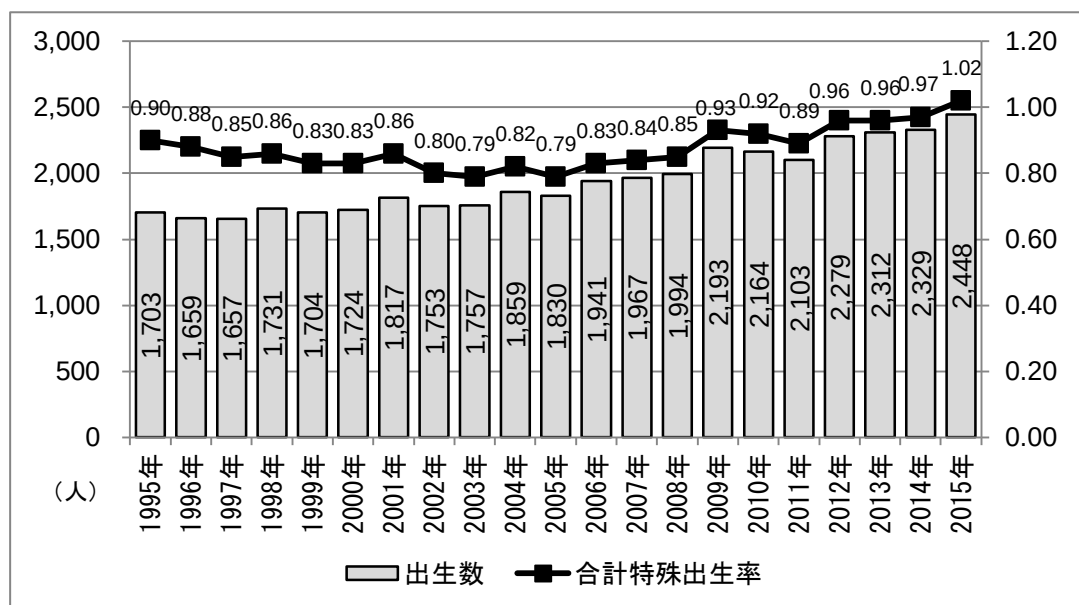
③ 出生数

前述の「② 年齢区分別人口」にあるとおり、0～14歳の年少人口は増加し、構成割合も上昇しています。

「人口動態統計」（東京都福祉保健局）による新宿区の出生数と合計特殊出生率をみると、出生数は2010年の2,164人から2015年の2,448人へと284人（13.1%）増加し、合計特殊出生率は2010年の0.92から2015年の1.02へと上昇しています。

このことから、出生率の上昇に伴う出生数の増加が年少人口の増加の大きな要因と考えられます。

【出生数・合計特殊出生率の推移（日本人）－新宿区（1995年～2015年）「人口動態統計」】



④ 世帯構成

2015年の国勢調査によると、区の世帯数は204,989世帯で、2010年の195,434世帯から9,555世帯増加しています。

このうち、一般世帯204,547世帯では、一世帯当たりの家族数が1.61人であり、2010年の1.65人から減少しています。単身世帯の構成比は、64.9%であり、2010年の62.6%から増加していることから、単身化が進んでいると言えます。

	2000年	2005年	2010年	2015年
総世帯（世帯）	154,687	173,560	195,434	204,989
一般世帯（世帯）	153,473	170,957	194,555	204,547
1世帯当たり人員（人）	1.84	1.75	1.65	1.61
単身世帯の割合	55.9%	57.9%	62.6%	64.9%

単身世帯割合（世帯比）		
1	新宿区	64.9%
2	豊島区	63.5%
3	渋谷区	63.0%
4	中野区	61.9%
5	千代田区	58.5%

単身世帯数／一般世帯数

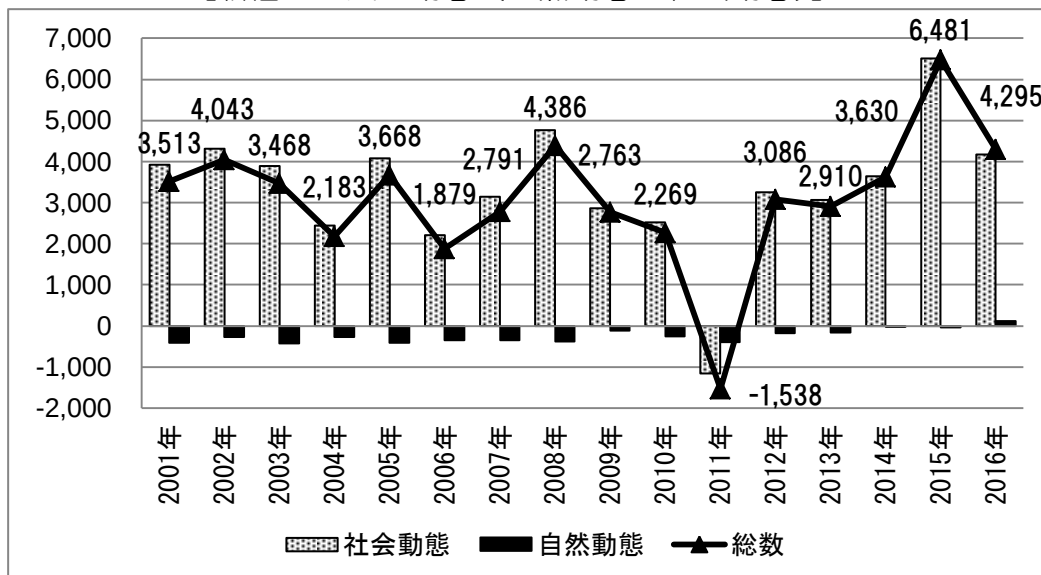
高齢単身者割合（人口比）		
1	渋谷区	34.7%
2	豊島区	33.8%
3	新宿区	33.4%
4	杉並区	32.8%
5	中野区	32.4%

65歳以上単身世帯（者）数／65歳以上人口

⑤ 人口動態

社会動態（転入者等－転出者等）はプラス傾向にあります。自然動態（出生－死亡）はマイナスで推移していましたが、2016年にはプラスに転じています。人口動態の総数ではプラス傾向にあります。

【新宿区の人口動態（自然動態と社会動態）】



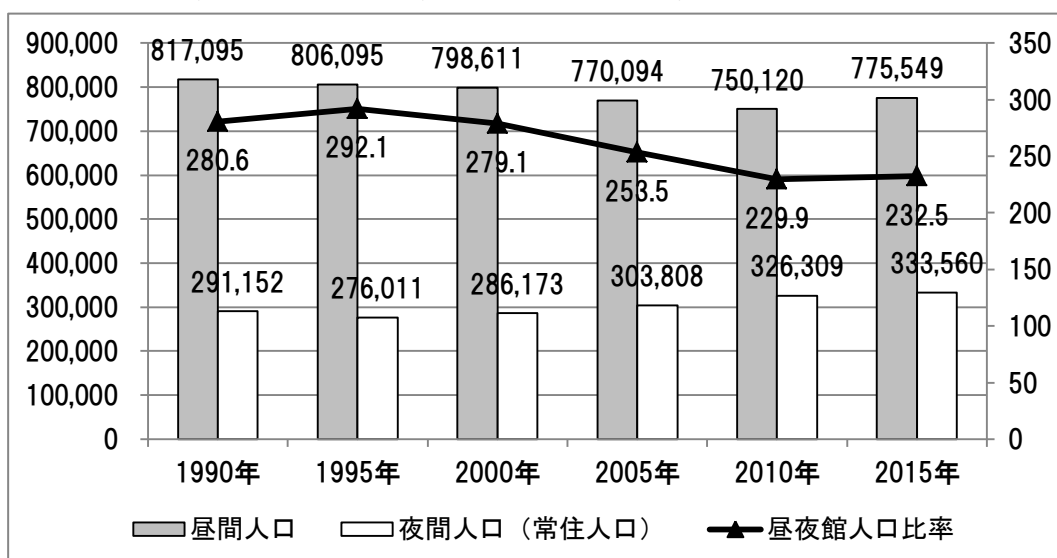
年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
総数	3513	4043	3468	2183	3668	1879	2791	4386	2763	2269	-1538	3086	2910	3630	6481	4295
社会動態	3930	4320	3891	2454	4085	2222	3142	4767	2874	2524	-1149	3263	3067	3648	6510	4177
自然動態	-417	-277	-423	-271	-417	-343	-351	-381	-111	-255	-389	-177	-157	-18	-29	118

⑥ 昼間人口

2015年の新宿区の昼間人口は775,549人、夜間人口（常住人口）は333,560人となっています。

昼夜間人口比率（夜間人口100人当たりの昼間人口）は、232.5で、2010年（229.9）と比べ2.6ポイント増加しています。

【昼間人口、夜間人口及び昼夜間人口比率の推移（1990年～2015年）】



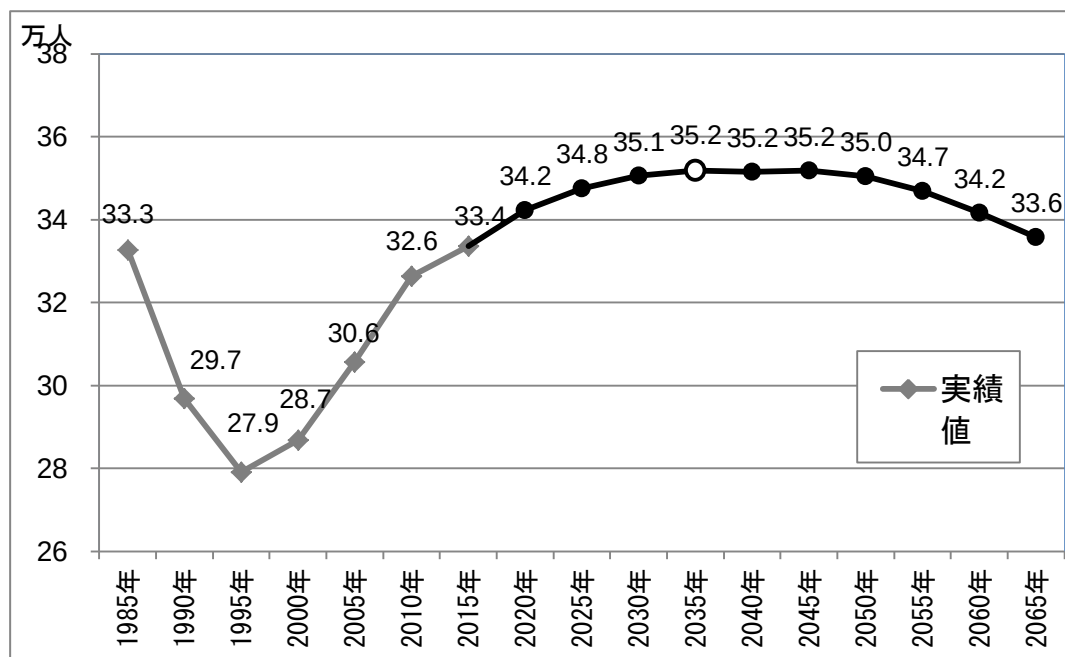
(2) 人口の推計

① 総人口

総人口は、2015 年の 33.4 万人から当分の間、増加が続き、2035 年に 35.2 万人でピークを迎えると推計しています。

その後、2045 年まで横ばいが続き、2050 年以降、減少に転じ、2065 年には 33.6 万人と 2015 年の人口とほぼ同規模になる見通しです。

【新宿区の将来推計人口】



新宿自治創造研究所の推計による

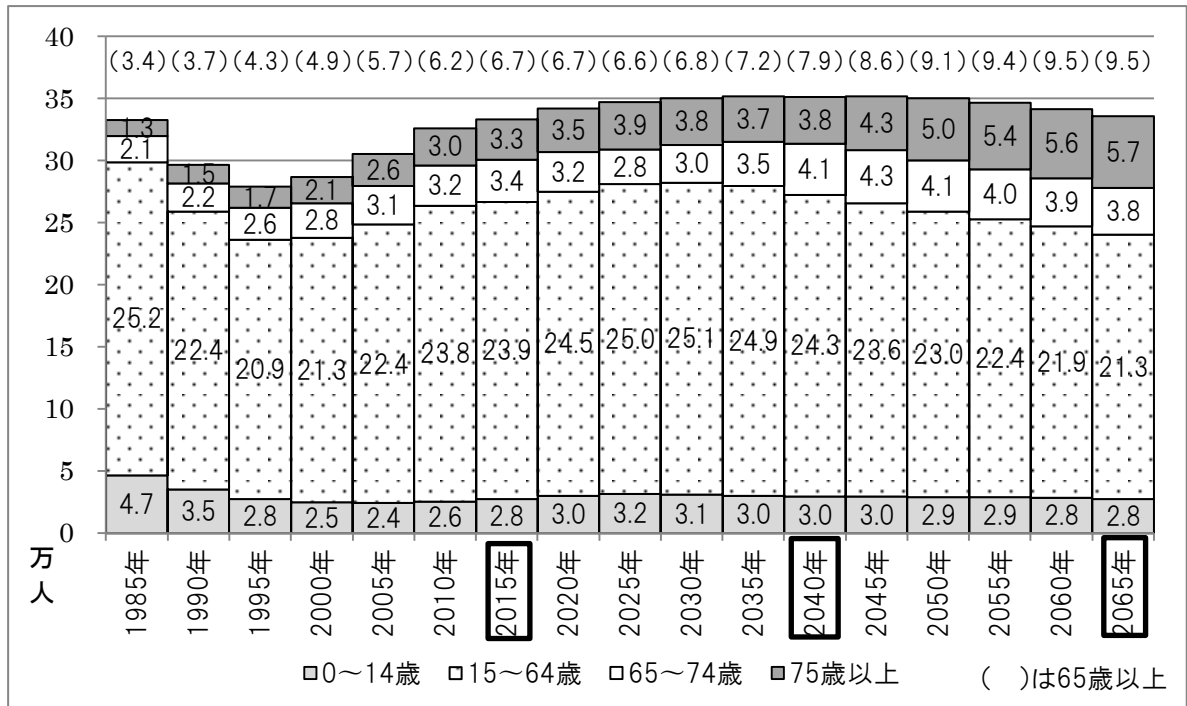
② 年齢区分別人口

年少人口（0～14 歳）は、2015 年の 2.8 万人から 2040 年の 3.0 万人へとやや増加し、2065 年は 2.8 万人へとやや減少すると推計しています。構成割合は、2015 年の 8.3%から 2040 年の 8.5%へとやや上昇し、2065 年は 8.2%へとやや低下する見通しです。

生産年齢人口（15～64 歳）は、2015 年の 23.9 万人から 2040 年の 24.3 万人へと増加し、2065 年は 21.3 万人へと大きく減少すると推計しています。構成割合は、2015 年の 71.6%から 2040 年の 69.0%へと低下し、2065 年は 63.4%へと大きく低下する見通しです。

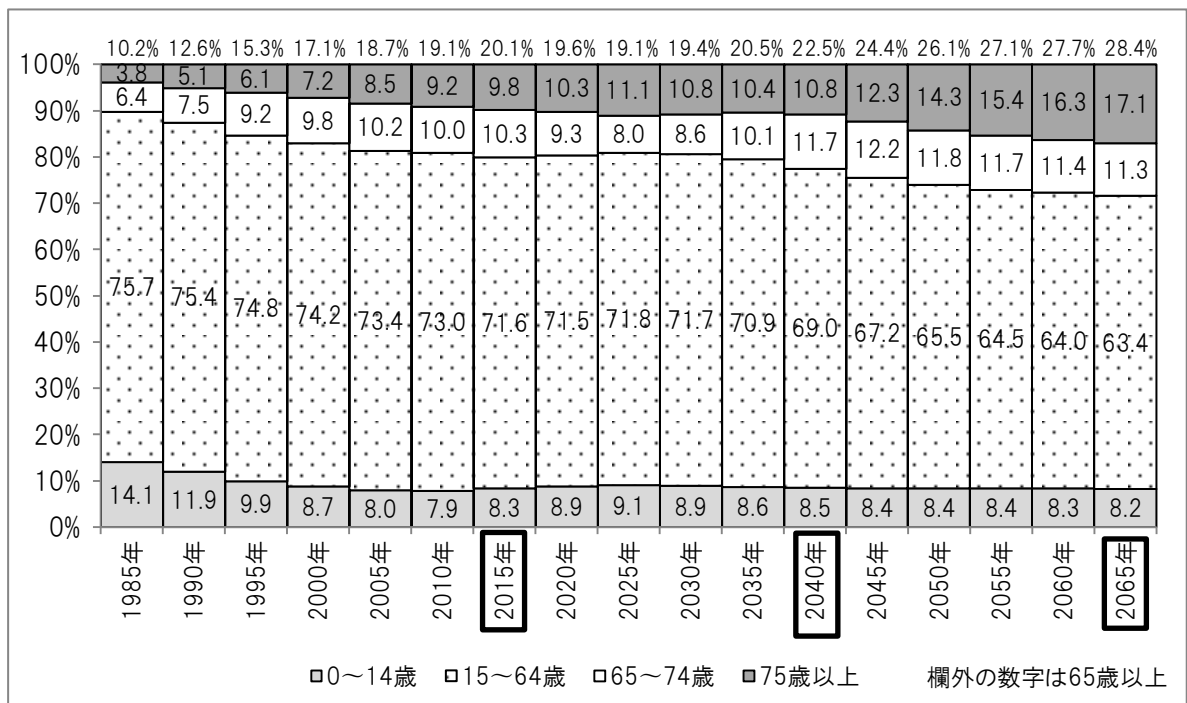
高齢者人口（65 歳以上）は、2015 年の 6.7 万人から 2040 年の 7.9 万人へと増加し、2065 年は 9.5 万人へと大きく増加すると推計しています。構成割合は、2015 年の 20.1%から 2040 年の 22.5%へと上昇し、2065 年は 28.4%へと大きく上昇する見通しです。

【年齢区分別人口の推移】



新宿自治創造研究所の推計による

【年齢区分別人口の構成割合の推移】



新宿自治創造研究所の推計による

* 人口推計には、コーホート・シェア延長法を用いています。

Ⅱ 計画の枠組み

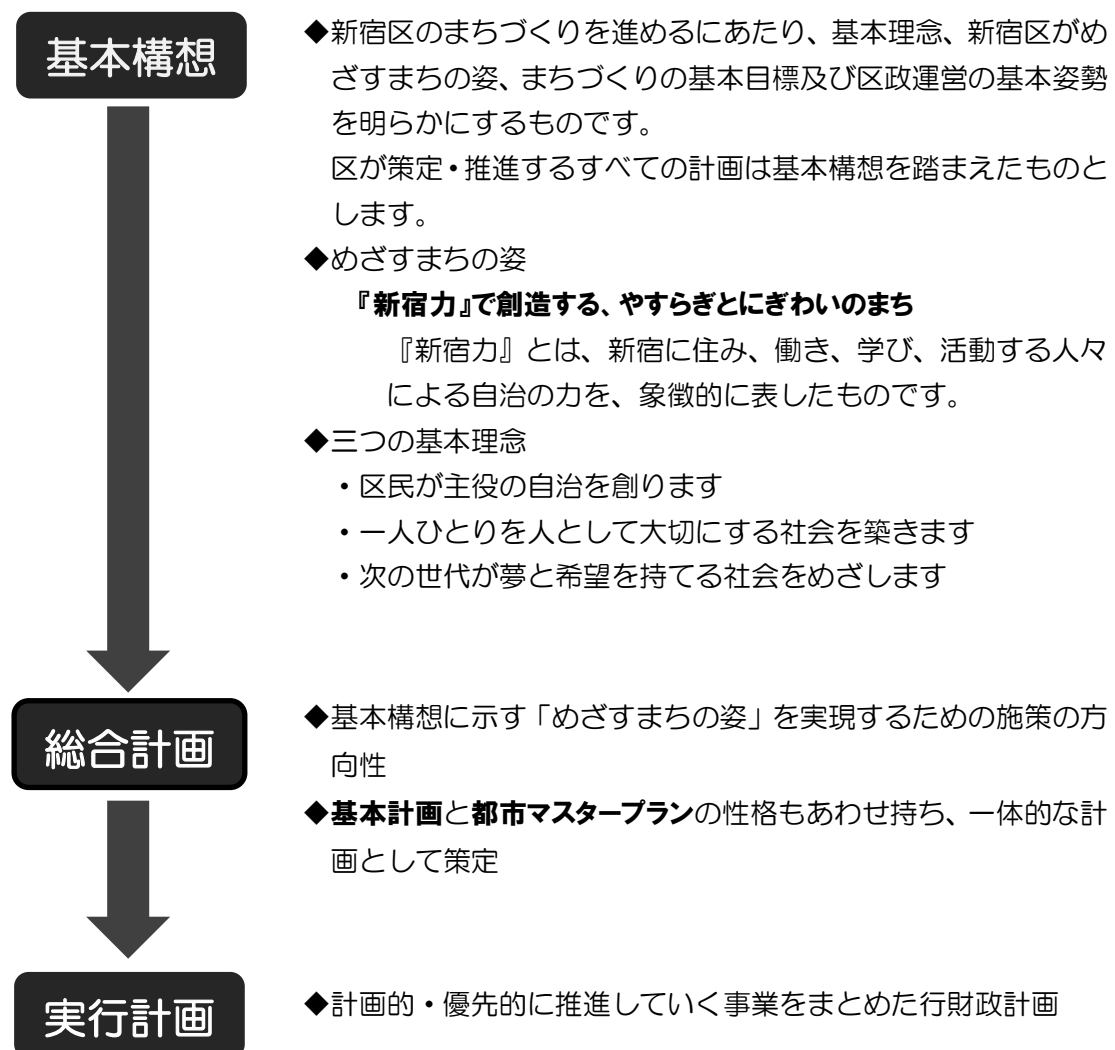
1 計画の目的

新宿区総合計画は、「新宿区基本構想」に示す、めざすまちの姿『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまちの実現に向けた、施策の方向性を示したものです。

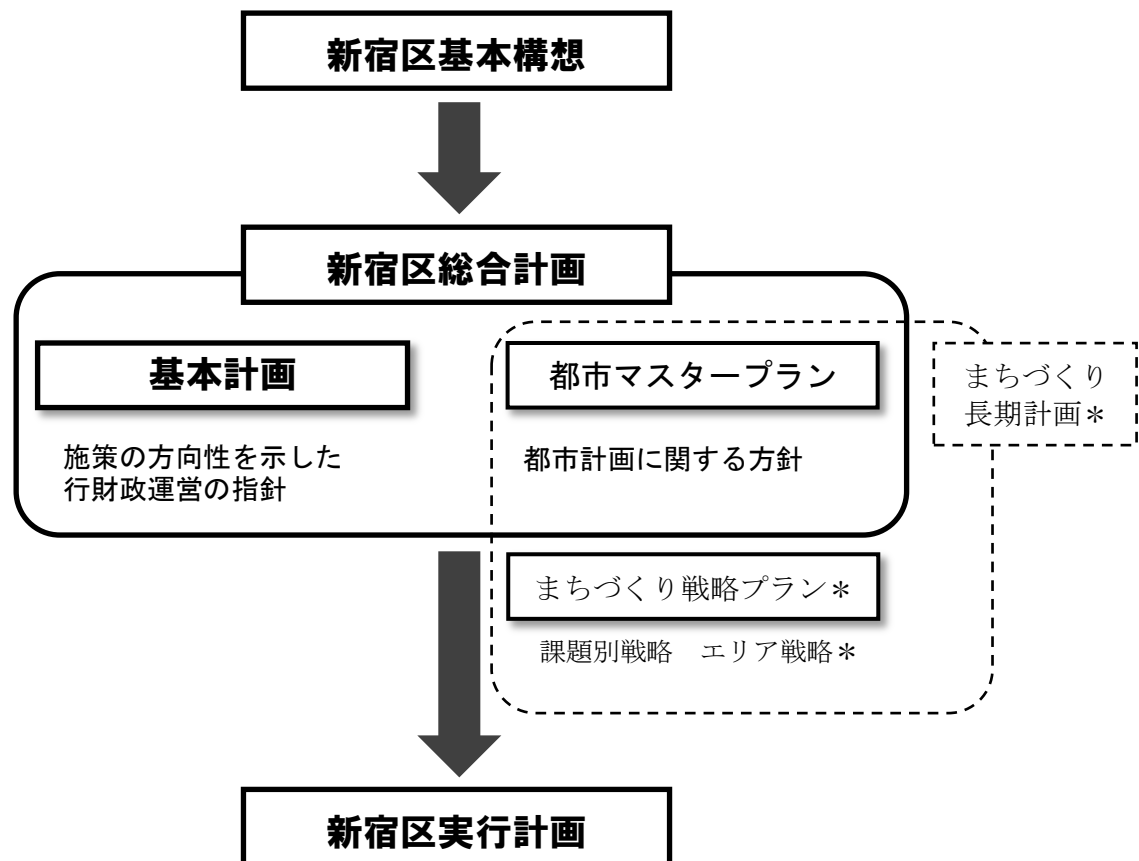
2 計画の位置づけと体系

新宿区総合計画は、基本構想を実現するために、「基本計画」と「都市マスタープラン」の性格をあわせもち、一体的な計画として策定するものです。

また、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉計画」の内容も取り込んだものとなっています。



【計画の体系図】



3 計画の期間

平成30(2018)年度を初年度とし、平成39(2027)年度までの10年間を、新宿区総合計画の期間とします。

ただし、社会経済状況等の変化に対応し、必要に応じて見直しを行うものとします。

また、実行計画は、第一次から第三次までの期間を定めた計画とします。

2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
新宿区総合計画（10年間：2018年度～2027年度）									
第一次実行計画 3年間 (2018年度～2020年度)			第二次実行計画 3年間 (2021年度～2023年度)			第三次実行計画 4年間 (2024年度～2027年度)			

*まちづくり長期計画は、都市マスタープランとまちづくり戦略プランで構成されます。
まちづくり戦略プランは、区内全域、地区が抱える課題に対する重点的な取組と推進方策などを示します。

Ⅲ 計画の内容

1 めざすまちの姿

基本構想では、新宿区の「めざすまちの姿」として、

『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち

を掲げています。

2 5つの基本政策

基本政策Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿

すべての区民がいきいきと暮らし続けていくためには、まずは、こころも身体も健康であることが重要です。また、安心できる子育て環境の整備や、教育の充実、高齢者や障害者など誰もが自分らしく生活できるまちづくり、地域コミュニティの活性化などの推進が必要です。

「基本政策Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿」では、これら区民生活を支える施策に取り組んでいきます。

基本政策Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化

区民が安心して日々の生活を送るためには、災害に強い、逃げないですむまちづくりと、安全安心な生活環境づくりが重要です。

このため、「基本政策Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」では、建築物の耐震化や不燃化、災害に強い体制づくり、犯罪のないまちづくり、民泊や空家等への対策、感染症の予防、路上喫煙防止などに取り組んでいきます。

基本政策Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造

持続的に発展する新宿を創造するためには、商業・業務・文化・居住機能など多様性に富んだ新宿区の都市機能や都市環境を活かしたまちづくりが重要です。

このため、「基本政策Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造」では、まちの回遊性や利便性を向上させる都市基盤整備、文化・観光・スポーツの振興、魅力ある商店街づくりや産業振興などに取り組んでいきます。

基本政策Ⅳ 健全な区財政の確立

様々な施策を展開するためには、財源を担保しつつ、その限りある財源の中で効果的・効率的な区政運営を行う必要があります。

このため、「基本政策Ⅳ 健全な区財政の確立」では、行政評価制度の活用や公民連携による効果的・効率的な事業の実施、税外収入のさらなる確保、公共施設マネジメントの強化などに取り組んでいきます。

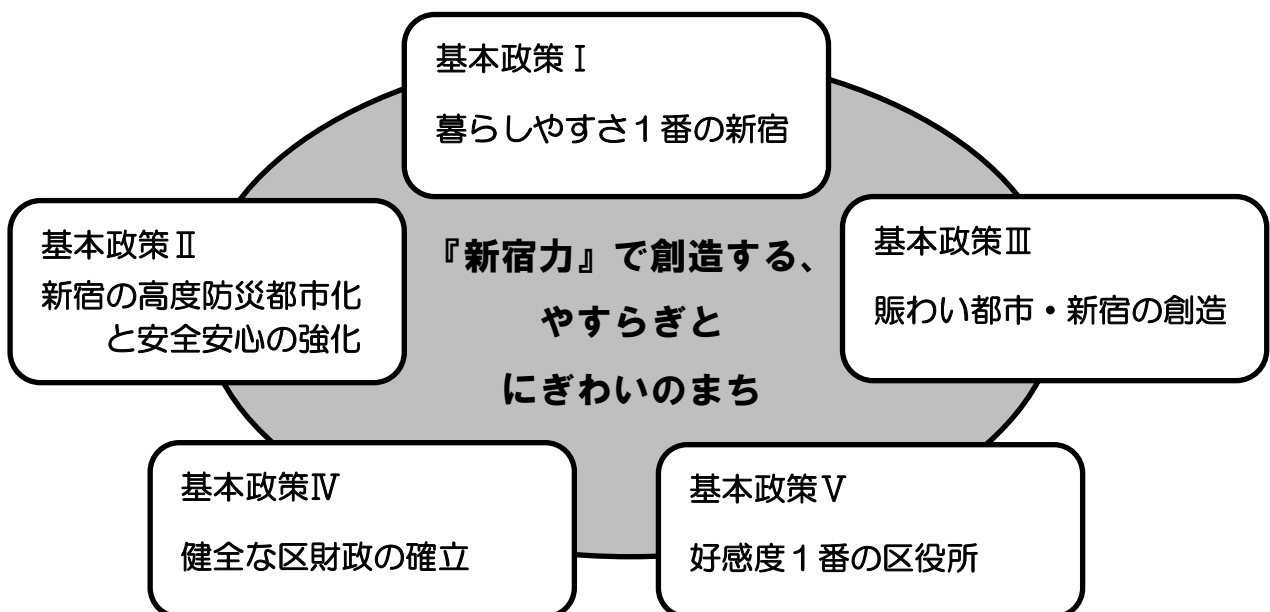
基本政策Ⅴ 好感度1番の区役所

計画に位置付けた施策を、区民の皆様とともに推進していくためには、区と区民との信頼関係がなくてはなりません。

このため、「基本政策Ⅴ 好感度1番の区役所」では、区民とともに地域課題を共有し、解決するための政策を立案・実行できる職員の育成や、能力の向上に取り組んでいきます。

また、窓口案内の質の向上や、ICT※を活用した行政サービスの利便性の向上などにも取り組み、区役所の好感度を向上させていきます。

そして、区民に最も身近な基礎自治体として、地方分権を推進していきます。



3 計画内容のあらまし

基本政策Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿

個別施策1

P23

生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命※の延伸に向けた取組の充実

気軽に健康づくりに取り組める環境が整備され、区民が暮らしのなかで意識せずとも健康づくりを実践でき、こころも身体も健康に暮らし続けられるまちをめざします。

個別施策2

P27

住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステム※の推進

高齢者のだれもが社会貢献活動などを通して意欲的かつ前向きに毎日を過ごすことができ、健康づくりや介護予防※にも取り組むことのできる、「心身ともに健やかにいきいきとくらせるまち」をめざします。

また、保健・医療・介護・看取りの体制の充実に加え、多様な担い手による地域のささえ合いや必要なサービスが提供される環境を整備していきます。要支援・要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるとともに、本人の意思を尊重した、その人らしい最期を迎えることができる「だれもが互いを尊重し 支え合うまち」「支援が必要になっても生涯安心してくらせるまち」をめざします。

個別施策3

P31

障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備

障害の重度化、障害者の高齢化や親亡き後を見据えて、障害者が住み慣れた地域で尊厳を持って暮らし続けられるまちをめざします。

さらに、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが生涯にわたって社会参加ができるように、区民が互いに支援し合う関係づくりをめざします。

個別施策4

P33

安心できる子育て環境の整備

すべての子育て家庭に妊娠期からきめ細かな支援が行われ、子どもを安心して生み、育てられる環境が実現しているとともに、次代を担うすべての子どもたちが健やかに自分らしく成長していけるまちをめざします。

また、子どもが社会的に自立した若者として成長できるよう、幼少期から切れ目なく支援が行われるまちをめざします。

地域や子育てを支援する人々の子育て支援の輪を広げ、新しい出会いと世代を超えた交流が生まれ、みんなで子どもの育ち・子育てを支え合うまちをめざします。

個別施策5

P37

未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実

子どもたちが自ら学び、考え、行動できる「生きる力」を育むとともに、地域の人々とのつながりの中でのびのびと健やかに育ち、新宿に誇りと愛着を持てる人として成長し、自立した個人として他者とともに次代の社会を担うことができるまちをめざします。

個別施策6	P41
<u>セーフティネット※の整備充実</u>	
障害や疾病、高齢化、失業等による生活困窮など様々な境遇にあっても、区民一人ひとりが尊重され、地域の中で自立した生活を営み、その人らしく安心して心豊かに暮らしていけるまちをめざし、区はセーフティネット※機能の充実を積極的に図っていきます。	
個別施策7	P43
<u>女性や若者が活躍できる地域づくりの推進</u>	
誰もが人として尊重され、性別にかかわらず自分らしく生きることができるとともに、多様な働き方が選択でき、生きがいのある豊かな日々の暮らしが調和したワーク・ライフ・バランス※が実現するまちをめざします。 また、お互いの人権を尊重し、配偶者等からの暴力の無い社会の実現をめざすとともに、学校や職場等の社会生活でつまづきを経験した若者が何度でもやり直しながら社会の中で活躍でき自分らしく生活できるまちをめざします。	
個別施策8	P47
<u>地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進</u>	
地域の中でお互いの顔が見える関係が築かれ、子どもから高齢者まで多様な世代が交流・連携・協力し合うとともに、区民が自ら考え行動しながら地域の課題に取り組み・解決していくことで、地域の人材を活かした区民が主役の自治のまちをめざします。	
個別施策9	P51
<u>地域での生活を支える取組の推進</u>	
判断能力が十分でないため日常生活等に支障のある人でも、地域社会の一員として尊厳を持っていきいきと生活が送れる共生社会の実現をめざします。 誰もが地域でいきいきと、活躍できるまちをめざします。 誰もが安心して住み続けられる住宅・住環境づくりをめざします。	

基本政策Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化

個別施策1

P55

災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり

①建築物等の耐震化の推進

②木造住宅密集地域※解消の取組の推進

③市街地整備による防災・住環境等の向上

「減災社会」をめざし、区民と区の協働により、災害に強い都市づくりを進め、安全で安心して住めるまち、逃げないですむまちをめざします。

建築物等の耐震化、木造住宅密集地域※の解消を促進するとともに、道路、公園等の公共施設の防災性を強化し、防災性の向上と住環境の改善を図ります。

特定緊急輸送道路※沿道建築物を耐震化することで、災害時において避難や救助活動、復旧復興活動等の重要な役割を担う道路機能を確保し、都市の防災性を強化します。

④災害に強い都市基盤の整備

P59

都市空間の防災機能を強化し、災害に強い都市づくりをめざします。

災害に強い道路・公園づくりや橋りょうの整備を進めるとともに、水害対策に取り組むことで、安心して生活でき、逃げないですむまちをめざします。

個別施策2

P61

災害に強い体制づくり

高度防災都市化の実現に向け、区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、区民との協働により、地域防災力の向上や防災都市づくりに取り組み、災害に強い、逃げないですむ安全なまちをめざします。

個別施策3

P65

暮らしやすい安全で安心なまちの実現

①犯罪のない安心なまちづくり

すべての区民が、犯罪等の不安を感じることなく日々の生活を送ることができる、安全で安心な暮らしやすいまちをめざします。

②感染症の予防と拡大防止 *食の安全対策を含む

P67

感染症や食中毒の発生・拡大を予防し、区民の生命及び健康を守ることのできるまちをめざします。

③良好な生活環境づくりの推進

P71

アスベスト※の除去や空家等の適切な管理、マンションの適正な維持管理を支援することで、誰もが安心できる住宅環境を実現します。

ポイ捨てや路上喫煙を防止し、騒音・振動・悪臭などの公害に対する規制・指導を行うとともに、大気測定、自動車騒音振動等の環境測定を継続して実施することで、良好な生活環境をつくります。

基本政策Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造

個別施策1

P75

回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり

新宿駅をはじめとする区内の主要駅周辺において、交通ターミナルとしての交通結節機能※と商業・娯楽・滞在施設など多様な都市機能を併せ持つ魅力を活かし、歩行者の回遊性、利便性向上を軸とした都市基盤整備と、より魅力的で賑わいあふれるまちづくりを連携して進めることで、誰もが歩きたくなるまちをめざします。

個別施策2

P77

誰もが安心して楽しめるエンターテインメントシティの実現

区、地元・事業者、関係行政機関、NPO※、ボランティア等が官民一体となって、誰もが安心して楽しめる「エンターテインメントシティ・歌舞伎町」を実現し、「国際観光都市・新宿」の魅力を歌舞伎町から世界に向けて発信します。

個別施策3

P79

地域特性を活かした都市空間づくり

地域の特性や魅力を十分に活かした地域主体のまちづくりを進め、人々が住み、働き、学び、遊ぶ都市として愛着がもてるまちをめざします。あわせて、まちなみや建造物などの歴史的景観や、高低差の大きい変化に富んだ地形、みどりや水辺などの自然景観と調和した、個性的で美しい景観に配慮したまちの実現をめざします。

このことにより、誰もが住みたくなる豊かで良好な居住環境を実現します。

個別施策4

P81

誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人ができるよう生活環境その他の環境を推進していきます。また、誰もがわかりやすく使いやすい利用者本位の案内サインを整備し、歩行者空間の創出に取り組みます。

個別施策5

P83

道路環境の整備

都市の骨格となる道路・交通施設等を充実させるとともに、歩く人にやさしい歩行者空間の充実をめざします。

個別施策6

P85

交通環境の整備

都市機能が高度に集積し、多くの人が行き交う新宿区の都市活動を支えていくため、利用しやすい公共交通機関の充実したまちをめざします。

また、自転車等の適正利用と利便性の向上を図ることで、誰もが快適に自転車等を利用できるまちをめざします。

個別施策7

P87

豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備

新宿の持つ貴重な水辺やみどりを、未来に引き継ぐべき区民共有の財産として位置づけ、その保全・再生・整備を図ります。

誰もが安心して利用できる身近な公園や広場を充実させ、地域の記憶である街路樹を次世代につないでいくことで、歩きたくなり、ふと立ち寄りたくなる魅力ある楽しいまちをめざします。

個別施策 8	P89
地球温暖化対策の推進 区内に暮らし、または活動しているすべての方々と連携・協働し、CO₂の排出が少ない社会基盤やライフスタイルを進めていくことで、「環境都市・新宿」を実現していきます。	
個別施策 9	P91
資源循環型社会の構築 ごみの発生抑制、リサイクルしやすい商品の利用、無駄の少ないエネルギー利用など、日々の暮らしの中で、できる限り環境に負荷をかけないライフスタイルを確立するとともに、きれいなまちづくりに取り組むことにより、環境と調和したまちをめざします。	
個別施策 10	P93
活力ある産業が芽吹くまちの実現 多様な産業の集積や、人々が集まることで発生するニーズが溢れる都市としての特性を活かし、社会環境の変化に対応した事業革新や新たな価値創造に向けた積極的な事業活動を支援することで、持続的に発展するまちをめざします。 また、就労支援と人材確保支援の双方に取り組むことによって、働く人と企業がともに支え合い、発展することができるまちづくりをめざします。	
個別施策 11	P95
魅力ある商店街の活性化に向けた支援 魅力ある商店街づくりを進め、暮らしやすさと賑わいの調和がとれた、人々のふれあいと交流のあるまちをめざします。	
個別施策 12	P97
まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造 新宿が持つ歴史や、文化、芸術などの多彩な魅力を発掘・創造・発信し続けることにより、区民のまちへの愛着と誇りを醸成します。 また、こうした多彩な魅力を活かし、国内外から多くの方々を新宿のまちへ惹き付け、賑わいを創出していきます。	
個別施策 13	P99
国際観光都市・新宿としての魅力の向上 官民一体による観光振興や産業振興などの施策を総合的に推進し、国際観光都市としての魅力とブランド力をさらに高め、「賑わい都市・新宿」の実現をめざします。 国内外から新宿を訪れる人たちが、安心して快適に新宿のまちを楽しむことができる世界に誇れるまちをめざします。	
個別施策 14	P101
生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実 すべての人々にやさしい知の拠点としての図書館の活用を通じて、教育と文化の発展に寄与するとともに、区民が様々な課題について自ら考え、他者と協働して解決することができるまちをめざします。 子どもから高齢者まで誰もが気軽にスポーツや学習を楽しみ、ライフステージ※等に応じた健康でいきいきとした生活を送ることで、生涯を通じて学習やスポーツ活動に取り組めるまちをめざします。	

個別施策 15	P103
<u>多文化共生※のまちづくりの推進</u>	
国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、一人ひとりが地域社会の一員として活躍できる「多文化共生※のまち」をめざします。	
個別施策 16	P105
<u>平和都市の推進</u>	
「新宿区平和都市宣言」の趣旨に基づいて、区民一人ひとりが平和の大切さと戦争の悲惨さへの認識を深め、平和を守っていくまちをめざします。	

基本政策Ⅳ 健全な区財政の確立

個別施策 1	P107
<u>効果的・効率的な行財政運営</u>	
行政評価制度による、計画・実行・評価・見直しというサイクルを区政運営に活かすとともに、柔軟性と多様性のある民間活力の公共サービスへの活用、戦略的なICT※の利活用などを推進することにより、効果的・効率的な区政運営をめざします。	
個別施策 2	P109
<u>公共施設マネジメントの強化</u>	
区有施設の老朽度や緊急度等を総合的に勘案して、効果的で効率的な予防保全工事を実施し、施設経費の抑制と、資産（建築物）の長寿命化を図ります。	
区有施設の維持管理・安全確保・長寿命化・統廃合などを総合的かつ計画的に行い、財政負担の軽減・平準化と施設の最適な配置を実現します。	

基本政策Ⅴ 好感度 1 番の区役所

個別施策 1	P111
<u>行政サービスの向上</u>	
行政サービスがより利用しやすくなるよう、窓口案内等の質の向上を図るとともに、ICT※の活用など、行政サービスの一層の向上を進めていきます。	
個別施策 2	P112
<u>職員の能力開発、意識改革の推進</u>	
地域の将来を見据えた時代認識を持ち、区民起点で考え、変化に柔軟に対応し、地域の実情に合った政策を自ら立案できる職員を育成します。このことにより、区民本位の区政運営をめざします。	
個別施策 3	P113
<u>地方分権の推進</u>	
地域の実情にあったサービスが一層展開できるよう、区民に最も身近な基礎自治体※として、権能の拡充を推進していきます。	

4 施策の体系

基本政策Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿

個別施策	1	生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる 健康寿命※の延伸 に向けた取組の充実	P23
	2	住み慣れた地域で暮らし続けられる 地域包括ケアシステム※ の推進	P27
	3	障害者 がいきいきと暮らし続けられる環境の整備	P31
	4	安心できる 子育て 環境の整備	P33
	5	未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす 教育 の充実	P37
	6	セーフティネット※ の整備充実	P41
	7	女性 や 若者 が活躍できる地域づくりの推進	P43
	8	地域 の課題を共有し、ともに考え、 地域 の実情に合ったまちづくりの推進	P47
	9	地域での 生活を支える 取組の推進	P51

基本政策Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化

個別施策	1	災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり	P55
	①	建築物等の 耐震化 の推進	P55
	②	木造住宅密集地域※解消 の取組の推進	P55
	③	市街地整備 による防災・住環境等の向上	P55
	④	災害に強い 都市基盤 の整備	P59
	2	災害に強い体制 づくり	P61
	3	暮らしやすい 安全で安心なまち の実現	P65
	①	犯罪 のない安心なまちづくり	P65
	②	感染症 の予防と拡大防止	P67
	③	良好な 生活環境 づくりの推進	P71

基本政策Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造

個別施策	1	回遊性 と 利便性 の向上による 魅力的 で歩いて楽しいまちづくり	P75
	2	誰もが安心して楽しめる エンターテインメントシティ の実現	P77
	3	地域特性を活かした 都市空間 づくり	P79
	4	誰もが 自由に歩ける 、利用しやすく、わかりやすいまちづくり	P81
	5	道路環境 の整備	P83
	6	交通環境 の整備	P85
	7	豊かな みどりの創造 と魅力ある 公園 等の整備	P87
	8	地球温暖化対策 の推進	P89
	9	資源循環型社会 の構築	P91
	10	活力ある 産業 が芽吹くまちの実現	P93
	11	魅力ある 商店街 の活性化に向けた支援	P95
	12	まちの 歴史 や 記憶 、 文化 、 芸術 など多様な魅力による賑わいの創造	P97
	13	国際観光都市・新宿 としての魅力の向上	P99
	14	生涯にわたり 学習・スポーツ 活動などを楽しむ環境の充実	P101
	15	多文化共生※ のまちづくりの推進	P103
	16	平和都市 の推進	P105

基本政策Ⅳ 健全な区財政の確立

個別施策	1	効果的・効率的な 行財政運営	P107
	2	公共施設マネジメント の強化	P109

基本政策Ⅴ 好感度1番の区役所

個別施策	1	行政サービス の向上	P111
	2	職員 の能力開発、意識改革の推進	P112
	3	地方分権 の推進	P113

5 基本政策で定める個別施策の内容

≪個別施策の構成（見方）≫

1. めざすまちの姿・状態

区民と区がめざす将来のまちの姿や状態を、区民の目線から分かりやすく示しています。

2. 現 状 と 課 題

新宿区における現状と課題を分かりやすく示しています。

3. 施 策 の 方 向 性

めざすまちの姿・状態の実現に向け、区が進める施策の基本的考え方を簡潔に示しています。

4. 各主体の主な役割（例示）

めざすまちの姿・状態の実現に向けた、まちの各主体と区のそれぞれの主な役割を例示的に示しています。

5. 関連する主な個別計画

個別施策に関連する区の主な計画を示しています。

◎ 本文中に「※印」のある用語は、巻末の用語集に説明があります。

個別施策

I-1

生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命※の
延伸に向けた取組の充実

1. めざすまちの姿・状態

気軽に健康づくりに取り組める環境が整備され、区民が暮らしのなかで意識せずとも健康づくりを実践でき、こころも身体も健康に暮らし続けられるまちをめざします。

2. 現状と課題

健康づくりの推進と生活習慣病※の予防

<健康づくりの推進>

死亡原因や要介護の原因などの分析から、性別やライフステージ※に応じた健康づくりを進める必要性が示されました。健康寿命※の延伸のためには、高齢期のフレイル（筋力や心身の活力が低下した状態）対策とともに、特に男性は若い頃からの生活習慣病※の予防、女性は若い頃から丈夫な骨・筋力づくりに取り組むことが必要です。

<生活習慣病※の予防>

- 生活習慣病※に関する正しい知識の普及啓発を行ってきましたが、健康無関心層には届きにくい状況がありました。これからは、各個人が生活習慣改善に取り組むだけでなく、健康無関心層も含め、誰もが健康づくりに自然と取り組めるような地域づくりを進める必要があります。
- 健康寿命※を延ばすためには、がんや心疾患・脳血管疾患、糖尿病、歯周病などの生活習慣病※の予防と早期発見が重要であり、引き続き、健康診査やがん検診の受診率向上を図る必要があります。
- 糖尿病は、初期には自覚症状が乏しく、未治療者や治療中断者が多いことが知られており、区においても、国民健康保険被保険者の特定健診※受診者で、健診後治療が必要にも関わらず受診していない人が概ね5人に1人いました。糖尿病に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、発症予防や重症化予防を推進していく必要があります。

<女性の健康支援>

- 各個人が、ライフステージ※ごとに女性特有の健康課題があることの理解を深め、健康づくりに取り組めるよう、引き続き「女性の健康支援センター」を拠点とした女性の健康づくりの取組を進める必要があります。

<歯科保健対策>

- 区の健診結果から、学齢期のむし歯の増加や若年層の歯周病の進行が課題となっています。そのため、早期から口腔ケアや食生活等に関するより良い生活習慣の定着を進めることが必要であり、乳幼児期、学齢期、成人期を通して、かかりつけ歯科医を持ち歯科的健康管理を進めることが求められています。

こころの健康支援

- 目まぐるしく変化する社会状況の中で、精神状態が安定せず、心身の不調や不適応を訴える人が増加しています。こころの健康を維持するためには、休養の重要性を認識し、十分な睡眠をとり、ストレスと上手に付き合うことが大切です。そのために、一人ひとりがこころの病気に対する正しい知識を持ち、適切なストレスマネジメント※を行うこと、そして、本人はもとより、家族をはじめとする周囲の人も、こころの不調に早く気づき、声掛けをするなど、地域社会全体での支え合いが求められています。

食育※の推進

- あらゆる世代の区民に対して食育※を推進していくためには、食育※を実践しやすい環境をつくる必要があります。そのためには「食」を通じた健康づくりネットワークの参加団体を増やし、多様かつ活発な相互連携・協力及び情報交換が行えるようにしていく必要があります。
- 各学校（園）において「学校食育計画」に基づく取組をより推進させる必要があります。そのためには、各学校（園）の実態に合った食の教育に関する実践を一層充実していくことが求められます。

3. 施策の方向性**健康づくりの推進と生活習慣病※の予防**

生涯を通じて健やかで心豊かな生活を送ることができるよう、健康寿命※のさらなる延伸をめざす取組が重要です。そのためには、個人の健康づくりの取組を支援するだけでなく、誰もが健康的に暮らせるよう、地域社会全体の取組による環境整備が必要です。

＜健康づくりに取り組みやすい環境整備＞

- 健康づくりに無関心な層も含めたすべての区民が、意識せずとも健康づくりが実践できるまちづくりを進めるとともに、身近な地域で気軽に運動等ができる環境を整備していきます。
- また、区内の団体、企業、グループなど相互の結びつきを活用し、健康づくりの場や健康づくりを目的とした活動を促進し、地域社会全体で健康づくりに取り組める環境を充実させていきます。

＜ライフステージ※に応じた健康づくりの推進＞

- 男女それぞれの特性を踏まえ、ライフステージ※に応じた健康づくりが行えるよう、次世代の健康づくりや、青壮年期の生活習慣病※予防、高齢期のフレイル（筋力や心身の活力が低下した状態）対策等を推進していきます。
- 女性の健康づくりを支援するため、「女性の健康支援センター」の認知度の向上や、健康教育、健康相談の充実を図ります。また、女性の健康づくりサポーターが地域で健康づくりの普及活動に取り組むことができるよう支援し、女性の健康づくりへの関心と理解を深めていきます。

＜地域の絆づくりの推進＞

- 地域でのつながりが豊かな地域ほど、住民の自己の健康に対する評価が高く、健康状態が良いと言われています。町会や自治会活動、各種ボランティア活動などの、地域のつながりが豊かになるような取組を推進していきます。

＜生活習慣病※対策の推進＞

生活習慣病※対策については、発症予防、早期発見、早期治療に加え、高齢化の進展により疾患を有する人が増加していることを踏まえ、重症化予防の観点からも対策を推進していきます。

- ・ 運動・栄養・休養の調和がとれた望ましい生活習慣の意義と実践方法を、広く普及促進していきます。
- ・ 喫煙や飲酒が健康に及ぼす影響等について、正しい知識の普及啓発を図るとともに、受動喫煙防止対策等を推進していきます。
- ・ 生活習慣病※の予防を図るため、あらゆる機会を通じて健康診査やがん検診等の受診率向上を図っていきます。
- ・ また、がん検診については精度管理を行い、質の高い検診を提供できる体制を整えていきます。
- ・ 食生活の改善や適切な運動習慣の実践につながるような意識啓発や支援を行い、糖尿病予防を推進します。
- ・ 糖尿病の重症化予防対策として、国民健康保険の被保険者に対して、糖尿病治療が必要な対象者を確実に医療機関につなげる取組をすすめるとともに、医療機関相互の連携を通じて、糖尿病治療が継続しやすい環境を整えていきます。

＜歯科保健対策＞

- ・ 生涯、自分の歯と口で楽しく食事をするため、乳幼児期から高齢期まで、ライフステージ※を通じた歯科保健対策を充実していきます。若年期からの歯周病対策を充実し、障害や高齢化に伴う口腔機能の低下を防ぎ、最期まで自分の口でおいしく食事が摂れる QOL※の高い生活を享受するための環境整備を進めます。

こころの健康支援

- ・ こころの健康を維持するためには、正しい知識を持ち、ストレスに上手に対処するとともに、早期に適切な支援を受けることや、地域社会全体での支え合いが必要です。講演会やセミナー等を実施し、うつ病等についての正しい知識の普及啓発を進めていきます。また、こころの不調への気づきや早期相談・早期治療につなげ、再発の防止や重症化の予防のために相談体制の充実と、関係機関のネットワーク構築を図っていきます。
- ・ あわせて、自殺防止対策についても総合的に取り組んでいきます。

食育※の推進

- ・ 食に関する正しい知識を深め、健全な食生活を実践できるよう、食育※に取り組むとともに、「食」を通じた健康づくりネットワークにおける連携・協働を拡充し、生涯を通じた食育※を推進していきます。
- ・ 各学校（園）の創意工夫ある多様な食育※の取組や、「学校食育計画」に基づく取組を推進していきます。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

健康に対する意識の向上、健康づくりの実践
地域における健康づくり活動への参加、望ましい運動習慣・食習慣の形成
健康診査・がん検診の受診

○地域組織、NPO※、コミュニティグループなど：

健康づくりについての学習・実践の場の提供
地域における健康づくり活動の実践

○医療機関など：

専門的な相談・情報の提供、安心できる医療サービスの提供
地域の健康づくり活動との連携
医療連携の推進

○事業者：

従業員の健康増進
健康の視点を取り入れた事業の実施
区の健康施策への協力

○区（行政）：

意識啓発、情報提供、区民一人ひとりの健康づくりへの支援
地域における健康づくり活動への支援、健康づくりのための環境整備
地域保健・医療・福祉体制の充実

5. 関連する主な個別計画

- ・新宿区健康づくり行動計画
- ・新宿区がん対策推進計画
- ・新宿区食育推進計画
- ・新宿区特定健康診査等実施計画
- ・新宿区データヘルス計画
- ・新宿区高齢者保健福祉計画・新宿区介護保険事業計画
- ・新宿区次世代育成支援計画
- ・新宿区教育ビジョン

(メニューコンクール)



(いきいきウォーク新宿)



個別施策

1-2

住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステム※の推進

1. めざすまちの姿・状態

高齢者のだれもが社会貢献活動などを通して意欲的かつ前向きに毎日過ごすことができ、健康づくりや介護予防※にも取り組むことのできる、「心身ともに健やかに いきいきとくらせるまち」をめざします。

また、保健・医療・介護・看取りの体制の充実に加え、多様な担い手による地域のささえ合いや必要なサービスが提供される環境を整備していきます。要支援・要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるとともに、本人の意思を尊重した、その人らしい最期を迎えることができる「だれもが互いを尊重し 支え合うまち」「支援が必要になっても生涯安心してくらせるまち」をめざします。

2. 現状と課題

高齢者を取り巻く環境

- ・ 新宿区の高齢者人口に占める単身者の割合は高く、今後も上昇する見通しです。日常生活上で支援の必要な高齢者が増える中、できる限り住み慣れた住まい（自宅）で暮らし続けるためには、更なる医療・介護・介護予防※の一体的な提供や、多様な生活支援などが欠かせません。

高齢者総合相談センターの機能の充実

- ・ 地域包括ケアの要となる高齢者総合相談センターについて、認知症高齢者への支援や在宅療養支援にも的確に対応できるよう相談支援体制を整備するとともに、地域包括ケアを実現する上で解決すべき地域課題を整理し、多職種のネットワークを構築する必要があります。

高齢者を地域で支えるしくみづくり

- ・ 高齢者の生活を支援するためには、地域で活動する多様な担い手が活躍しやすいような環境を整えたうえで、多世代交流を視野においた住民どうしの支え合いが必要となります。
- ・ 高齢者が、民間賃貸住宅に円滑に入居できるように支援を行う必要があります。

健康づくりと介護予防※の推進

- ・ 高齢者が心身の機能を維持し、自立した生活を営めるよう、地域の社会的な活動への参加促進等も含め、健康づくりと介護予防※を推進する必要があります。

在宅療養支援体制の充実

- ・ 高齢化が進むにつれて、要支援・要介護状態となり通院が困難な高齢者が増えることが予測されます。今後、住み慣れた地域・自宅での療養や看取りなど、在宅医療に関するニーズはさらに増大、多様化すると考えられます。

- 療養生活を支援するために、医療と介護が連携して、個人にあったきめ細かいサービスを提供することが必要です。

認知症高齢者への支援体制の充実

- 認知症高齢者を早期に発見し、必要な支援につなげるとともに、区民が認知症高齢者へ適切な対応ができるように、正しい知識を普及させることが必要です。

介護保険サービスの基盤整備

- 「介護が必要になっても自宅での生活を継続したい」との意向を持つ人が多くいる中で地域包括ケアを推進するためには、地域密着型サービスの整備を進める必要があります。

3. 施策の方向性

地域包括ケアシステム※の推進に向けて

- 自助力の向上への支援、地域で活動する多様な担い手との協働による在宅生活への切れ目のないサービスの実現、そして、地域のニーズやサービスに地域人財が的確にコーディネートされるよう支援していきます。
- 区と多様な関係機関による情報や目的を共有した連携などを強化し、互いに役割を担うことで、保健・医療・介護体制を一層強化していきます。

高齢者総合相談センターの機能の充実

- 高齢者総合相談センターと関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を図るとともに、地域ケア会議※を活用した多職種協働による個別ケースの検討や、関係機関による地域課題の検討を行うなど、地域ネットワークの構築を進めます。

高齢者を地域で支えるしくみづくり

- 支え合いの活動主体となる人材の確保、育成を行うなど、区民が主体的に地域の担い手となって、高齢者の生活を支援する体制を整備していきます。
- 高齢者の住まいの確保を図るため、高齢者の入居支援を行います。

健康づくりと介護予防※の推進

- 高齢者の特性を踏まえて、健康づくりの様々な啓発や機会の提供を行います。また、健康づくり・介護予防※に継続して取り組めるよう、個人及び地域での主体的な活動を支援し、介護が必要となる状態をできる限り防ぐとともに、要支援の状態であっても現状維持や改善を図るための支援を行います。

在宅療養支援体制の充実

- 病院、診療所、歯科診療所、薬局等の在宅療養を支える医療ネットワークを構築するとともに、医療と介護の連携を強化するため、ケアマネジャー※、介護サービス事業所担当者などを含めた多職種連携を推進します。
- 在宅医療に関する相談体制の充実を図るとともに、区民や関係機関に対して在宅医療に関する情報を提供していきます。

- ・ 区民が自分らしい最期を選択できるように、「緩和ケア」や「看取り」など在宅療養についての正しい知識を学び、考えることができるよう、広く普及啓発を行います。

認知症高齢者への支援体制の充実

- ・ 認知症の人やその介護者の視点を重視しつつ、認知症の早期発見・早期診断体制の推進や、認知症に関する医療と福祉、介護の連携強化を図るとともに、認知症に関する相談体制の充実や認知症についての正しい知識の普及を行います。

介護保険サービスの基盤整備

- ・ 介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアのさらなる推進に向けて、介護を要する高齢者の在宅生活を支える地域密着型サービスの基盤整備を図っていきます。その上で、今後の高齢人口の増加も踏まえ、在宅生活が困難となった方のために特別養護老人ホームの整備も行っています。

4. 各主体の主な役割（例示）

○区民：

高齢者への理解推進と日常生活の支援
在宅介護を支える家族への協力
地域での声かけや安否確認、地域福祉活動への参加
地域見守りネットワークへの参加
高齢期の健康づくり・介護予防※への取組
在宅療養への理解の促進

○地域組織、NPO※、コミュニティグループなど：

地域福祉活動の実施、支援
地域への情報提供、普及啓発
地域見守りネットワークへの参加

○医療機関など：

地域で安心して療養できる在宅医療の提供
在宅医療・介護のネットワークへの参加

○事業者：

介護・福祉サービスの提供、地域福祉活動への参加・支援
福祉サービス第三者評価結果など区民への情報公開
地域見守りネットワークへの参加

○区（行政）：

介護・福祉サービスのサービス供給体制の整備促進・基盤整備、介護人材確保等への支援
地域福祉活動への支援、コーディネート
高齢者とその家族への相談体制の充実
関係機関などとの連携強化、地域見守りネットワークの充実

地域保健・医療・福祉体制の充実
区民の健康づくり・介護予防※に対する主体的な取組の支援

5. 関連する主な個別計画

- ・新宿区高齢者保健福祉計画
- ・新宿区介護保険事業計画
- ・新宿区健康づくり行動計画

（認知症サポーター養成講座）



（「ぬくもりだより」の配布）



個別施策**I-3****障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備****1. めざすまちの姿・状態**

障害の重度化、障害者の高齢化や親亡き後を見据えて、障害者が住み慣れた地域で尊厳を持って暮らし続けられるまちをめざします。

さらに、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが生涯にわたって社会参加ができるように、区民が互いに支援し合う関係づくりをめざします。

2. 現状と課題**障害者の地域生活支援体制の推進**

- ・ 障害のある方が地域で安心した生活が送り続けることができるよう、相談体制や緊急時の受入体制などの居住支援機能をより一層強化していく必要があります。

障害を理由とする差別の解消の推進

- ・ 障害の有無によって分け隔てられることなく、いきいきと暮らし続けられるように、さらなる障害の理解の促進が必要です。

3. 施策の方向性**障害者の地域生活支援体制の推進**

- ・ 障害者の生活を地域全体で支える仕組みとサービス提供体制を検討し、障害者がいつでも相談ができ、地域で安心して暮らし続けられよう支援します。
- ・ 事業所間の連携強化を進め、障害者を地域で支えるための相談支援等のネットワークを強化していきます。

障害を理由とする差別の解消の推進

- ・ 区民や事業者への啓発など、障害を理由とする差別を解消するための取組を推進していきます。

障害者グループホームの設置促進

- ・ 地域で安心して生活を継続できるよう、区が障害者グループホームの設置促進を行います。

障害者就労支援の促進

- ・ 障害者の就労の機会拡大を図るとともに、安心して働き続けられるよう、障害者の自立と社会参加を一層促進していきます。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

障害のある人への理解推進と日常生活の支援
在宅介護を支える家族への協力
地域での声かけや安否確認、地域福祉活動への参加
地域見守りネットワークへの参加

○地域組織、NPO※、コミュニティグループなど：

地域福祉活動の実施、支援
地域への情報提供、普及啓発
地域見守りネットワークへの参加

○事業者：

介護・福祉サービスの提供
地域福祉活動への参加・支援
福祉サービス第三者評価結果など区民への情報公開
地域見守りネットワークへの参加

○区（行政）：

介護・福祉サービスのサービス供給体制の整備促進
地域福祉活動への支援、コーディネート
障害のある人とその家族への相談体制の充実
関係機関などとの連携強化
地域見守りネットワークの充実

5. 関連する主な個別計画

- ・新宿区障害者計画
- ・新宿区障害児福祉計画
- ・新宿区障害福祉計画



(入所支援施設「シャロームみなみ風」)

個別施策

Ⅰ-4

安心できる子育て環境の整備

1. めざすまちの姿・状態

すべての子育て家庭に妊娠期からきめ細かな支援が行われ、子どもを安心して生み、育てられる環境が実現しているとともに、次代を担うすべての子どもたちが健やかに自分らしく成長していけるまちをめざします。

また、子どもが社会的に自立した若者として成長できるよう、幼少期から切れ目なく支援が行われるまちをめざします。

地域や子育てを支援する人々の子育て支援の輪を広げ、新しい出会いと世代を超えた交流が生まれ、みんなで子どもの育ち・子育てを支え合うまちをめざします。

2. 現状と課題

多様な子育て支援ニーズへの対応

- ・ 多様化するニーズをふまえ、子育ての負担感や孤立感を軽減・解消するよう支援するためのサービスの充実を図るとともに、それらの情報を確実に届けることが必要です。
- ・ 乳幼児期における質の高い教育・保育内容の提供に向けた取組が引き続き求められます。

保育所等の待機児童の解消

- ・ 地域の実情に即した保育所等を多様な手法により整備し、保育定員の拡大を図ることで待機児童の解消をめざすとともに、働きながら安心して子育てできる環境づくりを行う必要があります。
- ・ 保育ニーズの拡大が進む中、保育所等の適正な運営が一層重要です。また、保育士確保を支援する取組の継続や、特別な配慮を必要とする乳幼児など発達の度合いに応じた適切な保育を行うための保育士の資質向上が必要です。

子どもの居場所づくり

- ・ 放課後の子どもの居場所は、家庭の状況や子どもの自立度などに応じた事業展開が求められます。
- ・ 子どもたちの健やかな成長に資する、公園や遊び場等の環境整備と遊びの機会の充実が重要です。

特に配慮を要する子どもへの対応

- ・ 特に配慮や支援が必要な子どもと家族のため、乳幼児期から高校卒業後までの継続した切れ目のない支援体制を整備するとともに、増加する相談件数や多様化するニーズに適切に対応する必要があります。
- ・ 早期の支援開始と学習環境等の整備に加え、子どもの多様な特性について周囲の理解を深めることが重要です。

地域で支える子育て支援体制の構築

- ・ 子育て支援の活動に区民が気軽に参加できる機会の拡充や、活動展開の支援を行うことで、子育てを支え合う環境づくりを広げていくことが求められます。
- ・ 子どもたちが犯罪や事故等の危険にさらされる事例があり、子どもたちが地域で安全で安心して遊び、過ごせるような環境の整備が重要となっています。

子どもの権利※の尊重

- ・ 虐待やいじめ、子どもの性の商品化など、子どもが人として尊ばれ守られる権利が侵害されています。
- ・ 虐待などの問題に迅速できめ細かな対応を行うため、児童相談所の区への移管を着実に進める必要があります。

ひとり親家庭の支援の充実

- ・ ひとり親家庭における個々の世帯の多様かつ重層的なニーズや課題を踏まえた、きめ細かな情報提供や支援が必要です。

貧困世帯への支援

- ・ 貧困世帯での世代間の負の連鎖を解消させる必要があります。

子どもから若者までの切れ目のない支援の充実

- ・ 社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者が増加している中、幼少期から社会的に自立した若者に成長するまで切れ目のない支援を継続することが必要です。

妊娠期からの子育て支援

- ・ すべての妊婦に対し、切れ目のない支援を行っていくためには、妊娠届出時等の看護職面接率の向上等、妊娠初期からの支援の充実が必要です。

3. 施策の方向性**多様なニーズへの対応と親と子の育ちの場をつくる子育て支援**

- ・ すべての子育て家庭が、地域の中で安心して子育てできるよう、多様な子育てニーズに対応できるサービスの充実を図り、必要なサービスを選択し、気軽に利用できるしくみを実現していきます。
- ・ 保護者のニーズに合った子育て支援サービスのコーディネートなどにより、適切な機関につなげることにより、保護者の子育て負担感の軽減を図っていきます。
- ・ 様々な子育て支援サービスが、子どもの育ちとともに、親の育ちへとつながるよう、内容の充実を図っていきます。

保育所等の待機児童の解消

- ・ 地域の実情に即した保育所等を多様な手法により整備し、利用を希望する人がそれぞれのニーズに応じて利用できるような環境を整えていきます。
- ・ 多様な保育サービスを充実していきます。（一時、定期利用、病児・病後児、障害児、延長、休日 等）
- ・ 乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であるため、子どもの発達に応じた質の高い教育・保育内容の提供に向け、引き続き、保育士の確保も含め保育所等の適正な運営を支援していくほか、保育士の資質向上を図っていきます。

子どもの居場所づくり

- ・ 放課後の子どもの居場所については、多様化する家庭環境や子どもの成長段階に合わせて選択できるよう、放課後子どもひろば及び学童クラブ事業の充実を図っていきます。
- ・ 地域の中に、子どもが様々な体験や遊びができる環境や機会をつくっていきます。遊びや自主的な活動などを通して、幅広い年齢の子どもたちが互いに影響し合いながら豊かに育ち合い、のびのびと成長する力を伸ばしていきます。

特に配慮を要する子どもへの対応

- ・ 特に配慮や支援が必要な子どもと家族について、子どもの成長段階や家庭環境に応じた切れ目のない支援を早い時期から行うとともに、多様化するニーズに適切に対応するため、福祉、保健、教育、医療などの関係機関の連携を強化し、個々のニーズに応じたサービスを提供していきます。また、子どもの多様な特性について、周囲の理解を深めるための啓発を図っていきます。

地域で支える子育て支援体制の構築

- ・ 子どもの成長と子育て家庭を支援する地域の力を育み、家庭・地域・学校が手を携えて子どもを育てる取組や多世代による交流活動などを充実させ、子育てを社会全体で支える環境づくりを進めていきます。また、関係機関が連携し、子どもたちを犯罪や事故から守る活動の推進、居住環境の整備などにより、子育てしやすいまちの実現をめざします。

子どもの権利※の尊重

- ・ 子ども自身及び保護者が子どもの権利※や人権についての理解を深める取組を進めるとともに、子どもが自らの意見を表明する機会を持ち、区政への参加意欲を高める取組を行っていきます。また、悩みを持つ子ども自身や保護者が気軽に相談できる仕組みを強化するとともに、いじめや虐待から子どもを守る支援の充実を図ります。
- ・ 居住実態の把握を含め、子どもに関する様々な相談に総合的に対応し、一貫した支援を行えるよう、関係機関が必要な情報交換を行うとともに、支援の内容を協議し、必要なサービスの調整、見守り等を行っていきます。
- ・ 区の児童相談所を設置し、児童相談行政を一元的かつ総合的に担うことで、児童虐待などの問題に迅速かつ適切に対応していきます。

ひとり親家庭の支援の充実

- ・ ひとり親家庭の相談窓口のワンストップ化を進め、個々の世帯状況に応じた継続的、計画的な寄り添い型の支援を行っていきます。

貧困世帯への支援

- ・ 貧困世帯の負の連鎖など、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、地域の人々や支援する団体との連携を進め、きめ細かな支援を総合的に推進していきます。

子どもから若者までの切れ目のない支援の充実

- 子どもが社会的に自立した若者に成長するまで切れ目なく支援するための体制づくりや施策を総合的、包括的に実施し、若者が地域や社会の中で孤立することなく、自分らしく生きるための支援を行っていきます。

妊娠期からの子育て支援

- すべての妊婦が、安心して妊娠期を過ごせ、出産、子育てが行えるよう、妊娠期から不安やリスクを把握し、切れ目のない支援を充実していきます。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

家族の協力による子育て
世代間交流などを通じた子育て支援への参加
家庭での子どもの健康づくり

○地域組織、NPO※、コミュニティグループなど：

地域の子育て支援活動の充実
親子の居場所づくり

○事業者：

保育サービスの充実
子育て支援サービスの提供
生活と仕事のバランスが取れる職場環境づくり

○区（行政）：

子どもの権利※を守るための取組
保育サービスの充実
子育て支援サービスの充実
地域の子育て支援活動への支援
子どもの健全育成の取組と支援
母子の保健・医療の推進・充実
子どもの安全を守る取組と支援

5. 関連する主な個別計画

- 新宿区次世代育成支援計画
- 新宿区子ども・子育て支援事業計画

個別施策

I-5

未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実

1. めざすまちの姿・状態

子どもたちが自ら学び、考え、行動できる「生きる力」を育むとともに、地域の人々とのつながりの中でのびのびと健やかに育ち、新宿に誇りと愛着を持てる人として成長し、自立した個人として他者とともに次代の社会を担うことができるまちをめざします。

2. 現状と課題

子ども一人ひとりの「生きる力」を育む質の高い学校教育の実現

- ・ 情報化やグローバル化のさらなる進展、人工知能の飛躍的な進化等、社会の構造的な変化が今後も見込まれる中であって、子どもたちは社会や世界とのかかわりの中で、生涯を切り拓いていく力を身に付ける必要があります。
- ・ 少子化の進展や働き方の多様化等、教育を取り巻く環境が大きく変化する中で、多様化・複雑化する就学前教育へのニーズに対して、公私立幼稚園が緊密な連携のもとに対応していく必要があります。

新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現

- ・ 教育に対する多様な要請に応え、地域に開かれた信頼される学校を実現するため、保護者や地域住民の意見を反映させ、それぞれの地域の創意工夫を活かした学校づくりを進める必要があります。また、新宿の伝統・文化を積極的に取り入れ、地域に根ざした教育を進めていく必要があります。
- ・ 子どもを巻き込んだ事件や事故、インターネット等の利用に伴う危険から子どもを守るとともに、子ども自身が安全について正しく判断できるようにする必要があります。また、保護者や地域との連携・協力により、子どもの安全を守る意識を高めていく必要があります。

一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備

- ・ いじめや不登校等の学校問題に積極的にかかわっていく必要があります。また、ひきこもり・不登校の出現ゼロをめざし、各学校等による取組を充実させるとともに、こうした取組を支援していく必要があります。
- ・ 障害のある子どもたちに対して、個別のニーズに対応した、幼児期からの一貫した教育的支援を行っていく必要があります。また、外国にルーツを持つ児童・生徒等が日本の学校生活に慣れ、十分に学ぶことができるよう支援していく必要があります。

学校の教育力の強化と学校環境の整備・充実

- ・ 学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、学校に求められる役割が増大してきています。子どもたちにとってよりよい教育環境を実現するため、教員の業務負担を軽減し、学習指導や生徒指導等に取り組むことができるよう支援していく必

要があります。

- ・ 若手教員の授業力の向上や、ノウハウの継承等、教員の資質・能力の向上を図る必要があります。
- ・ 教育施設を子どもたちが学習し生活する場所として、学校環境の整備・充実を図る必要があります。

3. 施策の方向性

新しい時代に求められる資質・能力を育成するため、就学前及び9年間の義務教育を通してより質の高い、地域に開かれた教育を推進していきます。

子ども一人ひとりの「生きる力」を育む質の高い学校教育の実現

- ・ 子ども一人ひとりの能力を伸ばし「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育を実現します。子どもの学習意欲を高め、主体的に学ぶ機会を充実するために、ICT※を活用した教育活動の一層の充実と「主体的・対話的で深い学び」の実現を図ります。また、グローバルな視野をもち、時代の変化を見極めながら自らの将来を切り拓く先進的、開発的な才能を芽生えさせ、伸ばすための様々な手法による国際理解教育、英語教育、理科教育及び情報技術活用能力を高める教育の充実を図ります。
- ・ さまざまな教育活動を通じて、子どもたち一人ひとりが自分を大切に、自分のよさを認めるとともに、他者とのかわりのなかで自分を肯定的に受け止め、人権を尊重する心や社会性を身に付けることができるようにします。
- ・ すべての子どもが健やかに成長するよう、幼児期の特性に応じた質の高い幼児教育を推進します。また、「区立幼稚園のあり方の見直し方針」に基づき、区立幼稚園を適切に運営していくとともに、私立幼稚園とより一層の連携を図っていきます。
- ・ 就学前から中学校までのつながりを重視した滑らかな接続を図るため、関係機関とともに、連携教育を推進していきます。

東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機とした教育の推進

- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機とした教育の推進により、子どもたちの豊かな感受性を育み、夢や希望を持ってさまざまなことに挑戦する意欲を養います。また、グローバル社会を生きる子どもたちの豊かな国際感覚や多様性を尊重する態度を養います。このため、国際理解教育や英語教育を充実するとともに、障害者への理解やスポーツへの関心を高めるなどの取組を推進します。

新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現

- ・ 地域協働学校（コミュニティ・スクール※）の取組や学校評価制度の活用により、地域住民や保護者が学校運営に参加する、開かれた学校づくりのしくみを推進していきます。
- ・ 地域の人材や歴史・文化等、さまざまな地域資源の活用を図ることで、新宿のまちの特性を活かすとともに、多様な形態による家庭の教育力の向上を支援していきます。
- ・ 子どもが安全に関する情報を正しく判断し、行動することができるよう、安全教育や情報モラル教育を推進していきます。また、学校や通学路において、子どもの安

全を守る環境整備を進めていきます。

一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備

- 学校問題支援室を中心に、いじめや不登校等に対する学校の対応を総合的に支援するとともに、問題行動等に対する取組を学校と教育委員会が一体となって推進していきます。
- 発達障害があるなど特別な支援を要する子どもに対して、各小学校に設置した特別支援教室や特別支援学級、特別支援学校等により、個別の教育的ニーズに応じた指導及び支援を行っていくとともに、中学校における特別支援教室を開設し、支援体制を充実していきます。
- 外国籍等、日本語能力が十分でない子どもに対する日本語サポート指導を推進していきます。
- 子どもたちが経済状況等の家庭環境に左右されることなく確かな学力や社会性を身に付けることができるよう、学習指導の充実や関係機関等との連携により支援していきます。

学校の教育力の強化

- 子どもや家庭を取り巻く環境の変化等に伴い複雑化・多様化する教育課題にチームで向き合う体制を整備するなど、学校が組織的に解決していくことができるよう支援していきます。
- 学校の情報化による事務の効率化や、適切な事務分掌の徹底、外部人材の活用等、教員の業務負担の軽減に向けた取組により、教員が子どもとしっかりと向き合うことができる環境を確保していきます。
- 教育課題研究校による研究・発表等を通じて、教員が自ら学ぶ学校を推進するとともに、学校支援アドバイザーの派遣等により、若手教員やミドルリーダーの指導・育成を図ります。教員の授業力の強化・向上に向けた校内の組織的な取組を支援し、教員の資質・能力を高めていきます。

学校環境の整備・充実

- 子どもたちが安心して学べるよう学校施設の保全・改修を行うとともに、環境に配慮した学校施設の整備を推進していきます。
- ICT※を活用した教育を推進し、授業の質的向上を図り、より分かりやすく、学習効果の高い授業を展開します。
- 学校図書館については、学校図書館支援員による読書活動の充実を図るとともに、児童・生徒の自学自習や調べ学習の場としての環境を整えます。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

学校や地域との連携・協働による教育活動の実践
 地域の子どもに対する見守り、助言、協力
 子どもを地域で育むという意識の醸成

○地域組織、NPO※、コミュニティグループなど：

学校や区民（家庭）との連携・協働による教育活動の実践
子どもの育成のための活動の充実
専門的な知識・情報の提供

○教育・研究機関：

学校との連携・協働による教育活動の実践
子どもの育成のための活動の充実
専門的な知識・情報の提供

○事業者：

学校との連携・協働による教育活動の実践
子どもの育成のための活動の充実
就労体験など体験学習の場の提供
専門的な知識・情報の提供

○区（行政）：

学校・家庭・地域の連携・協働とそのための環境づくり、取組への支援
子どもの生きる力を育む学校教育、教育効果を高める教育環境づくり
子どもが活動する機会の提供

5. 関連する主な個別計画

- ・新宿区教育ビジョン
- ・区立幼稚園のあり方の見直し方針

（学校図書館の活用）



（特別支援教室「まなびの教室」での授業の様子）



個別施策

Ⅰ-6

セーフティネット※の整備充実

1. めざすまちの姿・状態

障害や疾病、高齢化、失業等による生活困窮など様々な境遇にあっても、区民一人ひとりが尊重され、地域の中で自立した生活を営み、その人らしく安心して心豊かに暮らしていけるまちをめざし、区はセーフティネット※機能の充実を積極的に図っていきます。

2. 現状と課題

生活困窮者の自立支援の推進・生活保護受給者の自立支援の推進

- ・ 毎日の生活の中で、または長い人生において、誰もが障害や疾病、高齢化、失業等による生活困窮などにより、一人ひとりの努力だけでは解決できず、何らかの支援を必要とすることがあります。自立して生活することが困難な状況に陥った人々に対し、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな対応が必要です。
- ・ 失業等により生活困窮している人は、経済的な問題のみならず社会的な孤立や医療問題など複合的な課題を抱える場合があります、本人だけではなく世帯全体の問題として解決していく必要があります。

ホームレスの自立支援の推進

- ・ ホームレス数は長期的には減少傾向にありますが、ホームレス問題は、単に公園や道路等から退去するだけでは根本的な解決には至りません。ホームレスの自立に向けて、それぞれの態様、段階に応じた総合的な支援を行うことが必要です。

3. 施策の方向性

生活困窮者の自立支援の推進

- ・ 生活に困窮している人に対し、生活保護受給に至る前の段階で、自立に向けた支援を行うことによって、問題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図り、重層的なセーフティネット※を構築します。また、生活困窮者への支援を通して、様々な分野の社会資源の連携を促進し、生活に困窮している人を早期に把握し、多様で複合的な課題を解きほぐしながら、本人の状況に応じて必要な支援を行うことにより、生活困窮状態からの脱却を図ります。

生活保護受給者の自立支援の推進

- ・ 最後のセーフティネット※として生活保護制度が機能し、すべての区民が個々の状況に合わせて自立し安定した生活が送れるよう、就労や地域への社会参加などそれぞれの人に合ったきめ細やかな支援を行います。

ホームレスの自立支援の推進

- ・ ホームレスに対しては、国や東京都及び他の特別区、地域住民、NPO※等と連携を深め、路上生活からの脱却を促すため、粘り強く支援を行います。また、個々の状況に合わせたきめ細やかな就労支援、生活支援を行い、元ホームレスの再路上化を防止していきます。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

支援が必要な人々への理解推進と日常生活の支援

○地域組織、NPO※、コミュニティグループなど：

支援が必要な人々への自立支援に係る活動の実施

○事業者：

体験就労など区が実施する支援が必要な人々の自立支援に対する協力

○区（行政）：

相談、訪問サポート、就労支援など支援が必要な人々への自立支援

5. 関連する主な個別計画

- ・ 新宿区ホームレスの自立支援等に関する推進計画

個別施策

I-7

女性や若者が活躍できる地域づくりの推進

1. めざすまちの姿・状態

誰もが人として尊重され、性別にかかわらず自分らしく生きることができるとともに、多様な働き方が選択でき、生きがいのある豊かな日々の暮らしが調和したワーク・ライフ・バランス※が実現するまちをめざします。

また、お互いの人権を尊重し、配偶者等からの暴力の無い社会の実現をめざすとともに、学校や職場等の社会生活でつまずきを経験した若者が何度でもやり直しながら社会の中で活躍でき自分らしく生活できるまちをめざします。

2. 現状と課題

男女共同参画の推進と多様な生き方を認め合う社会づくり

- 男女が家庭や地域社会、職場においてより一層等しく参画できるように固定的な性別役割分担意識をより解消していく必要があります。
- 意思決定過程における女性の参画はまだ十分とは言えず、女性の活躍機会が少ない分野もあります。また、女性活躍推進法等を踏まえ、職場における女性の参画を推進していく必要があります。
- 性自認や性的指向を理由に社会の中で差別を受けたり、自己のあり方について悩み日常生活が困難な状況に陥っている場合があります。理解不足や偏見による差別の解消を図るとともに、当事者が自己肯定できるように支援していく必要があります。

区政における女性の参画の促進

- 区政に女性の意見を反映させるため、各種審議会等における女性委員の登用を進めていく必要があります。
- 区では、次世代育成支援対策推進法に基づき、地方公共団体としての行動計画（新宿区次世代育成支援計画）に加え、事業主としての特定事業主※行動計画を策定し、子育てと仕事の両立や、女性の区政参画の促進に取り組んでいます。

ワーク・ライフ・バランス※(仕事と生活の調和) の推進

- すべての人々が仕事と子育て・介護・地域活動などを両立できるように、また、多様な生き方を選択することができるように、ワーク・ライフ・バランス※を実現していく必要があります。また、少子高齢化や晩婚化の影響により、親の介護と子育てが同時期に起こるケースが増加しています。こうした問題による離職を防ぐために企業や区民を支援していく必要があります。
- ワーク・ライフ・バランス※に関する取組は、一定規模以上の企業では取組の機運が高まっていますが、中小企業については認識や課題意識など取組に差が大きい等の課題があります。

配偶者等からの暴力の防止

- 配偶者等からの暴力（DV）、セクシュアル・ハラスメント※、ストーカー行為、メディアにおける性差別や性の商品化などが社会問題となっている状況が続いています。特に、配偶者等からの暴力は、重大な人権侵害であるという意識啓発を図るとともに、DVの被害者・加害者にならないように、早期からの啓発に取り組む必要があります。また、DV被害者は多様で複雑な問題を抱えているため、配偶者暴力相談支援センターでは、相談体制の充実に努める必要があります。

子どもから若者までの切れ目のない支援の充実

- 若者の社会的自立には、就業による自立、親からの精神的・経済的自立、社会に関心を持ち公共に参画することなど、多様な課題があります。しかし、自立のありようは一様でない面もあり、これらの課題について若者一人ひとりにとってふさわしい自立のあり方を考えた支援が必要です。また、幼少期からの切れ目のない支援の取組が必要です。

若者の地域活動や区政参加の促進

- 若者の地域活動や区政への参加を一層促進させる必要があります。

3. 施策の方向性**男女共同参画の推進と多様な生き方を認め合う社会づくり**

- 男女があらゆる分野で等しく参画できるよう固定的性別役割分担意識の解消をめざし幅広い世代に向けて意識啓発を行い、個人の人権が尊重され個性と能力を発揮できる社会づくりを進めていきます。
- 政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、あらゆる分野において女性がその希望に応じて能力を十分に発揮できるよう、情報提供や支援を行い女性の活躍を推進していきます。
- 性には多様性があることを認め合い、理解不足や偏見による差別を解消させるよう人権教育や啓発活動の促進に努めるとともに、当事者が安心して悩みごとを相談できる体制の充実に図っていきます。
- 男女を問わず育児休業等を取得しやすい職場環境づくりや、長時間労働の抑制など働き方の見直し等を進められるように普及啓発や支援を行い、仕事と生活が調和した職場づくりを推進していきます。また、介護と子育てに直面している当事者や企業に対して、働き続けることができる環境の整備を進めるよう啓発に努めます。

区政における女性の参画の促進

- 区の政策・方針決定過程にさらなる女性の参画が図れるよう、区の審議会等における女性の参画を積極的に推進していきます。
- 区は、特定事業主※としての職員・職場の意識改革を図り、仕事の進め方を見直すとともに、様々な制度の活用を促すことで、職員の仕事と子育ての両立を支援し、ワーク・ライフ・バランス※の実現に努めていきます。特に男性と女性が、どちらも主体的に子育てや家事に取り組むことを積極的に応援するとともに、女性職員の活躍を推進するための環境づくりを進めます。

ワーク・ライフ・バランス※(仕事と生活の調和)の推進

- 先駆的に女性活躍やワーク・ライフ・バランス※を推進している企業の取組を紹介・表彰するなど、働きやすい職場づくりを支援していきます。また、中小企業等における取組の推進のために、個々の企業の認識や実態・課題に合わせたきめ細かな支援を行っていきます。

配偶者等からの暴力の防止

- 配偶者等からの暴力（DV）を防止するためには、暴力について正しく理解することが必要です。DVについての意識啓発や情報提供など、正しい認識を広めるための取組を推進していきます。また被害者が抱える多様で複雑な問題に対応できるように、配偶者暴力相談支援センターにおいて、専門の相談員による相談や様々な自立支援の実施に努め、円滑な解決に向けて複合的な支援を行っていきます。

子どもから若者までの切れ目のない支援の充実

- 若者が地域や社会から孤立することなく、自分らしく生きられるよう、若者一人ひとりにとってふさわしい自立のあり方を考えながら支援を行っていきます。また、子どもが社会的に自立した若者に成長するまで切れ目なく支援するための体制づくりや施策を総合的、包括的に考え、実施していきます。

若者の地域活動や区政参加の促進

- 若者が地域活動や区政に参加する機会をつくり、地域の課題解決や活性化へとつなげていきます。

4. 各主体の主な役割(例示)**○区民：**

男女共同参画の推進
若者支援
性の多様性への理解
男女共同参画の基本理念への理解

○地域組織、NPO※、コミュニティグループなど：

地域における男女共同参画の推進
若者の社会参加促進への取組
性の多様性への理解

○事業者：

職場における男女共同参画の推進
生活と仕事のバランスが取れる職場環境づくり
若者の社会参加促進への取組
性の多様性への理解

〇区（行政）：

男女共同参画社会の形成に向けた職員・区民・事業者への意識啓発
 児童・生徒への男女平等教育の充実
 若者の自立支援とそのための情報提供
 性の多様性への理解促進

5. 関連する主な個別計画

- ・新宿区次世代育成支援計画
- ・新宿区男女共同参画推進計画
- ・新宿区配偶者等暴力防止及び被害者支援基本計画
- ・新宿区女性の職業生活における活躍推進計画
- ・新宿区特定事業主※行動計画

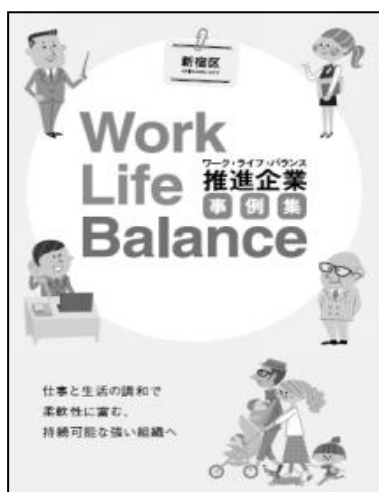
（男女共同参画情報誌）



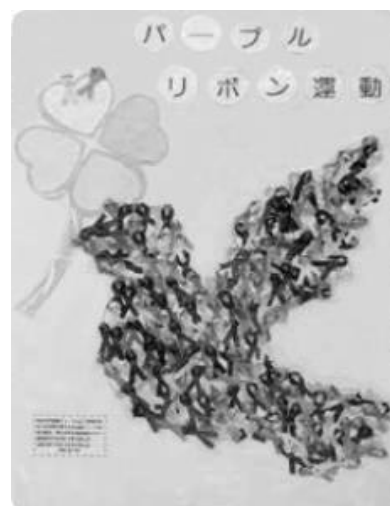
（小学校高学年向け男女共同参画啓発誌）



（ワーク・ライフ・バランス推進企業事例集）



（パープルリボン運動＜女性に対する暴力根絶の啓発活動＞のパネル）



個別施策

I-8

地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進

1. めざすまちの姿・状態

地域の中でお互いの顔が見える関係が築かれ、子どもから高齢者まで多様な世代が交流・連携・協力し合うとともに、区民が自ら考え行動しながら地域の課題に取り組み・解決していくことで、地域の人材を活かした区民が主役の自治のまちをめざします。

2. 現状と課題

町会・自治会及び地域活動への支援

- ・ 都市化が進む中で、地域社会の人間関係が希薄になり、地域における相互扶助の機能が低下しています。さらに、少子高齢化の急速な進行や首都直下地震の切迫性の高まりなど、地域課題や区民の需要は多様化・複雑化しており、行政だけで対応することが困難になっています。一方、地域の自治基盤である町会・自治会の加入率が割に届いていません。地域コミュニティの輪を広げ、地域の自治組織に多くの区民が参加することで、地域の自治機能を効果的に高めていくことが求められています。
- ・ 地域の自治活動を担う町会・自治会などの地域団体では、役員の高齢化が課題となっています。新しい住民や若者、子育て世代など多様な人々が、地域の自治活動とつながり、地域の将来を担う活動主体となるための支援が求められています。
- ・ 地域団体の活動や交流が一層盛んになるように、地域のコミュニティづくりの拠点として、地域センターの機能強化が求められています。

多様な主体との協働の推進

- ・ 社会貢献活動の多様化に伴い、より多様な主体との協働を検討し、地域課題の解決に向けて取り組む必要があります。
- ・ 地域課題に対してNPO※等が自主的かつ継続的に活動していくためには、単独ではなく、区民・地域団体・企業等多様な主体と連携してそれぞれのノウハウを共有し課題に取り組んでいくための、ネットワークの充実が必要です。

自治のまちの推進

- ・ 「新宿区自治基本条例」は、「新宿区」という単位で物事を考え決める場合に、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくかなどを定めた「自治の基本ルール」です。このため、「新宿区自治基本条例」の認知度を高めていく取組が必要です。

3. 施策の方向性

町会・自治会及び地域活動への支援

- ・ 地域自治活動を主体的に担っている町会・自治会活動をより活性化させるため、新宿区町会連合会との連携を図り、活動を支援していきます。
- ・ 町会・自治会の活動を区の広報紙ホームページなどを活用し広く紹介していきます。
- ・ 町会・自治会、地区協議会など、地域の課題解決やコミュニティ活動に取り組む団体等と連携が図れるよう、多様な主体に対して助成を行います。
- ・ 新しい住民や若者、子育て世代などが自主活動を通じて地域の自治活動とつながり、将来の担い手となることをめざします。
- ・ コミュニティ活動の拠点となる地域センターの機能を高めるため、地域がより主体的に地域活動にとりくむことができる仕組みを検討します。

多様な主体との協働の推進

- ・ 区民・地域団体・NPO※・さらには企業など社会貢献活動を行う多様な主体と連携し、地域課題の効果的な解決に向けて取り組んでいきます。
- ・ 複雑・多様化する課題に対して、様々な社会貢献活動団体が連携し、かつ継続して課題に取り組むことができるように、地域、NPO※、企業等多様な主体からなるネットワークの構築をめざします。

自治のまちの推進

- ・ 「新宿区自治基本条例」の理念を踏まえ、地域のことは地域が責任をもって自ら考え、決め、行動するといった「自治のまち新宿」のさらなる推進に取り組みます。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

地域コミュニティに対する意識の向上
 地域の課題解決に向けた活動への参加
 区民がまちを創り、担っていくという自治意識の向上
 区政情報及び地域情報への関心度の向上

○地域組織、NPO※、コミュニティグループなど：

ふれあい・交流活動、地域でのまちづくり活動の推進
 地域課題を創意工夫して解決するための活動推進
 コミュニティ活動の担い手となる人材の育成
 まちづくり活動の担い手となる人材・団体の育成と連携化
 区民がまちを創り、担っていくという自治意識の向上

区政情報及び地域情報への関心度の向上

○事業者：

地域でのまちづくり活動・社会貢献活動への参加と協力

○区（行政）：

コミュニティ活動、区政への参加・協働への意識啓発

コミュニティ活動、区政への参加・協働の担い手となる人材・団体の育成支援

町会・自治会、NPO※団体等の連携支援

民生委員・児童委員、青少年育成委員会、保護司等との連携支援

区政情報及び地域情報の発信

「新宿区自治基本条例」の推進

5. 関連する主な個別計画

・新宿区・地域との協働推進計画

◆「新宿区自治基本条例」の概要

≪「新宿区自治基本条例」とは≫

「新宿区自治基本条例」は、新宿区の地域特性を踏まえ、「新宿区」という単位で物事を考え決める場合に、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくかなどを定める「自治の基本ルール」です。

この条例では、自治の主役である区民の権利や、自治の担い手である区民、議会、区長（執行機関）のそれぞれの役割や責務を定めるとともに、区政運営の基本原則を明らかにしています。

「新宿区自治基本条例」は、区における最高規範として位置づけられています。

≪基本理念（第3条）≫

- ・区は、人権を尊重し、一人ひとりを大切にする区政を行う。
- ・区は、区民が主役の自治の実現を図り、区民は、自治の担い手として地域の課題を解決するものとする。
- ・区は、地方自治の本旨に基づく基礎自治体※であり、確立した自治権をもち、区民自治を基本とした区政を推進する。

（地域の安全安心の取組）



（協働提案制度の公開プレゼンテーション）



個別施策

I-9

地域での生活を支える取組の推進

1. めざすまちの姿・状態

判断能力が十分でないため日常生活等に支障のある人でも、地域社会の一員として尊厳を持っていきいきと生活が送れる共生社会の実現をめざします。

誰もが地域でいきいきと、活躍できるまちをめざします。

誰もが安心して住み続けられる住宅・住環境づくりをめざします。

2. 現状と課題

成年後見制度の利用促進

- ・ 成年後見制度の普及に伴い、相談件数の増加とともに、相談内容も複雑化しているため、より迅速かつ的確な対応が求められています。
- ・ 認知症高齢者の増加など、身上監護や財産管理を必要とする方の増加も見込まれるため、市民後見人等の新たな担い手の確保などが求められています。

障害者、高齢者、若年非就業者、女性等に対する総合的な就労支援

- ・ これまで障害者の就労支援事業所の飛躍的な増加や就労定着支援事業の創設、高齢者の継続雇用制度の導入等、障害者、高齢者の雇用に関する法整備が着実に進められ、雇用を取り巻く環境は大きく変化しているため、対応が必要です。
- ・ 障害者雇用については、就労に結びつかない人への就職相談や就職準備支援はもとより、障害者雇用の拡大に伴って必要とされる就職後の定着支援について、更なる充実が求められています。
- ・ 高齢者については、求人開拓に加え、より年齢の高い方への職業紹介等、求められる支援内容の変化に対応することが必要です。
- ・ 若年非就業者の支援については、社会的に自立した若者に成長するまでの切れ目のない支援が必要であり、問題の早期発見とより早い段階からの支援が必要であるとともに、就労が困難な方については、包括的かつ長期的支援が必要です。
- ・ 女性が就業しやすい環境を整備し、女性の就職・復職を促進するとともに離職を防止するなど、女性に対する就労支援が必要です。
- ・ これからの時代の変化に対応できるよう、多様化するニーズに柔軟に応じた質の高いサービスを提供し続けることが重要です。

誰もが住み続けられる住宅・住環境

- ・ 住まいは毎日の安定した暮らしを支える最も重要な基盤であり、欠くことはできません。高齢者や障害のある人など住宅の確保が困難な方への支援をしていく必要があります。
- ・ 高齢者が地域で住み続けられるしくみづくりや、区営住宅のセーフティネット※機能の向上が求められています。安全で安心した生活を送るために、誰もが安心して住み続けられる住宅・住環境の整備が必要です。

3. 施策の方向性

成年後見制度の利用促進

- ・ 成年後見制度の利用を必要とする方が確実に利用できるよう制度の利用促進を図っていきます。
- ・ 具体的には、制度の利用が必要な人に対する相談や助成を行うとともに、より計画的な市民後見人の養成に取り組めます。その上で、関係機関との連携を強化しながら、社会福祉協議会による法人後見の実施を含め、判断能力が十分でない人が地域で安心して生活できる支援体制づくりに取り組んでいきます。

障害者、高齢者、若年非就業者、女性等に対する総合的な就労支援

- ・ 各就労支援事業については、時代の変化に対応した事業を展開し、これまで以上に質の高い支援が実現できるようにします。
- ・ 障害者、高齢者、若年非就業者、女性等、それぞれの分野において、総合的なサービスのあり方を検討します。
- ・ 若年非就業者については、困難を抱える若者が社会とのつながりを持てるための切れ目のない支援をめざします。
- ・ 就労に課題を抱える方については、一般就労をゴールとした支援と併せて福祉的支援を行うことで、だれもがいきいきとくらし、活躍できるまちをめざします。

誰もが住み続けられる住宅・住環境

- ・ 高齢者や障害のある人など様々な状況にある人が、それぞれのニーズに即した住宅に住むことができるよう、民間賃貸住宅への入居を支援するとともに、公共住宅の活用を図ります。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

成年後見制度への理解
 高齢者、障害のある人の社会参加支援
 職業能力の向上や自己啓発、職業訓練への主体的な参加
 住み続けられる住まいづくり

○地域組織、NPO※、コミュニティグループなど：

成年後見制度への理解
 高齢者、障害のある人の社会参加支援
 地域への情報提供
 若者への労働、職場環境に関する相談支援

○事業者：

成年後見制度への理解
 高齢者・障害のある人の雇用促進と働きやすい環境づくり
 若者への雇用情報提供
 良質な住宅の供給

○教育・研究機関：

職業能力向上のための情報提供と職業訓練
 インターンシップ、進路指導の充実

○区（行政）：

成年後見制度の周知啓発・利用促進
 高齢者・障害のある人の社会参加・就労、自立等への支援
 若者の就労、自立等への支援
 高齢者や障害者等の入居支援
 公共住宅の活用

5. 関連する主な個別計画

- ・新宿区住宅マスタープラン
- ・新宿区高齢者保健福祉計画
- ・新宿区障害者計画
- ・新宿区障害児福祉計画
- ・新宿区障害福祉計画

(公益財団法人新宿区就労者・仕事支援センター)



個別施策

Ⅱ-1

災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり

①建築物等の耐震化の推進 ②木造住宅密集地域※解消の取組の推進 ③市街地整備による防災・住環境等の向上

1. めざすまちの姿・状態

「減災社会」をめざし、区民と区の協働により、災害に強い都市づくりを進め、安全で安心して住めるまち、逃げないですむまちをめざします。

建築物等の耐震化、木造住宅密集地域※の解消を促進するとともに、道路、公園等の公共施設の防災性を強化し、防災性の向上と住環境の改善を図ります。

特定緊急輸送道路※沿道建築物を耐震化することで、災害時において避難や救助活動、復旧復興活動等の重要な役割を担う道路機能を確保し、都市の防災性を強化します。

2. 現状と課題

建築物等の耐震化

- ・ 建築物の耐震化については、耐震性が不足する建築物が依然として残っています。木造建築物の耐震化を促進するためには、耐震化の必要性を啓発し、支援制度の周知・利用促進を図る必要があります。また、マンション等の非木造建築物については、耐震改修工事に向けての合意形成を支援していく必要があります。
- ・ 特定緊急輸送道路※沿道建築物の耐震化については、耐震診断から補強設計・耐震改修工事の実施につなげていくことが課題です。
- ・ 建築敷地の耐震化については、古い石積みなど耐震性が不足する擁壁が多く残っています。擁壁及びがけ改修等の支援制度の一層の周知・利用促進を図ることで建築敷地の耐震化へとつなげていく必要があります。

木造住宅密集地域※の防災性強化

- ・ 共同建替えについては、防災性の向上と住環境の改善に向け、地元の合意形成の支援を円滑に進めることが課題です。関係機関との協議や補助金の適切な執行等を行い、住宅の建替え及び共同建替えを促進するとともに、道路等の公共施設を整備していく必要があります。
- ・ 老朽木造住宅の個別建替えや除却を促進するためには、建替えや除却に対する機運を高める必要があります。
- ・ 新たな防火規制※は、地区計画※と併せて策定することが効果的であるため、地元地権者等に対し不燃化促進の必要性等について丁寧に説明を行い、十分な合意形成を図る必要があります。

再開発による市街地の整備

- ・ 区内には、老朽化した木造住宅が密集し、道路が狭く、防災面や住環境面で課題を抱える地区があり、防災性を確保するとともにインフラ※機能を強化し、災害に強い高度な防災機能を備えた高度防災都市づくりを行っていく必要があります。

- これらの地域では、地域の方々が主体となり地域の将来像を見据えた計画的なまちづくりを展開していく必要があります。市街地再開発※準備組合等が関係権利者や周辺住民の理解の得られる計画となるよう、組合等の活動に対し、都市計画決定の手続や、関係機関等との協議・調整、助言を行うとともに、補助金等を交付する場合には、適切に執行するなどの支援が必要です。

3. 施策の方向性

建築物等の耐震化

- 木造住宅については、個別訪問等によるきめ細かな普及啓発を実施することで、耐震化を促進していきます。
- 非木造建築物については、マンション等への普及啓発を実施することで、耐震化を促進していきます。
- 特定緊急輸送道路※沿道建築物については、東京都と連携し、個別訪問等を実施し、耐震化を促進していきます。
- 併せて、擁壁の所有者等に対し、様々な機会を捉えて、支援制度における周知・利用促進を図ることにより、建築敷地の耐震化を促進していきます。

木造住宅密集地域※の防災性強化

- 木造住宅密集地域※の建替え促進を一層図るとともに、道路等を整備することで、不燃化による防災性の向上と住環境の改善を図ります。
- 老朽木造住宅を耐火建築物・準耐火建築物への建替えや除却に要する費用の一部を助成することで、木造住宅密集地域※の防災強化を図ります。
- 火災危険度が高い地区について、地区計画※のほか、新たな防火規制※を活用したまちづくりを早急に進めていきます。

再開発による市街地の整備

- 市街地再開発※事業等を活用した良質で防災性の高い建築物への建て替え及び道路・公園の整備等の面的なまちづくりを支援し、災害に強いまちづくりに取り組み、新宿の高度防災都市化の早期実現を図ります。
- 市街地再開発※事業等の進捗に応じて、市街地再開発※組合等へ指導・助言などの支援を行っていきます。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

建築物の耐震・耐火性の把握と改善
地域の専門家との連携による防災性の向上

○地域組織、NPO※、コミュニティグループなど：

面的なまちづくり事業による都市機能の更新や防災性の向上
建築物の耐震化の推進

○事業者：

建築物の耐震・耐火性の向上
地域の専門家との連携による防災性の向上

○電気・ガス・水道・通信事業者：

災害に強い施設の整備
災害時におけるライフライン※の迅速な復旧

○区（行政）：

防災まちづくりの推進と支援
まちづくりに貢献する市街地再開発※事業等の支援
都市基盤の整備と不燃化の推進
公共施設の防災性の向上
国や都との連携による防災まちづくり

5. 関連する主な個別計画

- ・新宿区耐震改修促進計画
- ・新宿区地域防災計画

(西新宿五丁目中央北地区市街地再開発
事業完成予想図)



(地震に強いあなたの住まい (パンフレット))



個別施策

Ⅱ-1

災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり

④災害に強い都市基盤の整備

1. めざすまちの姿・状態

都市空間の防災機能を強化し、災害に強い都市づくりをめざします。

災害に強い道路・公園づくりや橋りょうの整備を進めるとともに、水害対策に取り組むことで、安心して生活でき、逃げないですむまちをめざします。

2. 現状と課題

道路の無電柱化

- ・ 比較的狭い区道での無電柱化は、地上機器の設置場所や歩行者動線を確保することが課題です。また、整備には多くの経費と時間を要することから整備路線の選定については、周辺のまちづくりの状況など総合的な検証が必要です。

道路・公園の防災性向上

- ・ 道路・公園擁壁の安全性を確保するためには、継続的な点検調査を行うことが課題となっています。

橋りょうの整備

- ・ 計画的な補修、補強のため、5年に1回の近接目視の法定点検の実施とともに、橋りょう長寿命化修繕計画を見直して、予算の平準化を図り効率的かつ計画的に補修、補強を行う必要があります。

水害対策

- ・ 異常気象に起因する大型台風や局地的集中豪雨による水害対策に、取り組む必要があります。

3. 施策の方向性

細街路※の拡幅整備

- ・ 細街路※拡幅整備事業は、災害に強いまちづくりを実現するための重要な施策です。区民、事業者の理解と協力のもとに、幅員4m未満の細街路※を拡幅整備していきます。また、高度防災都市化の実現に向けて一層の拡幅整備を推進するため、拡幅可能箇所の土地所有者への協力要請を行うとともに、他の施策と連携した啓発活動を進めていきます。

道路の無電柱化

- ・ 防災・景観の観点から道路の無電柱化の整備の必要性や効果を総合的に評価し、幹線道路から優先的に整備を進めます。また、再開発等の機会を捉えて積極的に無電柱化を促進していきます。

道路・公園の防災性向上

- 道路・公園擁壁を対象として、定期的な点検調査を行い、必要に応じて補修・改修を行うことによって、安全性を確保していきます。

橋りょうの整備

- 定期的な点検調査を行い、必要に応じて補修、補強を実施し、橋りょうの健全かつ安全な維持管理を行います。

水害対策

- 都市型水害に備えるため、神田川、妙正寺川の河川改修や下水幹線の整備を促進するとともに、道路の透水性舗装や浸透ますなどの雨水流出抑制施設の整備やハザードマップ等による啓発活動など、総合的な治水対策を促進します。
- 水位警報（サイレン）装置や防災行政無線により、避難勧告等の水害情報の伝達を行います。

4. 各主体の主な役割（例示）

○区民：

道路等の防災性の認識

○地域組織、NPO※、コミュニティグループなど：

面的なまちづくり事業による都市機能の更新や防災性の向上

○事業者：

道路等の防災性の認識

○電気・ガス・水道・通信事業者：

災害に強い施設の整備

災害時におけるライフライン※の迅速な復旧

○区（行政）：

防災まちづくりの推進

都市基盤の整備と不燃化の推進

道路・橋りょうの維持・管理

公共施設の防災性の向上

総合的な治水対策の促進

国や都との連携による都市基盤の整備

5. 関連する主な個別計画

- 新宿区地域防災計画
- 新宿区橋りょう長寿命化修繕計画

個別施策

Ⅱ-2

災害に強い体制づくり

1. めざすまちの姿・状態

高度防災都市化の実現に向け、区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、区民との協働により、地域防災力の向上や防災都市づくりに取り組み、災害に強い、逃げないですむ安全なまちをめざします。

2. 現状と課題

防災意識と地域の防災力の向上

- ・ 首都直下地震発生の切迫性が指摘され、地域の防災力向上に向けた取組の強化が喫緊の課題となっています。一方、区民の防災意識が薄れがちとなり、意識を高揚させるための取組の強化とともに、地域防災の担い手の高齢化や偏在化の解消に向け、幅広い層への防災意識の普及を図り、地域防災活動への参加を促す必要があります。

避難所運営体制の充実

- ・ 東日本大震災や熊本地震を踏まえ、女性の視点や高齢者等に配慮した避難所運営の体制づくりや備蓄物資の充実などの対策が求められています。

災害時要援護者※（要配慮者※）の安全確保

- ・ 福祉避難所※において、要配慮者※の状況に応じた専門的支援ができる人材の確保が課題となっています。また、災害時に円滑な避難・誘導等ができるよう、避難訓練等の実施による災害時応急体制の強化が必要とされています。
- ・ 災害時における来街者を含めた外国人支援の仕組み作りが求められています。

マンション対策

- ・ 区民の8割が集合住宅に居住しているという区の特性を踏まえ、集合住宅・マンション特有の課題に取り組む必要があります。

帰宅困難者※対策

- ・ 商業・業務機能が高度に集積し昼間人口を多く抱えることから発生する帰宅困難者※対策をはじめ、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした国内外からの来訪者の増加、超高層ビルや大規模地下街、繁華街などの災害対策が大きな課題となっています。

3. 施策の方向性

防災意識と地域の防災力の向上

- ・ 区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、年齢や国籍を超えた幅広い層の区民が災害発生時に互いに助け合う体制を構築し地域の防災力を向上します。
- ・ 町会・自治会、商店会など地域の各種団体との連携を強化することで地域の防災力向上を図ります。
- ・ 自宅での災害対策を促進するため、防災用品の備蓄、家具転倒防止対策、感震ブレーカー※の設置など、日頃からの防災の取組を支援します。

災害情報の伝達体制の強化

- ・ 災害情報、避難情報などを区民や来街者に的確に伝達する体制強化を図ります。また、SNSによる情報発信を行い、災害時には多言語で災害情報を発信するなど災害時の外国人支援のしくみづくりに取り組みます。

避難所運営体制の充実

- ・ 女性の視点を踏まえた避難所運営体制の見直しや、高齢者や障害者をはじめ配慮を要する方の安全安心を確保するための避難所の充実と体制強化を図ります。

災害時要援護者※（要配慮者※）の安全確保

- ・ 民間福祉事業者との協定締結により、福祉避難所※の拡大や避難者への支援を行う人材の確保に取り組みます。また、備蓄物資の計画的な配備・更新、避難所開設・運営訓練等を実施し、災害時応急体制を強化します。

マンション対策

- ・ 震災時の電気・ガス・水道などライフライン※の停止による高層階の孤立、エレベーターへの閉じ込めの危険性、長周期地震動※による大きな揺れへの対応及びマンション自主防災組織による防災活動の強化などマンション特有の問題についての防災対策の充実を図ります。

帰宅困難者※対策

- ・ 町会・自治会、商店会、事業所、大学、医師会、防災関係機関との協働による帰宅困難者※対策や災害応急活動体制づくり、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催やその後も見据えた、国内外からの来訪者への対応、超高層ビルや大規模地下街、繁華街などの災害対策など、商業・業務地域の防災力を強化します。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

災害に対する家庭での備え
訓練や講習会への参加
避難の経路、場所及び方法についての確認
地域防災力強化に対する協力

○地域組織、NPO※、コミュニティグループなど：

一次避難所の開設及び運営に対する協力
災害時要援護者※の把握と地域相互支援ネットワークづくりなど、災害時対応の連携
地域における災害時の危険性の把握と情報共有のための支援
災害に強い都市づくりへの参加

○事業者：

事業所の災害に対する安全確保
従業員の防災に関する知識や技術の習得、帰宅困難者※対策
災害に強い都市づくりへの参加
地域の専門家との連携による防災性の向上

○電気・ガス・水道・通信事業者：

災害時におけるライフライン※の迅速な復旧

○消防：

災害情報の迅速な公表
区民の自主的な防災活動への支援

○区（行政）：

地域防災計画に基づく体制づくり
防災まちづくりの推進
防災に関する啓発と訓練の実施
災害に強い都市づくりのための情報提供と支援

5. 関連する主な個別計画

・新宿区地域防災計画

(区が発行している防災に関するパンフレットやマニュアル)



個別施策

Ⅱ-3

暮らしやすい安全で安心なまちの実現

①犯罪のない安心なまちづくり

1. めざすまちの姿・状態

すべての区民が、犯罪等の不安を感じることなく日々の生活を送ることができる、安全で安心な暮らしやすいまちをめざします。

2. 現状と課題

地域の安全・安心

- 安全・安心のまちづくりに対する関心が高まり、地域における防犯活動も活発に行われていますが、依然として犯罪に関する区民の不安は解消されておらず、防犯パトロールや子どもの見守り活動等の自主防犯活動の推進や防犯カメラの設置等、より一層の取組と防犯意識の向上が求められています。

繁華街対策

- 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機に、国内外からの来訪者の増加が見込まれ、犯罪や犯罪被害者の増加が懸念されます。また、客引き行為が悪質化、巧妙化しており繁華街の安全安心対策が求められています。

詐欺・消費者対策

- 振り込め詐欺等の身近な犯罪など、地域の目で犯罪を防ぐ力を高めることが必要となっています。
- 悪質商法や契約上のトラブルなど消費生活に関する相談や苦情は多様化、深刻化しており、消費者問題への的確かつ速やかな対応が求められています。
- 特に、被害が潜在化しやすい高齢者や障害のある人などは、次々に悪質商法の被害を受け、生活にも支障をきたすなど深刻な問題となっています。被害の早期発見が求められています。
- 消費者市民社会を構築していくためには、子どもから高齢者まで人生のライフステージ※に対応した消費者教育の推進が求められています。

3. 施策の方向性

地域の安全・安心

- 多種多様な犯罪から身を守るために、的確で新しい情報を提供し、防犯意識の向上を図っていきます。
- 警察・消防や関係部署との協力体制をさらに強め、地域における防犯パトロールや子どもの見守り活動等の自主防犯活動のほか防犯カメラ設置を促進し、犯罪が起こりにくいまちづくりに取り組みます。

繁華街対策

- ・ 客引き行為防止対策などを進め、繁華街の安全・安心を高め、暮らしやすいまちを実現します。
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催やその後を見据え、警察署及び民間事業者を含む関係機関との連携により、区民の安全安心に向けテロを初めとする犯罪の抑止へ向けた取組について、より一層の強化を図ります。

詐欺・消費者対策

- ・ 振り込め詐欺等身近な犯罪の防止に取り組みます。
- ・ 子どもから高齢者までの人生のライフステージ※に対応した消費者教育の推進に取り組んでいきます。
- ・ 高齢者や障害者など、特に悪質商法の標的にされている人々への啓発や情報提供を進めるとともに、地域の見守り機能や相談機能の強化を図ります。また、潜在化、複雑化している消費者問題に、関係機関・団体と連携・協働して的確に対応していきます。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

自分のまちは自分で守る意識の向上
防犯活動への主体的な参加
悪質商法等にあわないための情報・知識の収集、意識向上

○地域組織、NPO※、コミュニティグループなど：

地域での防犯意識の向上と体制づくり及び自主防犯活動の推進
消費生活問題に関する意識啓発への協力
犯罪や悪質商法の被害防止の地域見守り機能

○事業者：

道路への商品はみ出し陳列防止の徹底
法律を遵守した適切な商行為の推進

○警察：

犯罪発生情報の的確な公表
区民の自主的な防犯活動への支援
詐欺や違法な販売行為などの厳格な取締り

○区（行政）：

まちの安全点検の推進
防犯に関する啓発と防犯活動への支援
消費生活相談と情報提供の充実
犯罪や悪質商法の被害を防止する地域のしくみづくり

個別施策

Ⅱ-3

暮らしやすい安全で安心なまちの実現

②感染症の予防と拡大防止 ＊食の安全対策を含む

1. めざすまちの姿・状態

感染症や食中毒の発生・拡大を予防し、区民の生命及び健康を守ることのできるまちをめざします。

2. 現状と課題

新型インフルエンザ※等対策

- ・ 新型インフルエンザ※感染の拡大を防ぐためには、区民が感染防止のための正しい知識を得る必要があります。
- ・ 行政と医療機関との連携や医療機関相互の連携をより強化するため、病院と診療所、及び病院間の調整について、様々な状況を想定した訓練を重ねていく必要があります。
- ・ 発生時の医療体制を維持するため、診療所及び薬局の意識啓発を図る必要があります。
- ・ 新型インフルエンザ※の発生時にすべきこと（住民への予防接種等）について、さらに体制の整備を進めていく必要があります。

その他の感染症対策

- ・ 保育所、学校、社会福祉施設、医療機関等における感染症の発生・拡大を予防するため、引き続き適切な情報提供、発生時における対応策の助言等を行うとともに、連携をさらに深める必要があります。
- ・ エボラ出血熱などの一類感染症※疑いが発生した際の対応など、感染症指定医療機関※、医師会、警察、消防などと連携し、訓練を重ねていく必要があります。
- ・ 居住外国人・訪日外国人の増加を受け、外国人の感染症患者も増えていますが、言語や感染症に対する認識の違い、経済的問題等から、その対応は苦慮することが多く課題となっています。特に結核対策においては、日本語学校就学生を中心に、高まん延国出身の外国人が増加し、入国後に結核と診断されることから、その早期発見、治療支援が課題となっています。
- ・ 区内に特定感染症指定医療機関※（国立国際医療研究センター病院）や多くの大学病院があり、感染症法に基づく届出数の多い保健所として、新たな感染症に対する健康危機管理対応も含め、多様な感染症に総合的に対応できる体制を整備する必要があります。

食の安全対策

- ・ 近年の食中毒事件の大半を占めているノロウイルスおよびカンピロバクター、重篤

な症状を引き起こす可能性のある腸管出血性大腸菌による食中毒の予防対策を推進する必要があります。

- ・ 区民等の消費者が、生または加熱不十分な状態で食肉・食鳥肉を喫食することの危険性、正しい手洗いの重要性を認識する必要があります。
- ・ 近年の食品流通のグローバル化や多様化に伴い、安全性の確認をさらに進める必要があります。

3. 施策の方向性

新型インフルエンザ※対策

- ・ 「新宿区新型インフルエンザ※等対策地域医療包括BCP※」に基づく地域医療体制を構築するために、新型インフルエンザ※対策連絡会及び同地域医療体制専門部会を開催し、行政と医療機関との連携や、医療機関相互の連携強化を図っていきます。また、様々な状況を想定した発生時対応訓練を重ねることにより新型インフルエンザ※の発生に備えていきます。
- ・ 新たに開設した診療所及び薬局への防護服等の配付、着脱訓練等を通じて意識啓発を進め、発生時の医療体制の強化を図っていきます。
- ・ 普及啓発用のマスク・ポスターを、区有施設やイベントで配布・説明すること等により、区民に正しい知識を広めるよう努めていきます。

その他の感染症対策

- ・ 平常時における、感染症に関する普及啓発、予防接種、健康診断、発生動向調査を実施し、感染症の発生・拡大予防に努めていきます。
- ・ 感染症発生時には、感染症法に基づき、患者に対する調査、家族・接触者に対する健康診断や生活指導等を適切に実施していきます。
- ・ 区職員に対する研修やジョブローテーションを通じて健康危機管理に対応できる人材の育成を強化するとともに、感染症指定医療機関※、医師会、東京都など関係機関と連携し、エボラ出血熱、MERS（中東呼吸器感染症）、デング熱、ジカウイルス感染症や新たな感染症など、社会的影響の大きい感染症が発生した際の体制を充実していきます。
- ・ 区内には特定感染症指定医療機関※（国立国際医療研究センター病院）や多くの大学病院が存在し、感染症発生時に区内医療機関と保健所が求められる役割は大きいことから、医療機関ごとの役割分担を明確にし、連携を強化することで、地域の感染症医療体制の充実を図っていきます。

食の安全対策

- ・ 食品関連施設への監視指導や食品の検査を充実し、食中毒を予防するとともに、食品衛生に関する正確かつ適切な情報を提供することで、食の安全を確保していきます。

- ・ 食品関連事業者による自主的衛生管理の取組が適切に行われるよう、情報の提供、その他の技術的支援を行っていきます。
- ・ 区民等の消費者に対して、広報・区ホームページへの掲載や講習会の開催、パンフレットの配布等により、食品衛生知識の普及啓発及び情報提供を適時・適切に行っていきます。
- ・ 国など関係機関との情報共有、連携の強化を図り、輸入食品の検査などグローバル化等への対応を適切に行い、食の安全を推進していきます。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

感染症予防や食の安全に関する意識の向上

○地域組織、NPO※、コミュニティグループなど：

感染症予防や食の安全に関する意識啓発への協力

○事業者：

感染症などへの危機管理体制の確立

感染症予防や食の安全に関する情報提供

○区（行政）：

感染症など危機管理への総合的な体制づくり

感染症予防や食の安全に関する情報提供

5. 関連する主な個別計画

- ・ 新宿区新型インフルエンザ※対策行動計画

(感染症対策のチラシ)

デング熱・ジカウイルス感染症
を発生させないために、今

水たまりにご用心!
～その水たまりから蚊が発生します～





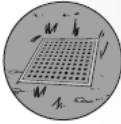
古タイヤ



観木鉢の受け皿



雨ざらしのバケツ・じょうろ



雨水ます



空き缶・缶・ペットボトル



ビニールシートのくぼみ

デング・ジカウイルスを媒介する蚊

日本ではヒトスジシマカが媒介します。
成虫の活動期は5月から10月頃で、木陰や草むらに潜み、主に朝方から夕方まで吸血します。

発生源対策

ヒトスジシマカは、身の回りの小さな水たまりに産卵して、繁殖します。住まいの周辺の水たまりをなくすことで、蚊の発生数を減らすことができます。

蚊に刺されないために

蚊が多い場所や海外の流行地へ出かける際は、できるだけ肌を露出しないで、虫よけスプレーを正しく使い、蚊に刺されないよう注意しましょう。

新宿区保健所衛生課 ☎ (5273) 3845 / ☎ (3209) 1441

個別施策

Ⅱ-3

暮らしやすい安全で安心なまちの実現

③良好な生活環境づくりの推進

1. めざすまちの姿・状態

アスベスト※の除去や空家等の適切な管理、マンションの適正な維持管理を支援することで、誰もが安心できる住宅環境を実現します。

ポイ捨てや路上喫煙を防止し、騒音・振動・悪臭などの公害に対する規制・指導を行うとともに、大気測定、自動車騒音振動等の環境測定を継続して実施することで、良好な生活環境をつくります。

2. 現状と課題

アスベスト※対策

- ・ アスベスト※有りと判明した建築物や、アスベスト※の有無が不明の建築物については、継続して含有調査や除去等工事の実施を促すことが重要です。

空家等対策

- ・ 区内全域の空家等の所在地や老朽化度等の現状を踏まえ、空家等の適正な維持管理の促進が必要となります。また、いわゆるごみ屋敷についても、その解消に向けた取り組みが必要となっています。
- ・ 所有者が判明しないケースなど、改善要請を行うことが困難な場合があります
- ・ 空家等の所有者が特定できても相続等で権利関係が複雑化しているケースや、所有者の経済的な理由でただちに改善できないケースがあります。
- ・ 廃棄物に起因する管理不全な建築物は再発する事例も多いため、生活改善などを関係部署と連携して対応していく必要があります。

マンションの適正な維持管理及び再生への支援

- ・ マンション管理相談員派遣制度の利用を促進するため、利用方法などを改善し、更なる周知を図る必要があります。
- ・ 分譲マンションの管理状況の実態把握に努め、管理体制の不十分なマンション等への対応策を検討し、支援を実施していく必要があります。
- ・ 同様に、賃貸マンションの状況を把握し、支援を実施していく必要があります。

路上喫煙対策

- ・ 来街者が多い新宿駅周辺などの路上喫煙対策、特に夜間時間帯への対策が課題です。
- ・ 受動喫煙防止の観点から、区で管理している喫煙所は、環境改善を進めていく必要があります。改善にあたっては、道路管理者等の関係機関や地域の理解と協力が必要です。

ポイ捨て防止対策

- ・ 観光客など来街者が増加しているため、ポイ捨て防止等キャンペーンのさらなる周知を行い、より一層のまち美化を推進していくことが求められています。

公害の監視・規制・指導

- ・ 区は、住宅や事務所、工場・事業場、商業施設などが密集しているだけでなく、大規模な建設作業が行われることも多く、騒音・振動・悪臭等の公害が発生しやすい状況となっています。このような都市型公害による生活環境への影響を抑制することが求められています。
- ・ 大気測定や自動車騒音振動測定等を実施し、測定結果を公表することが区民の安全安心に繋がることから、継続的に環境測定を行っていく必要があります。
- ・ 新たな環境に関する課題等の発生に応じて適切に情報収集を行っていく必要があります。

民泊問題への対応

- ・ 無許可で宿泊営業を行う「違法民泊」は、管理責任者が不明確なため利用者による騒音やごみ出しのルールが守られないなど、区民の生活環境に影響が生じており、苦情や相談が増加しています。
- ・ 「住宅宿泊事業法※」を踏まえ、地域の実情に合った適正なルールにより、区民の生活環境を守る必要があります。

3. 施策の方向性

アスベスト※対策

- ・ 吹付けアスベスト※は劣化や損傷、建築物の解体工事等により飛散し健康被害を及ぼすおそれがあるため、区民への啓発活動を実施し、アスベスト※含有調査や適正な除去等の実施について働きかけていきます。

空家等対策

- ・ 管理不全な空家やいわゆるごみ屋敷等による周辺環境への悪影響を防止するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」や「空き家等の適正管理に関する条例」に基づき問題解消に向けて粘り強く取り組んでいきます。
- ・ 「新宿区空家等対策計画」に基づき空家やごみ屋敷等の対策を総合的かつ計画的に推進していきます。

マンションの適正な維持管理及び再生への支援

- ・ マンションの適正な維持・管理を促進していくために、管理実態の的確な把握に努め、管理組合が機能していないなどの分譲マンションに対して、管理組合の必要性等の更なる周知・啓発を行い、区からの積極的なマンション管理相談員派遣を行うなど、再生への支援をしていきます。また、新たに賃貸マンションに対する支援策も進めていきます。

路上喫煙対策

- ・ ボイ捨てや受動喫煙などを防止し、たばこを吸う人も吸わない人も心地よく過ごせる新宿となるよう、地域等との協働によるキャンペーンやパトロールによる指導を

継続的に実施するとともに、区民、事業者、来街者などへの路上喫煙禁止の普及啓発を行っていきます。

- ・ 区が設置している喫煙所について、受動喫煙への配慮などさらなる対策のため、喫煙所の整備を進めていきます。

公害の監視・規制・指導

- ・ 公害の監視・規制・指導及びカラス・ハクビシン対策は、公害等を未然に防止し、良好な生活環境を維持するとともに、区民の暮らしや健康を守り、安全安心なまちづくりに不可欠な事業であるため、継続して行っています。
- ・ 今後も、環境測定を継続的かつ定期的に行うことで良好な生活環境づくりに努めていきます。

民泊問題への対応

- ・ 区の実情に合った都市型民泊のルールに基づき、事業者が適正に住宅宿泊事業を行うよう取り組みます。
- ・ 無許可で宿泊営業を行う「違法民泊」が発覚した場合には、指導・是正を行います。

4. 各主体の主な役割（例示）

○区民：

まちの美化のための公共空間利用ルールの遵守

○地域組織、NPO※、コミュニティグループなど：

分譲マンションの適正な維持管理・再生への取組

まちの美化のための公共空間利用ルールの徹底

○事業者：

排気、騒音など事業活動に伴う周辺環境への配慮

分譲マンションの適正な維持管理・再生に係る事業への取組

地域の実情に合った適正なルールに基づく住宅宿泊事業の運営

○区（行政）：

まちの安全点検の推進

まちの美化のための活動への支援

公害対策の推進

マンションの適正な維持管理及び再生への支援

事業者が適正な住宅宿泊事業を行うための取組

違法民泊への指導・是正

5. 関連する主な個別計画

- ・ 新宿区空家等対策計画

（路上喫煙禁止ポスター）



（クリーン作戦の様子）



個別施策

Ⅲ-1

回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり

1. めざすまちの姿・状態

新宿駅をはじめとする区内の主要駅周辺において、交通ターミナルとしての交通結節機能※と商業・娯楽・滞在施設など多様な都市機能を併せ持つ魅力を活かし、歩行者の回遊性、利便性向上を軸とした都市基盤整備と、より魅力的で賑わいあふれるまちづくりを連携して進めることで、誰もが歩きたくなるまちをめざします。

2. 現状と課題

新宿駅周辺地区の整備推進

- ・ 東京を代表し牽引する都市として、また、世界中の人々から選択される都市としていくためには、東口や西口地区など地区のもつ特性を活かし更なる都市機能強化とともに、地区の連携・回遊性を高め、周辺地域全体での競争力・ブランド力向上を図っていく必要があります。
- ・ 複数の鉄道路線が乗り入れるターミナル駅等では、現状は乗り換え動線が多層で複雑で案内サインが不統一であるなど、障害のある人や高齢者だけでなく、国内外の観光客にもわかりやすく利用しやすい空間づくりが求められています。魅力的で快適な、歩いて楽しい都市空間の創造に向けて、車中心のまちから人中心のまちへの転換が求められています。
- ・ 地域の活動を支える利用しやすい公共交通の整備をはじめ、荷捌き車や自転車等の適正かつ効率的な利用を支える都市環境整備が求められています。

高田馬場駅周辺地区の課題

- ・ 駅施設が狭いことによる混雑緩和とともに、鉄道の乗り換え経路やバリアフリールートへの安全性、利便性向上を図る必要があります。
- ・ 駅周辺では建物が更新時期を迎えている状況であり、建物の更新に合わせたまちづくりを進めていく必要があります。

駅周辺地区の共通した課題

- ・ ユニバーサルデザイン※に配慮した施設整備が求められています。

3. 施策の方向性

駅周辺地区の整備推進

- ・ 新宿駅直近地区は、世界一の乗降客数を誇る新宿駅を擁する交流の核であり新宿の顔であるとともに、世界中から人々を呼び込み、駅周辺の各地区へ送り出す拠点として、国際的な賑わい交流を創造する都市空間づくりを進めていきます。

- ・ 少子・高齢化への対応や障害のある人の社会参加を促進するだけでなく、更なる外国人観光客の増加に対応するため、誰もがわかりやすく利用しやすいユニバーサルデザイン※に配慮した交通ターミナル整備を促進します。
- ・ 歩行者中心で賑わいを感じられる広場・道路空間づくりや、多層的かつ民間との複合的な歩行者ネットワークを整備し、歩行者の回遊性とまちの賑わい向上を図ります。
- ・ 鉄道やバス、荷捌き車、自転車など地域活動を支える多様な交通手段に対応した適切な施設整備とともに、周辺建物等とも連携した駅前広場や自由通路、駐車場等の公共的空間を整備し、人にやさしい総合的な交通システムを構築します。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

高齢者・障害のある人や、国内外の観光客の移動への理解と支援

○地域組織、NPO※、コミュニティグループなど：

地域の交通環境改善に向けた課題の明確化と共有
交通環境改善への支援

○事業者：

公共的に利用される建物のバリアフリー化
新たな移送サービス

○区（行政）：

安全な歩行環境づくり
公共施設のバリアフリー化の推進
国、都、事業者と連携した取組の推進

5. 関連する主な個別計画

- ・ 新宿駅周辺地域まちづくりガイドライン
- ・ 新宿の新たなまちづくり

(新宿駅東西自由通路イメージ (東日本旅客鉄道株式会社ウェブサイトより))



個別施策

Ⅲ-2

誰もが安心して楽しめるエンターテインメントシティの実現

1. めざすまちの姿・状態

区、地元・事業者、関係行政機関、NPO※、ボランティア等が官民一体となって、誰もが安心して楽しめる「エンターテインメントシティ・歌舞伎町」を実現し、「国際観光都市・新宿」の魅力を歌舞伎町から世界に向けて発信します。

2. 現状と課題

地域活性化プロジェクトの推進

- ・ シネシティ広場では、歌舞伎町タウン・マネージメント※が主体となり、区、地元、周辺地権者・テナント等で組織した歌舞伎町ルネッサンス推進協議会※の下、オープンカフェ※や各種イベント等を開催し、利活用の実証実験を行っています。今後も、新たな賑わいの創出に取り組んでいく必要があります。

クリーン作戦プロジェクトの推進

- ・ 客引きとともに不当な高額請求を行う事例が多発しています。警察の取り締まりにより沈静化していますが、客引き行為等が悪質・巧妙化しています。
- ・ 歩行者が安心して快適に散策できるよう、今後も不法看板と放置自転車への対策が必要です。
- ・ 清掃活動の参加者が固定化しています。

まちづくりプロジェクトの推進

- ・ 多くの人が集い訪れる魅力とポテンシャルのある新宿では、まちを新たな都市空間として活用していくための取り組みやしくみづくりが求められています。
- ・ 歌舞伎町まちづくり誘導方針の推進については、土地・建物の権利を有する方以外の意見をどのように反映していくかが課題となっています。

3. 施策の方向性

地域活性化プロジェクトの推進

- ・ 歌舞伎町タウン・マネージメント※が主体となり、区、地元、周辺地権者・テナント等で組織した歌舞伎町ルネッサンス推進協議会※の下、シネシティ広場などの公共空間の活用をはじめ、屋外広告物等を活用したエリアマネージメント※事業に取り組み、新たな賑わいを創出していきます。

クリーン作戦プロジェクトの推進

- ・ 繁華街の防犯活動の推進については、国内外からの観光客を含む来街者の増加を背景に悪質・巧妙化する客引き行為等の根絶に向け「新宿区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」に基づく、罰則等を適用するとともにパトロールを

実施するなど、安全安心に向けた取組を強化します。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催やその後も見据え、今後も町会や商店会等の地域団体や警察等の関係各機関と連携し、各種防犯対策に取り組めます。

- ・ 警察署や東京都と連携し、地元商店会の協力も得ながら、不法看板の是正指導を強化します。
- ・ 放置自転車を駐輪場へ誘導し、道路の適正利用を進めます。
- ・ ボランティア等との連携をはじめとした清掃活動を実施していきます。多様な主体に活動の輪を広げるため、様々な機会を捉えて参加を呼びかけていきます。

まちづくりプロジェクトの推進

- ・ 歌舞伎町まちづくり誘導方針の推進については、テナントに対しても意見聴取を行うなど、まちの将来像について、より深く協議を行っていきます。
- ・ 歌舞伎町地区の道路については、「歌舞伎町街並みデザインガイドライン」に基づき、まちづくりと連動して整備を進めていきます。

※歌舞伎町の安全安心対策については、基本政策Ⅱの「個別施策3暮らしやすい安全で安心なまちの実現 ①犯罪のない安心なまちづくり」にある、繁華街対策で取り組んでいきます。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

まちの美化のための公共空間利用ルールの遵守
新たな文化の創造・発信、賑わいづくりに関する取組への参加

○地域組織、NPO※、コミュニティグループなど：

まちの美化のための公共空間利用ルールの徹底
安心して歩ける環境づくりへの取組
新たな文化の創造・発信、賑わいづくりに関する取組への協力

○事業者：

まちの美化のための公共空間利用ルールの遵守
安心して歩ける環境づくりへの取組
新たな文化の創造・発信、賑わいづくりに関する取組

○区（行政）：

「歌舞伎町まちづくり誘導方針」及び「歌舞伎町街並みデザインガイドライン」に基づく快適で魅力あふれるまちづくりの推進、安心して歩ける環境づくりへの取組の支援
新たな文化の創造・発信、賑わいづくりに関する取組の支援

5. 関連する主な個別計画

- ・ 歌舞伎町まちづくり誘導方針
- ・ 歌舞伎町街並みデザインガイドライン
- ・ 新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画

個別施策

Ⅲ-3

地域特性を活かした都市空間づくり

1. めざすまちの姿・状態

地域の特性や魅力を十分に活かした地域主体のまちづくりを進め、人々が住み、働き、学び、遊ぶ都市として愛着がもてるまちをめざします。あわせて、まちなみや建造物などの歴史的景観や、高低差の大きい変化に富んだ地形、みどりや水辺などの自然景観と調和した、個性的で美しい景観に配慮したまちの実現をめざします。

このことにより、誰もが住みたくする豊かで良好な居住環境を実現します。

2. 現状と課題

地区計画※等のまちづくりルール策定

- ・ 地域の個性や魅力を十分に活かしていくためには、各地域にふさわしいきめ細かなまちづくりを進めていく必要があります。また、地域住民の参加と協働により、十分な合意形成を図っていく必要があります。
- ・ 新宿駅周辺では、国際的な存在感や魅力を備えた賑わいと交流あふれるまちをめざし、駅前広場等の基盤整備やまちづくりの検討が求められており、各地区のまちづくりを推進していく必要があります。
- ・ 不燃化を促進するための新たな防火規制※は、地区計画※と併せて導入することが効果的です。

景観に配慮したまちづくりの推進

- ・ 景観に関する基準は区内一律ではなく、それぞれの地域特性に応じた良好な景観形成基準が求められています。経済効率のみを重視した建築行為等によって個性的なまちなみが損なわれることのないよう、景観まちづくり計画や景観形成ガイドラインに基づいた良好な景観誘導を推進していく必要があります。
- ・ 景観まちづくり計画の目標や理念、制度について、一層の周知が必要です。
- ・ 「地域の景観特性に基づく区分地区」については、それぞれのまちの将来像を実現するため、地元地権者等の意向やまちづくりの進捗に合わせた調査・検討が求められています。
- ・ 屋外広告物の地域ルール策定の意向がある地域については、区民等との意見交換を行いながら、検討を進める必要があります。

3. 施策の方向性

地区計画※等のまちづくりルール策定

- ・ 地域の課題にきめ細かく対応していくため、地域住民との協働によりまちづくり活動を行い、地区計画※やまちづくり構想、ガイドライン等のまちづくりルールを定めていくことで、地域の個性や魅力を活かしたまちづくりや不燃化を推進していきます。また、ルールを定めた後の運営体制についても支援していきます。

- ・ 新宿駅周辺では、国際競争力を備えた都市活力の維持・発展に向けた新たな取組を進め、高田馬場駅周辺、信濃町駅周辺及び飯田橋駅周辺などでは、各地域の特性をいかしたまちづくりを推進していきます。

景観に配慮したまちづくりの推進

- ・ 景観まちづくり計画や景観形成ガイドラインに基づいた、きめ細やかな単位での景観誘導や多様な主体との連携により、地域特性に応じた景観まちづくりを進めています。
- ・ 景観まちづくり計画の目標や理念、制度について、シンポジウムやパンフレットの充実など更なる周知活動を行っています。
- ・ 「地域の景観特性に基づく区分地区」の拡大や拡充、指定については、地区計画※の策定等まちづくりの進捗に合わせて、今後も区民等との意見交換を行いながら推進していきます。
- ・ 屋外広告物の地域ルール策定の意向がある地域については、区民等と意見交換を行いながら検討していきます。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

良好な景観まちづくりへの参加
地域の個性を活かしたまちづくりへの協力
住民主導による地域の個性を活かしたルールづくりへの参加

○地域組織、NPO※、コミュニティグループなど：

良好な景観まちづくり活動
地域の個性を活かしたまちづくりへの協力、参加
地域整備のしくみづくりへの参加

○事業者：

良好な景観まちづくりへの協力
地域の個性を活かしたまちづくりへの協力、参加

○区（行政）：

良好な景観まちづくりの情報提供
良好な景観まちづくり施策の展開
都市基盤の整備促進
地域個性を活かしたまちづくりへの支援
住民主導によるまちづくりへの支援

5. 関連する主な個別計画

- ・ 新宿区景観まちづくり計画
- ・ 新宿区景観形成ガイドライン

個別施策

Ⅲ-4

誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり

1. めざすまちの姿・状態

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるような生活環境その他の環境を推進していきます。また、誰もがわかりやすく使いやすい利用者本位の案内サインを整備し、歩行者空間の創出に取り組みます。

2. 現状と課題

ユニバーサルデザイン※まちづくりの推進

- ・ ワークショップ※や現場体験などを実施する中で、横断歩道の境界部分の小さな段差の効果やコミュニケーションをとるときの身振り手振り、言葉の使い方の効果など新たな気づきがあったり、ユニバーサルデザイン※の理念がまだまだ浸透していないという課題が明らかになりました。また、周知啓発事業と併せ、ユニバーサルデザイン※の更なる理念の浸透やまちづくりの実践を図っていくための新たな取組が必要です。
- ・ 新宿駅周辺は、各交通機関が広域かつ重層的に散在しており、既存案内標識の不統一などから利用者に分かりにくい状況であり、東京都や鉄道事業者等との連携が必要です。
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機に国内外からの来街者の増加が見込まれるため、初めて街を訪れる旅行者でもストレスフリーで目的地にたどり着けるよう、視認性が高く判読しやすい案内標識とする必要があります。
- ・ 国や東京都で定めた、案内サインや多言語標記の指針等と整合性のとれた、最新のピクトグラム※、マーク、地図記号及び外国語訳を反映する必要があります。
- ・ 新宿駅周辺の観光案内標識については、新たな案内サインの配置計画との調整が課題となっています。

3. 施策の方向性

ユニバーサルデザイン※まちづくりの推進

- ・ 区民参加型ワークショップ※により作成するガイドブックシリーズを活用することで、より多くの区民へ啓発します。また、ユニバーサルデザイン※を更に推進するため事前協議制度を策定し、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン※のまちづくりを推進していきます。
- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催とその後を見据え、新宿駅及びその周辺をはじめとするアクセスルートが、国内外からの来街者にもわかりやすく利用しやすいものとなるよう、駅案内サインや観光案内標識等の整備を推進して利便性と回遊性の向上を図ります。
- ・ ユニバーサルデザイン※の観点に立ち、公共施設、道路、公園、駅などのバリアフリー化を促進します。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

ユニバーサルデザイン※の意識醸成、高齢者・障害のある人の移動への理解と支援

○地域組織、NPO※、コミュニティグループなど：

ユニバーサルデザイン※の推進、高齢者・障害のある人の移動への理解と支援

○事業者：

公共的に利用される建物のバリアフリー化、新たな移送サービス

○区（行政）：

ユニバーサルデザイン※の推進、公共施設のバリアフリー化の推進

5. 関連する主な個別計画

- ・ ユニバーサルデザイン※まちづくりガイドライン
- ・ 新宿区交通バリアフリー基本構想

個別施策

Ⅲ-5

道路環境の整備

1. めざすまちの姿・状態

都市の骨格となる道路・交通施設等を充実させるとともに、歩く人にやさしい歩行者空間の充実をめざします。

2. 現状と課題

都市計画道路等の整備

- 都市計画道路等の整備では、残る用地の取得や整備に向けた関係機関との調整をする必要があります。

人にやさしい道路の整備

- 高齢者が安心して通行できる歩行環境を整備する必要があります。
- バリアフリーの道づくりでは、重点整備地区に限らずニーズが高まっているため、住民や来街者など誰もが使いやすいバリアフリーの道路を整備する必要があります。

道路の環境対策

- 環境に配慮した道づくりでは、効果の検証や耐久性の確認を引き続き行っていくとともに、より一層の効果を高めるため、規模の拡大を図っていく必要があります。

3. 施策の方向性

都市計画道路等の整備

- 都市計画道路等の整備により、周辺道路の混雑緩和など交通の利便性や歩行者の安全性の向上を図ります。

人にやさしい道路の整備

- 高齢者にやさしい道づくりに取り組むなど、安全で快適な歩行者空間を確保するとともに、生活する人が安心して暮らしやすい道路空間の整備を進めます。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピックやその後のまちの動向を見据えて、歩行者空間のバリアフリー化を進めます。

道路の環境対策

- 環境に配慮した道づくりでは、ヒートアイランド現象※の一層の抑制を図るため、遮熱性舗装の施工を拡大して実施するとともに、間伐材の有効活用を図るため、木製防護柵の設置を進めます。
- 街路灯の LED 化を進め、環境保全と省エネルギー化を図っていきます。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

道のサポーターなどへの参加
道づくりの検討への参加

○地域組織、NPO※、コミュニティグループなど：

地域の交通環境改善に向けた課題の明確化と共有

○事業者：

道路・交通体系の整備への協力

○区（行政）：

道路・交通体系の整備
安全な歩行環境づくり
道路の維持・管理
環境に配慮した道づくりや道路の環境対策の推進
国や都と連携し、沿道のまちづくりと一体となった道路の整備

5. 関連する主な個別計画

・新宿区交通バリアフリー基本構想

個別施策

Ⅲ-6

交通環境の整備

1. めざすまちの姿・状態

都市機能が高度に集積し、多くの人が行き交う新宿区の都市活動を支えていくため、利用しやすい公共交通機関の充実したまちをめざします。

また、自転車等の適正利用と利便性の向上を図ることで、誰もが快適に自転車等を利用できるまちをめざします。

2. 現状と課題

自転車等の適正利用と利便性の向上

- ・ 区道の多くは幅員が狭いことから、限られた空間でどのように自転車通行空間を確保していくかが課題です。また、整備にあたっては都道など他の道路とのネットワーク化を図る必要があります。
- ・ 自転車等（自転車、原動機付自転車及び自動二輪車）の適正利用を支える都市環境の整備が求められています。

みんなで進める交通安全

- ・ 区内の交通事故件数は依然として高い水準にあり、道路交通環境の安全性向上が求められています。また、高齢社会の到来は、高齢者が交通事故の被害者としてだけでなく、加害者にもなるという問題を生み出しています。
- ・ 携帯電話（スマートフォン）等の使用を要因とする交通事故が社会問題となっています。

駐車場整備事業の推進

- ・ 地域の特性、まちづくりと整合した駐車場整備事業の推進が必要です。

鉄道施設の整備推進

- ・ 中井駅付近では南北自由通路を整備する一方、他の地域では朝の通勤時間帯を中心とした踏切による交通遮断、地域分断の解消が求められています。
- ・ 駅ホームからの転落事故が社会的な問題となっています。

3. 施策の方向性

自転車等の適正利用と利便性の向上

- ・ 限られた道路空間の中で路面表示を活用するなど関係機関と連携しながら自転車通行空間を確保していきます。また、都道など他の道路とのネットワーク化を図ります。
- ・ 駐輪場整備や自転車シェアリング※など自転車等の利用を支える環境を整備し、自

転車等の適正利用と利便性の向上を進めます。

みんなで進める交通安全

- ・ 自動車利用者、歩行者などあらゆる立場の人々への交通安全教育を推進します。

駐車場整備事業の推進

- ・ 適正な駐車場整備の需給を把握し、地域の特性に合わせた駐車場整備基準を定めます。

公共交通機関の充実

- ・ 公共交通事業者等による都市計画事業と調整を図りつつ交通環境の整備を促進します。
- ・ バリアフリー化やホームドアの設置など、鉄道施設の整備を促進します。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

自転車利用のマナー向上
交通ルールの遵守

○地域組織、NPO※、コミュニティグループなど：

交通安全運動の推進
交通環境改善への支援

○事業者：

駐車場、駐輪場の整備

○警察：

交通安全運動の普及・啓発

○区（行政）：

安全な歩行環境づくり
放置自転車対策等の推進
関係機関との連携強化
交通安全運動の普及・啓発
交通安全施設等の整備
国や都、隣接区との連携による交通環境の整備

5. 関連する主な個別計画

- ・ 新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画
- ・ 新宿区交通安全計画

個別施策

Ⅲ-7

豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備

1. めざすまちの姿・状態

新宿の持つ貴重な水辺やみどりを、未来に引き継ぐべき区民共有の財産として位置づけ、その保全・再生・整備を図ります。

誰もが安心して利用できる身近な公園や広場を充実させ、地域の記憶である街路樹を次世代につないでいくことで、歩きたくなり、ふと立ち寄りたくなる魅力ある楽しいまちをめざします。

2. 現状と課題

新宿らしいみどりづくり

- ・ 新宿区のみどりは年々失われており、残された貴重なみどりを保全・育成するとともに、都市のインフラ※の一つとしてみどりを創出することが課題となっています。
- ・ 戸塚特別出張所前の神田川親水テラスのような親水空間は人気が高く、貴重な空間であるため、今後周辺の都市的な土地利用、空間利用の中で確保していくことが課題となっています。
- ・ 限られた空間に植栽された街路樹には、育成環境の悪化により活力度が低下したものがあ、更新していく必要があります。

身近な公園等の整備

- ・ 区民1人当たりの公園面積を、都市マスタープランの将来目標でもある「都市公園法施行令」で定めている標準面積5㎡に近づけるため、公園を確保し、増やしていくことが課題となっています。
- ・ 新宿区の公園は画一的な整備内容のものが多く、また、施設が老朽化している箇所が多いことから、それらを利用しやすくすることが課題となっているため、今後は誰もが利用しやすく、区民が誇れる地域の公園となるよう整備・管理・運営していく必要があります。
- ・ 新宿中央公園が地域のまちづくりの核となる施設として、どのようにあるべきかを明確にする必要があります。
- ・ バリアフリー化に対応しなくてはならない公園トイレ・公衆トイレの改善を図ることが課題です。

3. 施策の方向性

新宿らしいみどりづくり

- ・ 新宿の持つ貴重な水辺やみどりを、未来に引き継ぐべき区民共有の財産として位置づけ、その保全・再生・整備を図り、やすらぎと潤いのあるまちをめざします。また、地域の公園を、誰もが楽しく、快適に利用できるよう整備を進めます。
- ・ みどりと潤いのある散策路や快適に利用できる歩行者空間を整備していきます。
- ・ みどりの整備にあたっては、生物多様性に配慮します。

身近な公園等の整備

- ・ 引き続き、様々な地域住民との協働により公園の整備計画を作成することで、防災、健康づくりなどの利用ニーズを反映した魅力ある公園の実現を図ります。
- ・ 民間活力の活用を含め、新宿中央公園の特色や魅力をさらに活かしたにぎわいのある公園づくりを進めます。
- ・ 清潔でバリアフリーに対応した公園トイレ・公衆トイレの整備を進めていきます。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

敷地・建物の緑化と保全の推進
みどりと水辺の保全と創出のための地域活動への参加
地域の公園の計画づくり・維持管理への協力

○地域組織、NPO※、コミュニティグループなど：

みどりと水辺の保全と創出のための地域活動
地域の公園の計画づくりへの参加

○事業者：

事業所敷地・建物の緑化の推進
みどりと水辺の保全と創出のための地域活動への参加

○区（行政）：

公共空間におけるみどりと水辺の保全・創出
みどりと水辺の保全・創出に関する情報提供
公園の維持・管理

5. 関連する主な個別計画

- ・ 新宿区みどりの基本計画
- ・ 新宿区みどりによる生物生息環境形成計画
- ・ 新宿区魅力ある身近な公園づくり基本方針
- ・ 新宿区公園再整備方針
- ・ 清潔できれいなトイレづくりのための指針

個別施策

Ⅲ-8

地球温暖化対策の推進

1. めざすまちの姿・状態

区内に暮らし、または活動しているすべての方々と連携・協働し、CO₂の排出が少ない社会基盤やライフスタイルを進めていくことで、「環境都市・新宿」を実現していきます。

2. 現状と課題

地球温暖化対策の推進

- ・ 国際社会全体で地球温暖化対策に取り組んでいます。このため、区においても地球温暖化対策を推進する必要があります。
- ・ 区の二酸化炭素排出量の8割は民生部門（業務・家庭）からの排出であり、区民と事業者のさらなる削減努力が必要です。
- ・ 区民向け省エネルギー機器等の導入補助については、今後も社会的なニーズにあった補助対象を追加するなど、補助対象・補助件数の見直しを続けていく必要があります。
- ・ 「新宿の森」の森林整備について、森林の成長に併せて森林整備の内容を計画的に見直ししていくことが課題です。

環境学習・環境教育の推進

- ・ 環境学習・環境教育の推進について、区民等に対して広く周知啓発を継続し、環境保全の裾野を広げていく必要があります。
- ・ 自然環境を守り、環境負荷の少ない持続可能な社会を構築するためには、すべての世代が様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組むことが重要であり、特に、次代を担う子どもたちへの環境教育を進める必要があります。

3. 施策の方向性

地球温暖化対策の推進

- ・ 区、区民、事業者が連携して省エネルギー・省資源を推進し、地球温暖化・ヒートアイランド対策を進めていきます。
- ・ 区は、区民に向けて、環境学習などを通じ、環境に配慮したライフスタイルへの変換を促すとともに、省エネルギー・新エネルギーの機器の導入支援を継続して実施していきます。事業者に対してはビジネススタイルの転換や、省エネルギー設備への更新等を働きかけていきます。
- ・ 温暖化対策につながる「まちづくり」を推進することで、ハードの面から一層の低炭素化を図ります。

環境学習・環境教育の推進

- ・ 環境保全・環境教育の裾野を広げるため、区民・事業者・NPO※等との協働による環境学習事業を推進していきます。
- ・ 身近な自然の中での体験活動や学校施設を活用した環境学習、環境学習発表会等を通じて、子ども一人ひとりの環境に配慮した実践的な態度・能力の育成をめざします。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

環境にやさしいライフスタイルの実践
環境保全活動への積極的参加

○地域組織、NPO※、コミュニティグループなど：

環境保全活動の推進

○事業者：

環境にやさしい事業スタイルの実践
環境保全活動への積極的参加
環境保全に関する率先行動

○区（行政）：

環境保全に関する率先行動
環境保全活動の普及・啓発・支援
地球温暖化対策の推進
環境学習・環境教育の推進

5. 関連する主な個別計画

- ・ 新宿区環境基本計画
- ・ 新宿区一般廃棄物処理基本計画

(伊那の「新宿の森」)



個別施策

Ⅲ-9

資源循環型社会の構築

1. めざすまちの姿・状態

ごみの発生抑制、リサイクルしやすい商品の利用、無駄の少ないエネルギー利用など、日々の暮らしの中で、できる限り環境に負荷をかけないライフスタイルを確立するとともに、きれいなまちづくりに取り組むことにより、環境と調和したまちをめざします。

2. 現状と課題

ごみの減量とリサイクルの推進

- ・ 限りある貴重な資源を、効果的に利用する持続可能な資源循環型社会を確立するには、さらなるごみの減量や資源化の推進、事業者の排出者責任に基づくごみの減量・資源化の取組が求められています。

そのためには、ごみの適正な分別の周知徹底や新たな資源回収の検討など、資源をごみとしない取組、事業系ごみの排出者責任に基づく適正な排出指導について推進する必要があります。

3. 施策の方向性

ごみの減量とリサイクルの推進

- ・ 資源循環型社会の構築に向けて区民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、3R※の普及啓発に努めるとともに様々な取組によって、「ごみ発生抑制によるスリムな社会」「資源回収の拡充による循環する社会」「事業者による適正処理とごみの減量・資源化を推進する社会」「適正なごみ処理を行う社会」の実現を図ります。
- ・ ごみ発生抑制によるスリムな社会の実現に向けては、発生抑制や再使用を更に進め、ごみ排出量そのものを減らすスリムな社会をめざします。
- ・ 資源回収の拡充による循環する社会の実現に向けては、資源・ごみの分別方法の周知徹底、資源集団回収の促進、及び施設の有効活用を含めた効率的な資源回収方法の検討を行います。
- ・ 事業者による適正処理とごみの減量・資源化を推進する社会の実現に向けては、事業系廃棄物の自己処理原則に基づき、区の収集を利用している事業者に対し、自己処理への誘導や資源化の推進に取り組むとともに、ごみ発生抑制等に向けた方針策定と規則等の整備を進めます。
- ・ 適正なごみ処理を行う社会の実現に向けては、組織的な排出指導の取組を一層進めます。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

環境にやさしい生活スタイルの実践
 ごみの減量とリサイクルの実践
 ごみの排出やまち美化のための公共空間利用ルールの遵守

○地域組織、NPO※、コミュニティグループなど：

リサイクルの推進
 ごみの排出ルールの徹底

○事業者：

環境にやさしい事業スタイルの実践
 環境保全に関する率先行動
 環境保全活動への積極的参加
 商品包装の簡素化等によるごみの発生抑制
 リサイクルの推進
 拡大生産者責任の考え方に基づく行動

○区（行政）：

環境保全に関する率先行動
 ごみの減量化とリサイクルの推進

5. 関連する主な個別計画

- ・新宿区環境基本計画
- ・新宿区一般廃棄物処理基本計画

個別施策

Ⅲ-10

活力ある産業が芽吹くまちの実現

1. めざすまちの姿・状態

多様な産業の集積や、人々が集まることで発生するニーズが溢れる都市としての特性を活かし、社会環境の変化に対応した事業革新や新たな価値創造に向けた積極的な事業活動を支援することで、持続的に発展するまちをめざします。

また、就労支援と人材確保支援の双方に取り組むことによって、働く人と企業がともに支え合い、発展することができるまちづくりをめざします。

2. 現状と課題

産業の創造・連携・発信

- ・ 情報化の進展やグローバル化、外国人観光客の増加など、新宿の産業を取り巻く環境は大きく変化しており、そうした社会環境の変化に対応した事業革新や新たな価値創造に向けた積極的な事業活動を支援していくことが必要です。
- ・ 区の持つ都市としての特性を活かし、区内で創業する人を増やしていくことが必要です。
- ・ 地場産業やものづくり産業など、区内の特色ある産業への就業を志す人材の創出に向けた効果的なPRに取り組んでいくことが必要です。

地域における雇用の促進

- ・ 従来、国の政策であった雇用対策については、地域の自主性・自立性を高める国の方針のもとに、地域の実情に応じた的確な対応が地方自治体に求められてきています。
- ・ 若者や中高年の正規雇用化、高齢者や女性の活躍推進等の課題に取り組むことが必要です。
- ・ 中小企業の人材確保については一層厳しい状況下であり、中小企業と求職者のミスマッチの解消を図ることも重要な課題です。さらに、中小企業の採用力強化や、働き方改革の推進、処遇改善の実行による従業員の定着率向上に取り組むことが必要です。

3. 施策の方向性

産業の創造・連携・発信

- ・ 事業革新や新たな価値創造に向けた経営基盤の強化や人材育成の取組を支援するとともに、連携・交流の場を提供し、企業相互のネットワーク形成を図ることで、新たな事業展開につなげます。また、来街者の増加を好機ととらえた企業を支援します。
- ・ 創業支援については、区内創業に向けた支援に努めます。
- ・ 産業施策などの情報発信に積極的に取り組み、事業活動を支援します。

- ・ 染色業や印刷製本関連業などの伝統産業・地場産業における技術の継承、発展に努めます。

地域における雇用の促進

- ・ 国、東京都との連携を更に強化するとともに、民間のノウハウを活用し、地域の雇用をめぐる課題に迅速かつ的確に対応していきます。
- ・ 若者や中高年の正規雇用化、高齢者や女性の活躍推進に取り組むとともに、中小企業に対して人材確保等の支援を行うことで、求職者と中小企業のマッチング強化を図ります。また、中小企業の働き方改革を推進し、処遇改善を支援することで、誰もが働き続けられる環境を構築します。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

消費活動を通じた産業振興への寄与
 企業や区が行う産業振興の取組への協力
 伝統産業・地場産業の理解と継承 起業へのチャレンジ

○事業者：

創意工夫や自助努力に基づく事業活動
 経営基盤や情報発信の強化
 雇用の創出や従業員の育成、福利厚生を増進
 地域社会の発展への寄与

○教育・研究機関：

新たな研究分野の開拓 企業、区との連携
 産業振興を担う人材の育成

○産業経済団体・金融機関：

事業者の創意工夫及び自助努力に基づく事業活動に対する環境整備
 事業者の経営基盤の強化、経営革新への支援

○区（行政）：

事業者の創意工夫及び自助努力に基づく事業活動の支援
 産業振興に関するネットワーク形成 産業に関する情報収集と発信
 産業振興を担う人材の発掘と育成
 社会経済状況の変化に適應する事業転換の支援
 創業及び事業承継のための環境整備 創造力のある産業の育成
 中小企業者の活力ある成長と発展のための取組の実施
 地場産業の持続ある発展のための取組の実施
 区民、事業者、教育・研究機関との連携 就労・就業の支援

5. 関連する主な個別計画

- ・ 新宿区産業振興プラン

個別施策

Ⅲ-11

魅力ある商店街の活性化に向けた支援

1. めざすまちの姿・状態

魅力ある商店街づくりを進め、暮らしやすさと賑わいの調和がとれた、人々のふれあいと交流のあるまちをめざします。

2. 現状と課題

魅力ある商店街の活性化に向けた支援

- ・ 商店会員数の減少や店主の高齢化などによって人材が不足し、商店街活動が縮小する商店街もあり、商店街の組織力を強化し、商店街の魅力づくりの取組を支援することが必要です。
- ・ 多様な主体との連携を通じて、商店街の活性化や魅力づくりを図っていくことが必要です。
- ・ 商店街は地域のコミュニティを支えるほか、地域の安全・安心にも貢献しているため、地域に根差した商店街の振興を支援することが必要です。

3. 施策の方向性

魅力ある商店街の活性化に向けた支援

- ・ 商店街全体の魅力を高めるために、商店街を構成する個店それぞれの魅力づくりや、創業支援も含めて積極的に事業の革新を図る個店の取組を支援し、新たな価値の創造を促進するとともに、取組事例の共有化を図ります。
- ・ 商店街と多様な主体（大学や企業等）との連携の機会を提供することによって、商店街活動の活性化を図り、多くの来街者が商店街を訪れ、賑わう環境の創出を支援します。
- ・ 地域のコミュニティにとって安全・安心な環境を提供し、区民の消費や暮らしを支える商店街の魅力を高めることによって、地域に根ざした商店街の振興を図ります。

4. 各主体の主な役割（例示）

○区民：

地域の魅力づくりへの参加
 地域商店街の活用、イベントなどへの参加
 来訪者への情報提供、交流、ふれあいの場づくり

○商店会：

人が集まる魅力的な商店街づくり

区民や事業者、来訪者に対する情報提供
商店街に関するイベントや事業の企画・実施
商店会への加入の促進

○事業者：

魅力的な店舗づくり
商店街振興への参加・協力
周辺の生活環境への配慮

○区（行政）：

多様な主体との連携促進や支援
商店会サポーターを通じた支援
都と連携した補助金による商店街の支援

5. 関連する主な個別計画

・新宿区産業振興プラン

個別施策

Ⅲ-12

まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造

1. めざすまちの姿・状態

新宿が持つ歴史や、文化、芸術などの多彩な魅力を発掘・創造・発信し続けることにより、区民のまちへの愛着と誇りを醸成します。

また、こうした多彩な魅力を活かし、国内外から多くの方々を新宿のまちへ惹き付け、賑わいを創出していきます。

2. 現状と課題

文化歴史資源の活用と情報発信

- ・ 新宿歴史博物館をはじめとする文化歴史施設のさらなる周知と利用促進が必要です。
- ・ 新宿に足跡を残した文化人等の、その新宿とのゆかりについて、さらなる情報発信が必要です。

文化の創造と発信

- ・ 区民と来街者が文化芸術に触れる機会を拡げるとともに、活動者として、また、愛好家や支援者として、文化芸術に関わっていく仕組み作りが必要です。
- ・ 新宿のまちの魅力として、新宿の文化歴史資源、文化芸術資源等を活用し、区民の地域への愛着や誇りを高め、国内外からの来街者の更なる増加を図る取組が求められています。
- ・ 新宿のまちが持つ文化芸術的な魅力を創造・発信するため、文化団体等の自主的な活動を引き出すとともに参加団体間の連携をより深めて、ネットワークづくりを促進することが求められています。
- ・ 区内の文化芸術イベントの更なる認知度の向上を図るとともに、文化芸術イベント相互の連携を強化する必要があります。

3. 施策の方向性

文化歴史資源の活用と情報発信

- ・ 貴重な文化・歴史資源を掘り起こし、継承・発展・発信することにより、区民のまちへの愛着と誇りを育み、多くの人が繰り返し訪れたくなるまちづくりを進めます。
- ・ 漱石山房記念館を中心とした既存の文化歴史施設を地域の歴史や文化の情報発信の拠点として、区民をはじめ来街者や文学・歴史ファン等の様々な人々が集い、交流する機会を提供します。
- ・ 国民的文豪・夏目漱石をはじめとした新宿区ゆかりの文化人等を、貴重な文化歴史資源として全国に広く情報発信します。

文化の創造と発信

- ・ 新宿の多彩な魅力を発掘・創造・発信し続けることにより、新宿の魅力やブランド力をさらに高め、区民が誇れる、来街者が繰り返し訪れたくなるまち・新宿を創造します。
- ・ 新宿のまちを文化芸術活動の発表の場として活用し、新宿の新たな魅力づくりを進めます。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

地域の魅力づくりへの参加
文化芸術の鑑賞、創作、表現活動への参加
歴史や伝統文化の理解、保存と継承
来街者への情報提供、交流、ふれあいの場づくり

○地域組織、NPO※、コミュニティグループなど：

歴史や伝統文化の保存と継承
文化芸術を継承、発展、創造していく人材の育成
文化芸術に関する活動の情報交換や多様な場づくり
区民や事業者、来訪者に対する情報提供
文化歴史資源の保護、活用の推進

○事業者：

文化芸術に関する支援
文化芸術活動の展開
文化芸術情報の発信・提供

○区（行政）：

文化芸術に関する活動の支援と情報の発信
歴史や伝統文化の保存と継承の支援

個別施策

Ⅲ-13

国際観光都市・新宿としての魅力の向上

1. めざすまちの姿・状態

官民一体による観光振興や産業振興などの施策を総合的に推進し、国際観光都市としての魅力とブランド力をさらに高め、「賑わい都市・新宿」の実現をめざします。

国内外から新宿を訪れる人たちが、安心して快適に新宿のまちを楽しむことができる世界に誇れるまちをめざします。

2. 現状と課題

新宿のまちの魅力の発信

- ・ 新宿の魅力の創出・発信を効果的に行うため、地域団体、企業等と連携し、そのスキル、ノウハウ、ネットワーク等を十分に活用することが必要です。
- ・ 区内各エリアの観光資源を活用し、回遊性を高めていくことが必要です。

新宿ブランドの創出

- ・ 誰もが新宿のまちをイメージできるような、魅力あるブランドの創出が求められています。

ICT※（情報通信技術）の活用

- ・ 外国人旅行者から特に要望が強く、情報提供ツールとしても活用できる公衆無線LAN※環境の整備の促進が必要です。
- ・ 区内の多彩な観光資源について、外国人旅行者をはじめ来街者が必要とされる情報を、的確に提供することが必要です。

観光案内機能の充実

- ・ 多彩な魅力がある新宿のまちを楽しめるよう、気軽にまち歩きができ、目的地に迷わずに向かえる環境が求められています。
- ・ 丁寧に的確な観光情報を提供し、多くの来街者に利用されている新宿観光案内所の更なる機能強化が必要です。

3. 施策の方向性

新宿のまちの魅力の発信

- ・ 官民連携しての「ALL新宿」の体制で観光振興を推進する一般社団法人新宿観光振興協会と連携して、そのスキル、ノウハウ、ネットワーク等を十分に活用し、新宿の多彩な魅力を発掘・創造し、観光資源として効果的に発信していきます。
- ・ 観光立国を推進する国や、東京都などの関係機関や企業等と連携して、外国人旅行者の受入れ環境の整備を推進します。

新宿ブランドの創出

- ・ 区内の魅力ある商品や製品を、創出し、広く発信・普及させていきます。
- ・ 新宿ならではの魅力あるスポットや観光資源についても、新宿のブランドとして発信していきます。

ICT※（情報通信技術）の活用

- ・ 公衆無線LAN※等の外国人旅行者が容易にインターネットに接続できる環境について、官民連携により、利用可能エリアを拡げていきます。
- ・ 区内の多彩な観光資源について、データベース化するとともに検索機能を加え、外国人旅行者をはじめ来街者が必要とされる情報を、的確に提供します。

観光案内機能の充実

- ・ ピクトグラム※（絵文字）や多言語表記によるわかりやすい観光案内標識の整備を進め、気軽にまち歩きを楽しめ、また、目的地にストレスなく辿り着ける環境を整えます。
- ・ 更に多くの来街者に対応し、その満足度を高めていくため、新宿観光案内所の機能の拡充を図ります。

4. 各主体の主な役割（例示）

○区民：

地域の魅力づくりへの参加、来訪者への情報提供と交流

○地域組織、NPO※、コミュニティグループなど：

地域の魅力づくりへの推進

来訪者への情報提供と交流

○事業者：

観光資源の創造・発信

ICT※（情報通信技術）の活用

観光案内機能の充実

○区（行政）：

観光資源の創造・発信

ICT※（情報通信技術）の活用

観光案内機能の充実

個別施策

Ⅲ-14

生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実

1. めざすまちの姿・状態

すべての人々にやさしい知の拠点としての図書館の活用を通じて、教育と文化の発展に寄与するとともに、区民が様々な課題について自ら考え、他者と協働して解決することができるまちをめざします。

子どもから高齢者まで誰もが気軽にスポーツや学習を楽しみ、ライフステージ※等に応じて健康でいきいきとした生活を送ることで、生涯を通じて学習やスポーツ活動に取り組めるまちをめざします。

2. 現状と課題

図書館サービスの充実

- ・ 図書館は地域の知識基盤として、電子書籍等を含めたデジタルコンテンツへの対応、知的交流や知識創造に向けた取組、他の機関や団体との連携や協働等一層の対応が求められています。
- ・ 知の拠点として、新中央図書館の建設に向けた検討を行っています。

子ども読書活動の推進

- ・ 図書館を利用した読書機会だけでなく、すべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において、自発的な読書活動や調べ学習を行えるような環境整備が必要です。

生涯学習の推進

- ・ 多様な区民ニーズに対応した生涯学習の場や機会を提供することが求められています。
- ・ 生涯学習活動を行う団体や担い手の育成が求められています。

スポーツ環境の整備

- ・ 「新宿区スポーツ環境整備方針」に基づく、区民のスポーツ実施率の向上への取組が必要です。
- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けて、大会を身近なものと感じられるよう気運醸成を図っていくとともに、大会の開催後も気軽にスポーツができる環境整備を図ることが求められています。
- ・ 健康寿命※延伸に向けて、体を動かすことの大切さやスポーツ関係事業について、庁内連携の更なる強化が必要です。
- ・ 戸山公園箱根山地区多目的運動広場については、より快適に、多種目・多目的に使用できる総合的な多目的運動場として整備するように、都と協議・調整を行うことが必要です。

3. 施策の方向性

図書館サービスの充実

- ・ 区民の主体的な学習を支援するとともに、デジタルコンテンツへの対応など幅広い利用者ニーズに応えられるよう、図書館サービスの充実を図ります。
- ・ 引き続き、新中央図書館の建設に向けた検討を進めていきます。

子ども読書活動の推進

- ・ 子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠かせないものです。家庭、地域ぐるみの読書環境の支援・啓発をしていくとともに、学校や幼稚園・保育園・児童館等の子育て関連施設との連携を更に強化し、サービスの充実等を図っていきます。

生涯学習の推進

- ・ 多くの区民が参加し、楽しめる、生涯学習の場や機会を提供していきます。
- ・ 区民のライフステージ※に応じた生涯学習プログラムの提供と、参加を促すための情報発信に取り組んでいきます。
- ・ 活動団体やボランティア等との連携により、生涯学習活動の担い手の育成や交流を促進していきます。

スポーツ環境の整備

- ・ ライフステージ※等に応じた場や機会を提供し、誰もが気軽にスポーツに取り組み、楽しめる環境づくりを進めていきます。
- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けて、区民にスポーツを楽しむ場や機会を提供するとともに、大会の開催後も見据えたスポーツの環境整備を図ります。
- ・ 健康寿命※延伸のために体を動かすことの大切さや、スポーツ関係事業について、広く周知していく等、地域をつなぐスポーツコミュニティの推進を図ります。
- ・ 戸山公園箱根山地区多目的運動広場の施設整備の早期実現に向け、より一層、都との連携を強化し、協議を進めていきます。

4. 各主体の主な役割(例示)**○区民：**

生涯学習の実践、家庭で学習・スポーツを楽しむ環境づくり
鑑賞、創作、表現活動への参加、スポーツイベントへの参加

○地域組織、NPO※、コミュニティグループなど：

自主的な学習機会の創出
生涯学習・スポーツに関する活動の情報交換とネットワーク
地域スポーツの振興と団体相互交流活動

○事業者：

生涯学習・スポーツの支援、地域に根ざしたスポーツ活動の推進
専門家による地域への指導・交流、運動施設の空き時間開放

○教育・研究機関：

生涯学習・スポーツの指導者や専門家などの人材の育成

○区（行政）：

生涯学習・スポーツ活動の総合的な情報提供
生涯学習・スポーツ活動が円滑に進むための調整
図書館機能の充実と新中央図書館の建設に向けた検討

5. 関連する主な個別計画

- ・ 新宿区スポーツ環境整備方針
- ・ 新宿区立図書館基本方針
- ・ 新宿区子ども読書活動推進計画

個別施策

Ⅲ-15

多文化共生※のまちづくりの推進

1. めざすまちの姿・状態

国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、一人ひとりが地域社会の一員として活躍できる「多文化共生※のまち」をめざします。

2. 現状と課題

多文化共生※のまちづくりの推進

- ・ 新宿区には人口の1割を超える外国人が居住しており、増加傾向が続いています。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催や訪日観光客の増加により、新宿区には、今後さらに多くの外国人が訪れると予想されています。外国人住民が地域で安定した生活を送るための支援事業の充実や、様々な情報の多言語化によるインフラ※の整備など、総合的に都市の国際化を推進していく必要があります。
- ・ 流動性が高いという特性を持つ外国人住民に対し、日本の生活ルールなどを効果的に周知するため、日本語学校・大使館・外国人コミュニティ団体・地域団体不動産業者等の関係機関と連携した情報提供の仕組みを整備する必要があります。
- ・ 互いの文化を理解し、協力し合う関係を構築するための交流の機会が、日本人・外国人の双方から望まれています。
- ・ 今後、更なる外国人住民の増加を見据えた交流事業のあり方を検討する必要があります。

3. 施策の方向性

多文化共生※のまちづくりの推進

- ・ 多言語情報の発信、多言語表記の推進など、東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向け、またその後のレガシーとなる環境整備を行います。
- ・ 日本人と外国人が共にまちづくりの課題について審議する「新宿区多文化共生※まちづくり会議」や、様々な主体によるネットワーク「新宿区多文化共生※連絡会」をはじめ様々な機会を捉えて、日本人と外国人が共に地域で安定した生活を送るとともに、まちづくりに主体的に参加する取組を推進します。
- ・ 多文化共生※のまちづくりを推進する体制をより充実させるため、交流事業のあり方や、他の団体との連携を再検討すると共に、交流拠点であるしんじゅく多文化共生※プラザの機能の充実を図ります。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

外国人と日本人の相互理解、支援

○地域組織、NPO※、コミュニティグループなど：

外国人と日本人の相互理解の促進、支援

外国人の地域コミュニティへの受入

○事業者：

外国人と日本人の相互理解の促進、支援

○区（行政）：

外国人と日本人の相互理解の促進、支援

外国人への行政サービスの提供

外国人の地域コミュニティへの参加の促進・支援

個別施策

Ⅲ-16

平和都市の推進

1. めざすまちの姿・状態

「新宿区平和都市宣言」の趣旨に基づいて、区民一人ひとりが平和の大切さと戦争の悲惨さへの認識を深め、平和を守っていくまちをめざします。

2. 現状と課題

平和都市の推進

- ・ 戦後 70 年以上を経過して、次代を担う子どもたちに戦争の悲惨さをどのように継承していくか、また、平和の大切さをどのように伝えていくかが課題です。
- ・ 時間の経過によって戦争がもたらす悲惨さを風化させることがないよう、平和の大切さや平和への思いを、世代を超えて共有し、認識を一層深めていくことが重要です。
- ・ 「新宿区平和都市宣言」の趣旨を更に周知し、理解を深めていくことが大切です。

3. 施策の方向性

平和都市の推進

- ・ 終戦から 70 年以上が経過し、区民の多くが戦後生まれとなり、戦争を体験された方が 70 歳代を超えることから、空襲や疎開の体験、戦争中の苦しい経験などを、伝え、残していく取組を進めていきます。
- ・ 「新宿区平和都市宣言」の趣旨を踏まえ、区民一人ひとりが、平和の尊さと戦争の悲惨さを認識し、平和を守っていく意識を高めるため、様々な事業を通じて、平和への意識の普及啓発に取り組んでいきます。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

平和に対する意識の醸成

平和に対する意識啓発に係る取組への参加

○地域組織、NPO※、コミュニティグループなど：

平和に対する意識啓発に係る取組への参加

○事業者：

職場における平和に対する意識の醸成

平和に対する意識啓発に係る取組への参加・協力

○区（行政）：

平和に対する意識啓発

（平和の灯・平和都市宣言版）



（平和の泉・平和祈念像）



個別施策

Ⅳ-1

効果的・効率的な行財政運営

1. めざすまちの姿・状態(めざす区政運営)

行政評価制度による、計画・実行・評価・見直しというサイクルを区政運営に活かすとともに、柔軟性と多様性のある民間活力の公共サービスへの活用、戦略的なICT※の利活用などを推進することにより、効果的・効率的な区政運営をめざします。

2. 現状と課題

安定した財政基盤の確立

- 区税等の財源は、行政サービスを提供するために必要な費用であり、基礎自治体※の基盤をなすものです。区税等の収入の確保を図るためには、収納率の一層の向上に努める必要があります。
- 受益者負担のあり方については、引き続き基本的な考え方に基づき適正化を図る必要があります。
- 安定した財政基盤を確立するため、税外収入確保のさらなる取組が求められています。

行政評価制度の推進

- 行政評価制度の運用にあたっては、区民への説明責任を果たすため、より分かりやすい評価内容とする必要があります。
- 行政評価制度がより適切に施策・事業の進行管理を行うことができるよう、適宜、これまでの行政評価を振り返り、検証する必要があります。

公民連携(民間活用)の推進

- 区民や地域団体、NPO※、事業者など多様な主体が、それぞれの特色や強みを活かした公共サービスの担い手になっています。今後も、積極的に民間の柔軟な発想や専門性をいかし、質の高い行政サービスを提供していくため、区は民間活力の活用を更に進めていく必要があります。

ICT※の利活用による効果的・効率的な業務の推進

- 急速に進展する情報化に伴って、効果的・効率的にICT※を利活用できる環境を推進していく必要があります。
- ICT※機器の適正かつ効率的な運用管理・保守を実施するとともに、ウイルス対策やデータバックアップ等の情報セキュリティ対策の維持・向上を更に充実させていく必要があります。
- 庁内におけるICT※の利活用を更に推進するため、ICT※利活用に長けた職員人材を育成する必要があります。

効果的・効率的な区政運営に向けた取組

- 人員や予算などの限られた行政資源を、効果的・効率的に活用することが、区政運営の基本です。
- マイナンバー制度を活用した、効果的・効率的な行政サービスの提供の推進が必要です。

透明性の高い区政運営

- 透明性の高い区政運営を推進するためには、効果的な区政情報の提供や公開が必要です。

3. 施策の方向性

安定した財政基盤の確立

- 区税、国民健康保険料、区立住宅使用料等、行政サービスの提供に要する費用の財源については、高い収納率を維持して負担の公平性を確保し、基礎自治体※としての自主性・自立性を高めていきます。
- 受益者負担のあり方については、引き続き基本的な考え方に基づき適正化を図っていきます。
- 区有施設等における命名権（ネーミングライツ）や広告掲載など、税外収入のさらなる確保に取り組みます。

行政評価制度の推進

- 新たな評価手法を用いることにより、事業の見直しや予算編成への反映を一層徹底し、行政運営のPDCA（計画・実行・評価・見直し）サイクルの強化を図り、効果的・効率的な行財政運営に取り組みます。

公民連携（民間活用）の推進

- 区民や地域団体、NPO※、事業者など多様な主体が、それぞれの特色や強みをいかした公共サービスの担い手になっており、今後も、積極的に民間の柔軟な発想や専門性を活かし、質の高い行政サービスを提供していきます。
- 民間の資金やノウハウなどを活かした施設運営や、事業の包括委託化など、民間活力の活用を更に進めていきます。

ICT※の利活用による効果的・効率的な業務の推進

- 機器等の統合と共有による適正かつ効率的なICT※運用を図ります。
- 複雑化・巧妙化する攻撃から区の情報を守るためにウイルス対策やデータバックアップ等によるセキュリティ強化を図ります。
- OJT※など研修等によりICT※に長けた職員人材を育成し、ICT※スキル・ノウハウを継承しながら、庁内におけるICT※の利活用を推進します。

効果的・効率的な区政運営に向けた取組

- 職員の定員適正化に取り組むとともに、事業の見直しと経費の削減に取り組めます。
- マイナンバー制度を活用した、効果的・効率的な行政サービスの提供を推進します。

透明性の高い区政運営

- 区民が知りたい情報をより早く提供できるよう、効果的な区政情報の提供や公開に取り組めます。
- ICT※などを活用し、多様な媒体により区政情報を広く発信していきます。

4. 各主体の主な役割（例示）

- 区民：
 - 効果的・効率的な区政運営に向けた提案や意見
- 地域組織、NPO※、コミュニティグループなど：
 - サービスの担い手
- 事業者：
 - サービスの担い手
- 区（行政）：
 - 安定した財政基盤の確立
 - 効果的・効率的な区政運営
 - 情報公開、情報提供による透明性の高い区政運営

5. 関連する主な個別計画

- ・新宿区情報化戦略計画

個別施策

Ⅳ-2

公共施設マネジメントの強化

1. めざすまちの姿・状態(めざす区政運営)

区有施設の老朽度や緊急度等を総合的に勘案して、効果的で効率的な予防保全工事を実施し、施設経費の抑制と、資産（建築物）の長寿命化を図ります。

区有施設の維持管理・安全確保・長寿命化・統廃合などを総合的かつ計画的に行い、財政負担の軽減・平準化と施設の最適な配置を実現します。

2. 現状と課題

資産（建築物）の長寿命化

- ・ 区有施設の半数以上が築年数 30 年以上と老朽化した施設が増加していく中、継続的な区民サービスを提供できるよう、建物の長寿命化対策が必要不可欠です。
- ・ 今後、予防保全工事に多額の経費がかかることが見込まれますが、区の財政状況などを踏まえ、今まで以上に劣化状況を適切に把握し、工事費の縮減や平準化を推進する必要があります。

施設の有効活用／公共施設マネジメントの強化

- ・ 老朽化した施設の修繕や更新に係る経費は膨大であり、今後の区財政に与える影響は非常に大きいものとなっています。
- ・ 空き施設や跡施設の有効活用にこれまでも取り組んできましたが、老朽化が進む施設の修繕や更新に係る経費は膨大であることから、財政負担の軽減・平準化と施設の最適な配置について取り組む必要があります。

3. 施策の方向性

資産（建築物）の長寿命化

- ・ 区有施設の安全・安心対策と長寿命化を図るため、定期点検の結果や工事履歴を基に対象施設の現況を確認していきます。
- ・ 老朽度や緊急度等を総合的に勘案して、より優先度の高い工事の順位付けを行い、無駄なく効果的に工事を施工していきます。
- ・ 区有施設のあり方の検討状況などを踏まえ、引き続き計画的な予防保全工事を実施していきます。

施設の有効活用／公共施設マネジメントの強化

- ・ 行政需要に的確に対応するため、施設の機能転換や統廃合などを進めるとともに、民設民営などの手法により必要な施設サービスの確保と維持向上を図ります。
- ・ 施設の有効活用にあたっては、行政需要や地域需要、財政状況等に十分配慮します。

- ・ 跡施設、跡地を事業として活用しない場合には、資産活用として貸付等を行い、財源確保に努めていきます。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

公共施設マネジメント強化への提案や意見

○地域組織、NPO※、コミュニティグループなど：

公共施設マネジメント強化への協力

○事業者：

公共施設マネジメント強化への協力

○区（行政）：

公共施設の長寿命化、機能転換、統廃合
施設サービスの確保と維持向上

5. 関連する主な個別計画

- ・ 新宿区公共施設等総合管理計画

個別施策 V-1 行政サービスの向上

1. めざすまちの姿・状態(めざす区政運営)

行政サービスがより利用しやすくなるよう、窓口案内等の質の向上を図るとともに、ICT※の活用など、行政サービスの一層の向上を進めていきます。

2. 現状と課題

行政サービスの向上

- ・ 区民の多様なライフスタイルに対応できるよう、区民の生活実態に着目し、需要に応じた窓口サービスの充実を図る必要があります。
- ・ 新宿区の人口増加に伴い、区施設窓口に来庁される方が増えており、繁忙期には窓口でお待ちいただく時間が長くなっているため、窓口環境の改善が必要です。
- ・ マイナンバー制度を活用した、窓口サービスの充実が必要です。
- ・ 区が保有する公共データを誰もが自由に二次利用できるよう、オープンデータの公開と活用をさらに推進させる必要があります。

3. 施策の方向性

行政サービスの向上

- ・ 窓口事務の時間延長を引き続き実施し、区民の多様なライフスタイルに対応できるように、窓口サービスを充実していきます。
- ・ コンビニエンスストアでの証明書発行の実施など、マイナンバー制度を活用した、窓口サービスの充実を図ります。
- ・ ICT※を利活用した区民サービスの充実に努めることで、窓口サービスの利便性向上を図ります。
- ・ 本庁舎や特別出張所などすべての職場の窓口に来られた方への案内を効果的、効率的に行い、より一層の窓口環境の改善に努めます。
- ・ クレジット納付など、収納方法の拡大を図り、区民の利便性の向上に努めます。
- ・ オープンデータとして公開する情報をさらに増やし、オープンデータ活用の促進を図ります。また、オープンデータを活用した地域課題の解決にも取り組んでいきます。

4. 各主体の主な役割(例示)

- 区民：
行政サービス向上への提案や意見
- 地域組織、NPO※、コミュニティグループなど：
行政サービス向上への協力
- 事業者：
行政サービス向上への協力
- 区（行政）：
行政サービス向上に向けた取組



個別施策**V-2****職員の能力開発、意識改革の推進****1. めざすまちの姿・状態(めざす区政運営)**

地域の将来を見据えた時代認識を持ち、区民起点で考え、変化に柔軟に対応し、地域の実情に合った政策を自ら立案できる職員を育成します。このことにより、区民本位の区政運営をめざします。

2. 現状と課題**職員の能力開発、意識改革の推進**

- ・ 時代の変化に伴い多様化する地域の行政課題に対し、区民の目線から機動的かつ的確に政策を立案し、実行できる職員の育成が求められています。
- ・ 限られた財源や人員の中、区が将来にわたって安定して発展していくために、職員一人ひとりが常に区の将来をしっかりと見据え、日々その能力を高め、発揮することが求められています。

3. 施策の方向性**職員の能力開発、意識改革の推進**

- ・ 区民とともに地域の課題を共有し、解決するための政策を立案・実行できる職員を育成するため、職層や経験年数などに応じた研修を実施するとともに、時代の変化に応じて研修内容を常に見直し実施します。
- ・ 職員一人ひとりが日々の仕事を実践していく中でより成長できるように、管理監督者向けの人材育成の研修や女性職員の活躍推進に向けた研修等を通じて職員の意識改革を図り、組織の活性化を推進します。
- ・ 区の政策立案の基礎となり、政策形成能力向上に寄与できるよう、区の中長期的・横断的な政策課題についての調査研究や人材育成に取り組みます。
- ・ 公務員としての高い倫理観と自覚を持って職務を遂行するとともに、業務内容や組織のあり方を改善する職員の育成に取り組みます。

4. 各主体の主な役割(例示)**○区民：**

職員の能力開発と意識改革に向けた提案や意見

○地域組織、NPO※、コミュニティグループなど：

職員の能力開発と意識改革に向けた協力

○事業者：

職員の能力開発と意識改革に向けた協力

○区（行政）：

職員の能力開発と意識改革に向けた取組

5. 関連する主な個別計画

- ・ 新宿区人材育成基本方針

個別施策

Ⅴ-3

地方分権の推進

1. めざすまちの姿・状態(めざす区政運営)

地域の実情にあったサービスが一層展開できるよう、区民に最も身近な基礎自治体※として、権能の拡充を推進していきます。

2. 現状と課題

地方分権の推進

- ・ 地域の実情にあったサービスを展開し、住民自治の確立を図るためには、住民に最も近い立場にある基礎自治体※の権能を充実していく必要があります。
- ・ 都区制度については、権限と税財源の移譲を着実に推進していく必要があります。
- ・ 地方分権については、地方分権一括法に基づく法令改正等について、適切に対応する必要があります。

3. 施策の方向性

地方分権の推進

- ・ 基礎自治体※である新宿区が地域の実情にあったサービスを一層展開できるよう、国や都との適切な役割分担に基づいた権限と税財源の移譲を着実に推進していきます。

4. 各主体の主な役割(例示)

○区民：

地方分権への理解、提案や意見

○地域組織、NPO※、コミュニティグループなど：

地方分権への理解

○事業者：

地方分権への理解

○区（行政）：

地方分権の推進

国や都への働きかけ

特別区における連携・協力



【資料】

1 成果指標 P116

- (1) 「現状（平成 29 年度）」の内容は、現時点での最新データです。
今後、平成 29 年度の実績値や調査結果に更新する場合があります。
- (2) 「目標水準（平成 39 年度：2027 年）」については、平成 29 年度の事業実績
や調査結果により見直す場合があります。

2 用語集 P130

1 成果指標

基本政策Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿

個別施策	Ⅰ-1 生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組みの充実					
	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成29年度)	目標水準 (平成39年度)	データ 出典
Ⅰ-1	健康に対する状態	現在の健康状態を良いと感じている人の割合	区民の健康への取組の成果を表すため、この施策の指標としました。	77.7% (平成28年度) ※平成29年度の結果に更新予定	85.0% ※平成29年度の結果により見直す場合あり	平成28年度第4回区政モニターアンケート
Ⅰ-1	区民の65歳健康寿命	65歳に達した人が「要支援1以上」及び「要介護2以上」になるまでの平均期間を加算した年齢	健康でくらし続けられるまちづくりの成果を表すため、この施策の指標としました。	「要支援1以上」になる年齢 男80.69歳 女82.65歳 (平成27年) 「要介護2以上」になる年齢 男82.37歳 女86.10歳 (平成27年)	「要支援1以上」になる年齢 男81歳 女83歳 「要介護2以上」になる年齢 男83歳 女87歳	平成27年65歳健康寿命(東京保健所長会)結果

個別施策	Ⅰ-2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの推進					
	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成29年度)	目標水準 (平成39年度)	データ 出典
Ⅰ-2	区民の地域福祉活動への協働意識	「高齢者の見守りを住民同士で行う」と考える区民の割合	支え合いのしくみづくりの進捗度を表すため、この施策の指標としました。	8.9% (平成28年度) ※平成29年度の結果に更新予定	20.0% ※平成29年度の結果により見直す場合あり	平成28年度第4回区政モニターアンケート
Ⅰ-2	認知症サポーター養成数	認知症サポーター養成の実績数	認知症高齢者への支援体制の充実につながるため、この施策の指標としました。	17,751人	30,000人	事業実績による

個別施策	Ⅰ-3 障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備					
	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成29年度)	目標水準 (平成39年度)	データ 出典
Ⅰ-3	障害者の社会参加のしやすさ	障害があっても積極的に社会参加しやすいまちだと思う割合	障害者の自立と社会参加がしやすいまちの実現につながるため、この施策の指標としました。	13.9% (平成28年度) ※平成29年度の結果に更新予定	増加 ※平成29年度の結果により見直す場合あり	平成28年度第4回区政モニターアンケート
Ⅰ-3	障害者差別解消法認知度	障害者差別解消法の施行を知っている人の割合	障害者が住み慣れた地域で暮らし続けられるまちの実現につながるため、この施策の指標としました。	※平成29年度区民意識調査の結果を掲載予定	増加 ※平成29年度の結果により見直す場合あり	区政モニターアンケート

個別施策	I -4 安心できる子育て環境の整備					
	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成29年度)	目標水準 (平成39年度)	データ 出典
I -4	子育てのしやすさ	子育てしやすいまちだと感じる人の割合	子どもを安心して生み、育てる環境の実現を表すため、この施策の指標としました。	就学前児童保護者 47.0% 小学生保護者 54.9% (平成25年度)	増加	平成25年度次世代育成支援に関する調査
I -4	子育て支援サービスの利用支援	子育て支援サービスの情報提供等(利用者支援事業)の件数	多様な子育て支援サービスの円滑な利用を促進し、子育ての負担感や孤立感の軽減・解消につながるため、この施策の指標としました。	11,868件 (平成28年度)	増加	事業実績による

個別施策	I -5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実					
	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成29年度)	目標水準 (平成39年度)	データ 出典
I -5	分かる授業の実践	児童・生徒アンケートで学校の授業が分かりやすいと回答した割合	学校の教育力の強化の取組や学校環境の整備・充実による授業の質的向上を表すため、この施策の指標としました。	88% (平成28年度)	93.0%	学校評価(自己評価)
I -5	学校運営の充実	第三者評価報告書において総合所見がA(優れている)の評価を得た割合	よりよい学校運営が行われているか表すため、この施策の指標としました。	52.5% (平成28年度)	75.0%	学校評価(第三者評価)
I -5	学校と地域が連携した教育の取組	学校関係者評価報告書の「地域連携」の項目についてA(十分達成)の評価を得た割合	地域協働学校(コミュニティ・スクール※)として、学校と地域とが連携・協働して子どもの成長に結びついているかを表すため、この施策の指標としました。	72% (平成28年度)	80.0%	学校評価(学校関係者評価)

個別施策	I -6 セーフティーネットの整備充実					
	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成29年度)	目標水準 (平成39年度)	データ 出典
I -6	生活保護の被保護者の就労割合	被保護世帯のうち、就労世帯の割合	生活保護者の就労や社会参加などへの支援の成果を表すため、この施策の指標としました。	14.3% (平成27年度)	20.0%	東京都業務報告
I -6	ホームレスの減少	新宿区のホームレスの人数	多様な主体との連携による、ホームレス等への就労支援、生活支援の成果を表すため、この施策の指標としました。	126人 (平成28年度)	減少	東京都路上生活者概数調査報告

個別施策	I-7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進					
	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成29年度)	目標水準 (平成39年度)	データ 出典
I-7	性別役割分担意識に反対する人の割合	固定的な性別役割分担意識に反対する人の割合	性別にかかわらず自分らしく多様な働き方が選択でき、ワーク・ライフ・バランス※の実現につながるため、この施策の指標としました。	46.8% (平成28年度) ※平成29年度の結果に更新予定	増加 ※平成29年度の結果により見直す場合あり	平成28年第3回区政モニターアンケート

個別施策	I-8 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進					
	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成29年度)	目標水準 (平成39年度)	データ 出典
I-8	町会・自治会の加入率	町会・自治会の加入世帯率	町会・自治会の活性化の取組や活動支援の成果を表すため、この施策の指標としました。	46.0% (平成28年度) ※平成29年度の結果に更新予定	55.0% ※平成29年度の結果により見直す場合あり	町会・自治会調査結果
I-8	地域コミュニティ活動への参加率	地域の中でコミュニティ活動を行っている人の割合	区民が自ら考え行動する、区民が主役の自治のまちの実現につながるため、この施策の指標としました。	48.4% (平成28年度) ※平成29年度の結果に更新予定	60.0% ※平成29年度の結果により見直す場合あり	平成28年度第4回区政モニターアンケート
I-8	区政への関心度	区政に関心がある区民の割合	区民の区政への関心の高まりが、自治のまちの推進につながるため、この施策の指標としました。	65.5% (平成28年度) ※平成29年度の結果に更新予定	66.8% ※平成29年度の結果により見直す場合あり	平成28年度新宿区区民意識調査

個別施策	I-9 地域での生活を支える取組の推進					
	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成29年度)	目標水準 (平成39年度)	データ 出典
I-9	就職者数(障害者・若年者非就業者等)	障害者・若年非就業者等で一般就労に結び付いた人数	障害者・若年非就業者等への総合的な就労支援の成果を表すため、この施策の指標としました。	40人/年 (平成28年度)	60人/年	事業実績による
I-9	新宿区登録後見活動メンバー数	新宿区登録後見活動メンバー数	成年後見制度を支える市民後見人を養成し、制度の利用促進につなげるため、この施策の指標としました。	58名 (平成28年度)	100名	事業実績による

基本政策Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化

個別施策	Ⅱ-1 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり ①②③ ①建築物等の耐震化の推進 ②木造住宅密集地域解消の取組みの推進 ③市街地整備による防災・住環境等の向上					
	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成29年度)	目標水準 (平成39年度)	データ 出典
Ⅱ-1 ①②③	住宅の耐震化率	住宅総戸数に対する建築基準法における新耐震基準(昭和56年基準)または、これと同等の耐震性能を有する住宅戸数の割合	区内住宅の耐震化の進捗状況を表すため、この施策の指標としました。	91.5% (平成27年度)	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する。	新宿区耐震改修促進計画(平成25年度改定)
Ⅱ-1 ①②③	若葉・須賀町地区の木造住宅密集地域における不燃領域率	市街地の「燃えにくさ」を表す指標であり、建築物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算出	災害時の活動困難度が高い若葉・須賀町地区について、木造住宅密集地の防災性確保の度合いを表すため、この施策の指標としました。	若葉・須賀町地区 52.6% (H27年度)	60.0%以上	若葉・須賀町地区密集市街地総合防災計画

個別施策	Ⅱ-1 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり ④ ④災害に強い都市基盤の整備					
	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成29年度)	目標水準 (平成39年度)	データ 出典
Ⅱ-1 ④	細街路※の拡幅整備	区細街路拡幅整備条例に基づく区による整備距離及び整備率	緊急車両の通行や、避難経路の確保など、災害に強いまちづくりにむけて、この施策の指標としました。	整備距離 約29km 整備率 約7.0%	整備距離 約54km 整備率 約13.0%	事業実績による
Ⅱ-1 ④	区道の無電柱化率	区道総延長に占める無電柱化された道路延長の割合	災害に強いまちづくりや美しい都市景観の創出にむけて、この施策の指標としました。	10% (平成29年4月1日現在)	増加	事業実績による

個別施策	Ⅱ-2 災害に強い体制づくり					
	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成29年度)	目標水準 (平成39年度)	データ 出典
Ⅱ-2	家庭内の防災対策の普及	家庭内の防災対策実施率	区民への防災意識の普及啓発や防災用品の支援などの取組成果を表すため、この施策の指標としました。	60.6% (平成28年度) ※平成29年度の結果に更新予定	90.0% ※平成29年度の結果により見直す場合あり	平成28年度第4回区政モニターアンケート
Ⅱ-2	避難場所・避難所の理解度	一時集合場所、第一次避難所、広域避難場所を理解している区民の割合	区民への防災意識や知識の普及啓発の取組成果を表すため、この施策の指標としました。	49.2% (平成28年度) ※平成29年度の結果に更新予定	80.0% ※平成29年度の結果により見直す場合あり	平成28年度第4回区政モニターアンケート
Ⅱ-2	防災訓練参加者数	避難所防災訓練への参加者数	避難所運営体制の充実にむけて、この施策の指標としました。	8,507人 (平成28年度)	10,000人	事業実績による

個別施策	Ⅱ-3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現 ① ①犯罪のない安心なまちづくり					
	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成29年度)	目標水準 (平成39年度)	データ 出典
Ⅱ-3 ①	区民の日常生活における安心度	居住地域で犯罪への不安を感じない区民の割合	安全で安心な暮らしやすいまちの実現に向けて、この施策の指標としました。	48.2% (平成28年度) ※平成29年度の結果に更新予定	増加 ※平成29年度の結果により見直す場合あり	平成28年度第4回区政モニターアンケート
Ⅱ-3 ①	犯罪件数	新宿区内の刑法犯認知件数	地域における安全・安心活動や防犯カメラの設置の取組などの成果を表すため、この施策の指標としました。	6,580件 (平成28年度)	減少	警視庁統計(区市町村の町丁別、罪種別及び手口別認知件数)
Ⅱ-3 ①	消費者問題に対する関心度	悪質商法や消費者問題に対して関心がある区民の割合	情報提供や普及啓発の取組の成果を表すため、この施策の指標としました。	77.8% (平成28年度) ※平成29年度の結果に更新予定	85.0% ※平成29年度の結果により見直す場合あり	平成28年度第4回区政モニターアンケート
Ⅱ-3 ①	消費生活センターの認知度	契約のトラブルなどで困った時に消費生活センターに相談できることを知っている区民の割合	契約のトラブルなどで困った時に消費生活センターに相談できることを知っていることが、消費者被害の未然防止及び被害者救済につながるため、この施策の指標としました。	63.4% (平成28年度) ※平成29年度の結果に更新予定	70.0% ※平成29年度の結果により見直す場合あり	平成28年度第4回区政モニターアンケート

個別施策	Ⅱ-3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現 ② ②感染症の予防と拡大防止					
	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成29年度)	目標水準 (平成39年度)	データ 出典
Ⅱ-3 ②	感染の予防行動	感染の予防行動をとっている区民の割合	感染症対策に関する情報提供や普及啓発の成果を表すため、この施策の指標としました。	※平成29年度第4回区政モニターアンケートの結果を掲載予定	80.0% ※平成29年度の結果により見直す場合あり	区政モニターアンケート
Ⅱ-3 ②	食の安全に関する関心度	食中毒の予防や食品の安全に対して正しい知識を持つ区民の割合	食品の安全に関する情報提供や普及啓発の成果を表すため、この施策の指標としました。	※平成29年度第4回区政モニターアンケートの結果を掲載予定	80.0% ※平成29年度の結果により見直す場合あり	区政モニターアンケート

個別施策	Ⅱ-3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現 ③ ③良好な生活環境づくりの推進					
	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成29年度)	目標水準 (平成39年度)	データ 出典
Ⅱ-3 ③	一斉道路美化 清掃の参加者 数	春と秋の全区一斉道 路美化清掃の参加者 数	区民、事業者等のまちの美化 活動への意識醸成の度合いを表 すとともに、良好な生活環境づく りにむけて、この施策の指標とし ました。	7,523人 (平成28年度) ※平成29年度 の結果に更新 予定	11,000人	事業実績によ る
Ⅱ-3 ③	駅周辺・生活 道路での路上 喫煙率	駅周辺・生活道路で の路上喫煙率	路上喫煙禁止パトロールや普 及啓発の成果を表すため、この 施策の指標としました。	0.1%(駅周辺) 0.5%(生活道 路)	減少	路上喫煙率調 査

基本政策Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造

個別施策	Ⅲ-1 回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり					
	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成29年度)	目標水準 (平成39年度)	データ 出典
Ⅲ-1	新宿駅周辺の回遊のしやすさに対する満足度	新宿駅周辺(東口・西口・南口など)が、訪れる人にとって、それぞれアクセスしやすいと思う区民の割合	新宿駅周辺の回遊のしやすさが利便性の向上を表すとともに、魅力的で歩いて楽しいまちの実現につながるため、この施策の指標としました。	※平成29年度第4回区政モニターアンケートの結果を掲載予定	30.0% ※平成29年度の結果により見直す場合あり	区政モニターアンケート

個別施策	Ⅲ-2 誰もが安心して楽しめるエンターテインメントシティの実現					
	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成29年度)	目標水準 (平成39年度)	データ 出典
Ⅲ-2	歌舞伎町に対する区民のイメージ	以前と比較して歌舞伎町が賑わいのあるまちになったと思う人の割合	各主体による歌舞伎町の賑わい創出への取組の成果とともに、誰もが安心して楽しめるエンターテインメントシティの実現の度合いを表すため、この施策の指標としました。	27.6% (平成28年度) ※平成29年度の結果に更新予定	40.0% ※平成29年度の結果により見直す場合あり	平成28年度第4回区政モニターアンケート
Ⅲ-2	地域活性化プロジェクト参加人数	歌舞伎町ルネッサンスにおける地域活性化プロジェクトの参加人数	歌舞伎町タウン・マネージメント※が主体となった新たな賑わい創出への取組による、誰もが安心して楽しめるエンターテインメントシティの実現の度合いを表すため、この施策の指標としました。	599,000人 (平成28年度)	800,000人	事業実績による

個別施策	Ⅲ-3 地域特性を活かした都市空間づくり					
	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成29年度)	目標水準 (平成39年度)	データ 出典
Ⅲ-3	景観に対する区民意識	まちなみや景観が「良い」、または「まあまあ良い」と感じる区民の割合	美しい景観に配慮したまちの実現の度合いを表すため、この施策の指標としました。	49.5% (平成28年度) ※平成29年度の結果に更新予定	60.0% ※平成29年度の結果により見直す場合あり	平成28年度第4回区政モニターアンケート
Ⅲ-3	地域特性を踏まえたまちづくりに対する区民意識	地域の土地利用の特性を踏まえたまちづくりが行われていると感じる区民の割合	地域特性を踏まえたまちづくりの実現の度合いを表すため、この施策の指標としました。	47.7% (平成28年度) ※平成29年度の結果に更新予定	60.0% ※平成29年度の結果により見直す場合あり	平成28年度第4回区政モニターアンケート

個別施策	Ⅲ-4 誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり					
	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成29年度)	目標水準 (平成39年度)	データ 出典
Ⅲ-4	道路の歩きやすさ満足度	安全で快適な歩きやすい道路だと感じる人の割合	放置自転車対策や道路整備の進捗度を表すため、この施策の指標としました。	25.5% (平成28年度) ※平成29年度の結果に更新予定	増加 ※平成29年度の結果により見直す場合あり	平成28年度第4回区政モニターアンケート

個別施策	Ⅲ-5 道路環境の整備					
	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成29年度)	目標水準 (平成39年度)	データ 出典
Ⅲ-5	道路の歩きやすさ満足度【再掲】	安全で快適な歩きやすい道路だと感じる人の割合【再掲】	放置自転車対策や道路整備の進捗度を表すため、この施策の指標としました。	25.5% (平成28年度) ※平成29年度の結果に更新予定	増加 ※平成29年度の結果により見直す場合あり	平成28年度第4回区政モニターアンケート
Ⅲ-5	遮熱性舗装の整備面積	遮熱性舗装の整備面積	環境に配慮した道路の整備状況を表すため、この施策の指標としました。	15,700㎡	31,700㎡	事業実績による

個別施策	Ⅲ-6 交通環境の整備					
	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成29年度)	目標水準 (平成39年度)	データ 出典
Ⅲ-6	放置自転車台数	駅周辺の道路上に放置された自転車台数	良好な道路空間が確保されているかを表すため、この施策の指標としました。	2950台	1,520台	事業実績による
Ⅲ-6	交通安全の集いの参加人数	『交通安全の集い』に参加している人数	交通安全教育の実施により、安全な交通環境の実現につなげるため、この施策の指標としました。	4,334人 (平成28年度)	5,000人	事業実績による

個別施策	Ⅲ-7 豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備					
	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成29年度)	目標水準 (平成39年度)	データ 出典
Ⅲ-7	緑被率	区の面積に対する樹木、樹林、草地、屋上緑地の割合	新宿の持つ貴重な水辺やみどりの保全・再生・整備の取組の成果を表すため、この施策の指標としました。	17.5% (平成27年度)	18.5%	みどりの実態調査
Ⅲ-7	公園利用者満足度	公園の利用に関して満足している区民の割合	魅力ある公園や広場の整備・充実に向けた取組の成果を表すため、この施策の指標としました。	70.0% (平成28年度) ※平成29年度の結果に更新予定	75.0% ※平成29年度の結果により見直す場合あり	平成28年度第4回区政モニターアンケート

個別施策	Ⅲ-8 地球温暖化対策の推進					
	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成29年度)	目標水準 (平成39年度)	データ 出典
Ⅲ-8	温室効果ガス (二酸化炭素) の排出量	区における温室効果 ガス排出量の平成25 年度比	地球温暖化対策の取組の効果 を表すため、この施策の指標とし ました。	5.9%削減 (平成26年度)	24.0%削減 (平成42年度)	23区温室効果 ガス排出量算 定手法による 算定結果
Ⅲ-8	環境に配慮し た取組を行っ ている区民の 割合	環境に配慮した取組 を例示した上で、それ らのいずれかを実施 している区民の割合	環境学習・環境教育の推進な ど、区民等に対する周知啓発の 取組の成果を表すため、この施 策の指標としました。	※平成29年度 第4回区政モ ニターアン ケートの結果 を掲載予定	取組率向上 ※平成29年度 の結果により 見直す場合あ り	区政モニターア ンケート

個別施策	Ⅲ-9 資源循環型社会の構築					
	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成29年度)	目標水準 (平成39年度)	データ 出典
Ⅲ-9	区民一人1日 当たりの区収 集ごみ量の推 移	平成27年度(592g)を 基準にした減少率 区民一人1日あたり 区収集ごみ量=年間 区収集ごみ量/人口 /365日	ごみ減量と適正な廃棄物処理 施策の進捗状況を表すため、こ の施策の指標としました。	578g (平成28年度)	484g	一般廃棄物処 理基本計画
Ⅲ-9	ごみの減量や リサイクルに 取り組む区民 の割合	「ごみの減量・リサイ クルの推進に向けて 取組を行っている」と 回答する区民の割合	資源循環型社会の構築に向け た各主体の取組や、3R※の普及 啓発による成果を表すため、こ の施策の指標としました。	※平成29年度 第4回区政モ ニターアン ケートの結果 を掲載予定	取組率向上 ※平成29年度 の結果により 見直す場合あ り	区政モニターア ンケート

個別施策	Ⅲ-10 活力ある産業が芽吹くまちの実現					
	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成29年度)	目標水準 (平成39年度)	データ 出典
Ⅲ-10	区内中小企業 の景況	地域の産業の景気状 況について、「良い」 と答えた企業割合か ら、「悪い」と答えた企 業割合を差し引いた 数値(業況DI※)	地域の産業の景気状況を表す ため、この施策の指標としまし た。	▲32.0 (平成28年度 業況DI※の平 均値)	0	新宿区中小企 業景気動向調 査

個別施策	Ⅲ-11 魅力ある商店街の活性化に向けた支援					
	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成29年度)	目標水準 (平成39年度)	データ 出典
Ⅲ-11	商店会数	区内商店会数	地域コミュニティの核であり、住民の消費や生活を支える商店街の魅力を向上させ、取組の成果を反映させるため、この施策の指標としました。	104	維持	事業実績による

個別施策	Ⅲ-12 まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造					
	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成29年度)	目標水準 (平成39年度)	データ 出典
Ⅲ-12	区の伝統文化や文化財への関心度	区の伝統文化や文化財への関心がある区民の割合	区の伝統文化や文化財の認知度、関心度を把握し、区民のまちへの愛着と誇りを醸成することにつなげるため、この施策の指標としました。	62.4% (平成28年度) ※平成29年度の 結果に更新 予定	70.0% ※平成29年度の 結果により 見直す場合あり	平成28年度第4 回区政モニター アンケート
Ⅲ-12	文化芸術活動の状況	文化芸術の鑑賞や創作、表現活動など、文化芸術に触れる機会がある区民の割合	区民が文化芸術に接する機会があると感じているかを把握し、区民のまちへの愛着と誇りを醸成することにつなげるため、この施策の指標としました。	45.5% (平成28年度) ※平成29年度の 結果に更新 予定	60.0% ※平成29年度の 結果により 見直す場合あり	平成28年度第4 回区政モニター アンケート

個別施策	Ⅲ-13 国際観光都市・新宿としての魅力の向上					
	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成29年度)	目標水準 (平成39年度)	データ 出典
Ⅲ-13	訪都外国人旅行者が、都内で一番期待するエリア	東京都「国別外国人旅行者行動特性調査」の調査項目の「一番期待していた場所」において第1位となったエリア	国際観光都市・新宿として、外国人旅行者が快適に楽しむことができるまちの実現に向けて、この施策の指標としました。	第3位	第1位	東京都「国別外国人旅行者行動特性調査報告書」

個別施策	Ⅲ-14 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実					
	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成29年度)	目標水準 (平成39年度)	データ 出典
Ⅲ-14	学習・スポーツ活動の実施状況	学習・スポーツ活動を行っている区民の割合	生涯を通じて学習やスポーツ活動に取り組めるまちの実現に向けて、この施策の指標としました。	57.5% (平成28年度) ※平成29年度の 結果に更新 予定	65.0% ※平成29年度の 結果により 見直す場合あり	平成28年度第4 回区政モニター アンケート

個別施策	Ⅲ-15 多文化共生※のまちづくりの推進					
	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成29年度)	目標水準 (平成39年度)	データ 出典
Ⅲ-15	地域における多文化共生※の定着度	「地域における多文化共生が※進んでいる」と回答する区民の割合	「多文化共生※のまち」の実現の度合いを表すため、この施策の指標としました。	※平成29年度第4回区政モニターアンケートの結果を掲載予定	増加 ※平成29年度の結果により見直す場合あり	区政モニターアンケート

個別施策	Ⅲ-16 平和都市の推進					
	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成29年度)	目標水準 (平成39年度)	データ 出典
Ⅲ-16	平和イベントの参加者数	平和派遣報告会や平和コンサートなどの平和啓発事業の参加者数	区民一人ひとりが平和の大切さと戦争の悲惨さへの認識を深め、平和を守っていくまちの実現にむけて、この施策の指標としました。	400人	増加	事業実績による

基本政策Ⅳ 健全な区財政の確立

個別施策	Ⅳ-1 効果的・効率的な行財政運営					
	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成29年度)	目標水準 (平成39年度)	データ 出典
Ⅳ-1	効果的・効率的な行財政運営	効果的・効率的な行財政運営を推進する。	健全な区財政の確立には、効果的・効率的な行財政運営を推進することが重要であるため、この施策の指標としました。	推進	推進	—

個別施策	Ⅳ-2 公共施設マネジメントの強化					
	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成29年度)	目標水準 (平成39年度)	データ 出典
Ⅳ-2	公共施設等総合管理計画に基づく公共施設マネジメントの強化	個別施設の更新等を検討する場合は、公共施設等総合管理計画に基づいて実施する。	公共施設の維持管理・安全確保・長寿命化・統廃合などを総合的かつ計画的に行い、財政負担の軽減・平準化と施設の最適な配置を実現するため、この施策の指標としました。	推進	推進	公共施設等総合管理計画

基本政策V 好感度1番の区役所

個別施策	V-1 行政サービスの向上					
	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成29年度)	目標水準 (平成39年度)	データ 出典
V-1	区役所への好感度	様々な区役所とのかかわりの中で、職員の対応や区の発行物のわかりやすさなど印象が「良い」と感じる人の割合	職員の接遇対応力や分かりやすい情報提供は、区民との信頼関係を築く上で不可欠であるため、この施策の指標としました。	※平成29年度第4回区政モニターアンケートの結果を掲載予定	50.0% ※平成29年度の結果により見直す場合あり	区政モニターアンケート

個別施策	V-2 職員の能力開発、意識改革の推進					
	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成29年度)	目標水準 (平成39年度)	データ 出典
V-2	職員研修受講者率	1年間に職員研修を受講した職員の数の全職員に対する割合(正規職員)	区民視点で考え、自ら政策立案できる職員の育成の取組の度合いを表すため、この施策の指標としました。	125% (延べ実施人数3,322/職員数2,662) (平成27年度)	125%	事業実績による

個別施策	V-3 地方分権の推進					
	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成29年度)	目標水準 (平成39年度)	データ 出典
V-3	国、都からの区への更なる権限移譲と財源移譲	国、都からの区への権限移譲及びこれに伴う適正な財源移譲についての働きかけの継続	地方分権の実現には、国、都への継続した働きかけが効果的であるため、この施策の指標としました。	国、都への継続した働きかけの継続	国、都からの区への更なる権限移譲と財源移譲の推進	—

2 用語集

あ行

●ICT

Information & Communications Technology の略。情報や通信に関する技術の総称のこと。

●アスベスト

アスベスト(石綿)とは、天然に産する鉱物繊維のことで、耐熱性、耐薬品性、絶縁性等の諸特性に優れているため、建築材料のほか、電気製品、自動車、家庭用品等の様々な用途に用いられ、中でも吹き付けアスベストはビル等の耐火建築材として多く使われた。しかし、労働安全の面から、平成18年からアスベスト含有率が0.1%を超える製品の使用等は禁止されている。

●新たな防火規制

東京都建築安全条例第7条の3の規定に基づく防火規制。建物の不燃化を促進し木造密集地域の再生産を防止するために災害時の危険性の高い地域について指定し、建物の耐火性能を強化する規制

●一類感染症

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定された感染症のうち、感染力・重篤度・危険性が極めて高いエボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱のことをいう。

●インフラ

インフラストラクチャーの略。都市における社会生活や経済活動を円滑に維持し、発展させるために基盤となる施設。道路・鉄道・港湾・上下水道、電気・ガス・通信などの施設をいう。

●NPO

Non-Profit Organizationの略。行政や民間企業に属さず、社会的に必要な公益的活動をする民間の非営利組織のこと。福祉やまちづくり、環境、国際協力などの社会的な課題に、市民が主体的に取り組んでいる組織をいう。都道府県や指定都市からNPO法(特定非営利活動促進法)に基づく認証を得た団体は法人格を有する。

●エリアマネジメント

地域の良好な環境の維持や賑わいの創出などを図るための、住民、団体等による主体的な地域経営の取組

●OJT

On-the-Job Training の略。各職場内で行う研修のこと。仕事を通じて教育訓練を行うこと。

●オープンカフェ

公道にパラソルやテーブル椅子などを並べ営業する形態の飲食店

か行

●介護予防

要介護状態の発生をできる限り防ぐ(遅らせる)こと、そして要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、さらには軽減を目指すこと。

●歌舞伎町タウン・マネージメント

歌舞伎町ルネッサンスの取組を関係者が連携して推進していくため、地元、事業者、関係行政機関等を構成員として設立した団体

●歌舞伎町ルネッサンス推進協議会

歌舞伎町を誰もが安心して楽しめるまちへと再生する取組として、①「クリーン作戦プロジェクト」(犯罪インフラの除去と環境浄化・美化)、②「地域活性化プロジェクト」(新たな文化の創造と発信)、③「まちづくりプロジェクト」(健全で魅力あふれるまちづくり)の3つのプロジェクトを中心に活動する、地元商店街振興組合、町会、有識者、区、都、区などからなる協議会

●感震ブレーカー

地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具のこと。

感震ブレーカーの設置は、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段となる。

●感染症指定医療機関

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定された新感染症、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症に罹患した患者の入院、医療を行う医療機関。特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関がある。

●基礎自治体

住民にとって最も身近な行政サービスを提供する市町村、特別区(東京23区)のこと。

●帰宅困難者

大規模災害が発生したことに伴い、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しが無い場合において、区内に存する事業所、学校等に通勤し、通学し、または買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で、徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。

●QOL

Quality Of Life の略。生活の質のこと。

●緊急輸送道路

東京都地域防災計画に定める、高速自動車道国道、一般国道及びこれらを連結する幹線的な道路、並びにこれらの道路と東京都知事が指定する拠点(指定拠点)とを連結し、又は指定拠点を相互に連絡する道路

●ケアマネジャー

介護の知識を幅広くもった専門家で、介護保険サービスを利用するときに相談を受け、利用者の心身の状況に応じたケアプランを作成する。また、サービス事業者との調整やケアプランの評価・見直しを継続的に行う。

●健康寿命

人の寿命あるいは余命のうち、心身ともに健康で暮らすことができる期間

●公衆無線LAN

不特定多数の人が集まる空間に設置された無線LANアクセスポイントを利用して、有償または無償で利用することのできる無線LANのこと。

●交通結節機能

空港や鉄道駅等で、バス、自動車等、他の交通機関との乗り継ぎが図られ、多方向への移動の円滑化、利便性を確保する機能

●子どもの権利

子どもの保障されるべき基本的な人権を国際的に定めた条約が、1989年11月20日国連総会において採択され、1990年に「子どもの権利条約」が国際条約として発効された。日本は、1994年に条約を批准した。この条約による子どもの権利の代表的なものには、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」がある。

●コミュニティ・スクール

学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み

さ行

●災害時要援護者

災害発生時において必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとるのに支援を必要とする人々（高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦等を想定）をいう。

●細街路

幅員4m未満の狭い道路

●市街地再開発

都市再開発法に基づき、建築物と公共施設とを一体的に整備することにより、木造住宅密集地域や住宅、店舗及び工場等が混在し、防災面や居住環境面で課題を抱える市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とする事業

●自転車シェアリング

新たな移動手段の確保や地域・観光の活性化、まちの回遊性の向上などを目的とし、いつでも、どこかのサイクルポートでも自転車の貸出・返却が可能な自転車の共同利用システム

●住宅宿泊事業法

住宅の全部又は一部を活用し、宿泊料を受けて人を宿泊させる事業（民泊）について、住宅宿泊事業の届出や、住宅宿泊管理業・住宅宿泊仲介業の登録等の一定のルールを定め、事業者等に適正な運営を行うことを義務付けたもの（平成30年6月15日施行）。なお、住宅宿泊事業法の届出等や旅館業法の許可の手続きを行わず、この事業を実施しているものは、いわゆる「違法民泊」として旅館業法違反となる。

●食育

健康の基本となる食生活について教育を行うこと。食べる物を選ぶ力、調理法、味覚形成、食べ物に関する知識を学ぶことで、豊かな食生活を楽しむ力をつけることを目指す。

●新型インフルエンザ

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することにより発症する病気で、通常、ヒトからヒト等、同種の間で感染するものである。ウイルスが変異することによって発生する今までヒトが感染したことのない新しいタイプのインフルエンザを新型インフルエンザと呼ぶ。

●新宿区新型インフルエンザ等対策地域医療包括BCP

新型インフルエンザ等の発生に備え、区内の医療機関等が相互に連携し、役割を分担して感染拡大を可能な限り抑制し、感染症患者が速やかに必要な医療を受けられる体制を整備することを目的とした、事業継続計画（BCP: Business Continuity Plan）

●ストレスマネジメント

自分自身で心身の緊張といったストレス反応に気づき、それを解消していくこと。

●3R

資源循環型社会を推進するために取り組む行動、①ごみの発生自体を減らす「発生抑制(Reduce:リデュース)」、②繰り返し使う「再利用(Reuse:リユース)」、③資源として再生して利用する「再生利用(Recycle:リサイクル)」の3つの頭文字をとったもの

●生活習慣病

食習慣、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に影響を及ぼす疾患の総称。肥満、高血圧、循環器病などは生活習慣病の一例である。

●セーフティネット

元々は、サーカスの空中ブランコや綱渡りのとき、万が一の落下に備えて張られた網から由来し、「安全網」「安心ネット」あるいは「安全装置」と訳されてきた。今日の一般的なセーフティネットとは、病気、事故、失業、災害、犯罪など人生における不測の事態に陥ったときに、安全と安心を確保するためにあらかじめ国や自治体、個人が備えている様々な対策をいう。

●セクシュアル・ハラスメント

労働や教育などの公的な場の社会関係において、歓迎されない性的言動または行為により、相手に不快感を与えること。

た行

●多文化共生

国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め、理解しあい、ともに生きていくこと。

●地域ケア会議

地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの実現に向けた会議であり、個別のケースを扱う「個別型」、地域課題を検討する「日常生活圏域型」、行政計画等へつなげる検討を行う「地域ケア推進会議」の3類型がある。

●地域包括ケアシステム

生活の中心となる住まいにおいて、できる限り自身が元気で自立した暮らしを送るための介護予防に努めることを基本とし、安心した日常生活を送るための生活支援が受けられ、万が一、医療や介護が必要になっても、高齢者本人やその家族等が、地域の様々な支援や専門的なサービスを包括的に利用することによって、可能な限り在宅で生活できるような仕組みのこと。

●地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の形態、公共施設の配置などを定め、その地区にふさわしい良好な環境を整備、保全するための計画

●長周期地震動

揺れの周期が長い(2、3～20秒)波長を多く含む地震動で、船酔いを起こすようなゆっくりとした揺れが非常に長く続くという特徴がある。

●DI

Diffusion Index(ディフュージョンインデックス)の略で、増加(又は「上昇」「楽」など)したと答えた企業割合から、減少(又は「下降」「苦しい」など)したと答えた企業割合を差引いた数値のこと。不変部分を除いて増加したとする企業と減少したとする企業のどちらかの力が強いかを比べて時系列的に傾向をみようとするもの

●特定感染症指定医療機関

感染症指定医療機関のうち、新感染症、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院

●特定緊急輸送道路

緊急輸送道路のうち、応急対策の中核を担う都庁本庁舎や立川地域防災センター、重要港湾、空港等を連絡する道路や、その道路と区市町村庁舎等を連絡する道路として、特に沿道の建築物の耐震化を図る必要があると東京都知事が認める道路

●特定健診

高齢者の医療の確保に関する法律により、医療保険者に対して実施が義務づけられた、内臓脂肪の蓄積等に着目した生活習慣病に関する健康診査のこと。対象は40歳以上74歳以下の者

●特定事業主

「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業活動における活躍の推進に関する法律」において、事業主に行動計画の策定を義務付けており、事業主のうち、公務部門(国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの)を特定事業主、民間部門を一般事業主と規定している。

は行

●ヒートアイランド現象

建物や工場、自動車などによる人工排熱の増加、緑地の減少とアスファルトやコンクリート面などの拡大による地表面被膜の人工化、密集した建物による風通しの阻害などによる都市形態の高密度化により、地表面での熱吸収が行われずに、都市部に熱が溜まる現象で、自然の気候とは異なった都市部特有の局地的な気象。都市部において、郊外部よりも気温が高くなり、等温線を描くと都市部が島の形に似ることから、この名称が付けられている。

●ピクトグラム

表現対象を視覚イメージとして抽象化し、文字以外のシンプルな図記号によって表したもの。一見してその表現内容を理解できることから、優れた情報提供手段となっている。国際的に通用する標準案内用図記号(一部JIS化)が定められている。

●福祉避難所

自宅や通常の避難所での生活が困難な高齢者や障害者等のために開設される避難所のことをいう。

ま行

●無線LAN

有線ケーブルを使わず、無線通信でデータの送受信をするコンピュータネットワークLAN(ローカルエリアネットワーク)のこと。

●木造住宅密集地域

木造住宅を中心とした老朽住宅等が密集し、かつ、道路、公園等の公共施設等の整備が十分でないため、住環境の改善が必要な地域をいう。

や行

●ユニバーサルデザイン

性別、年齢、障害の有無などの区別なく、全ての人が利用しやすいように配慮された製品、建築物、生活空間などのデザインをいう。社会生活上の障壁を除去するバリアフリーに対し、誰もが利用しやすいデザインをはじめから取り入れていくことがユニバーサルデザインの考え方である。

●要配慮者

発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を必要とする者(高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦等を想定)をいう。

ら行

●ライフステージ

人の一生を、幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期などと分けたそれぞれの段階をいう。

●ライフライン

都市生活や都市活動を支えるために不可欠な、水道、ガス、電気、通信等の供給処理施設や情報通信施設のこと。

わ行

●ワーク・ライフ・バランス

誰もが仕事とそれ以外の責任・欲求とをうまく調和させられるような、生活リズムのもてる働き方を調整すること。

●ワークショップ

市民参加によるまちづくりの手法の一つで、一般的に、地域に係わる立場や経験、考え方の異なる人が参加し、知恵と工夫を出し合い、地域の抱える課題の整理や解決方策等を検討し、参加者全員の協働作業を通じて成果をとりまとめていくことをいう。